

193
9
㊄

193-Se19-5㊄



1200500728662



始



193
SE 19
5

574

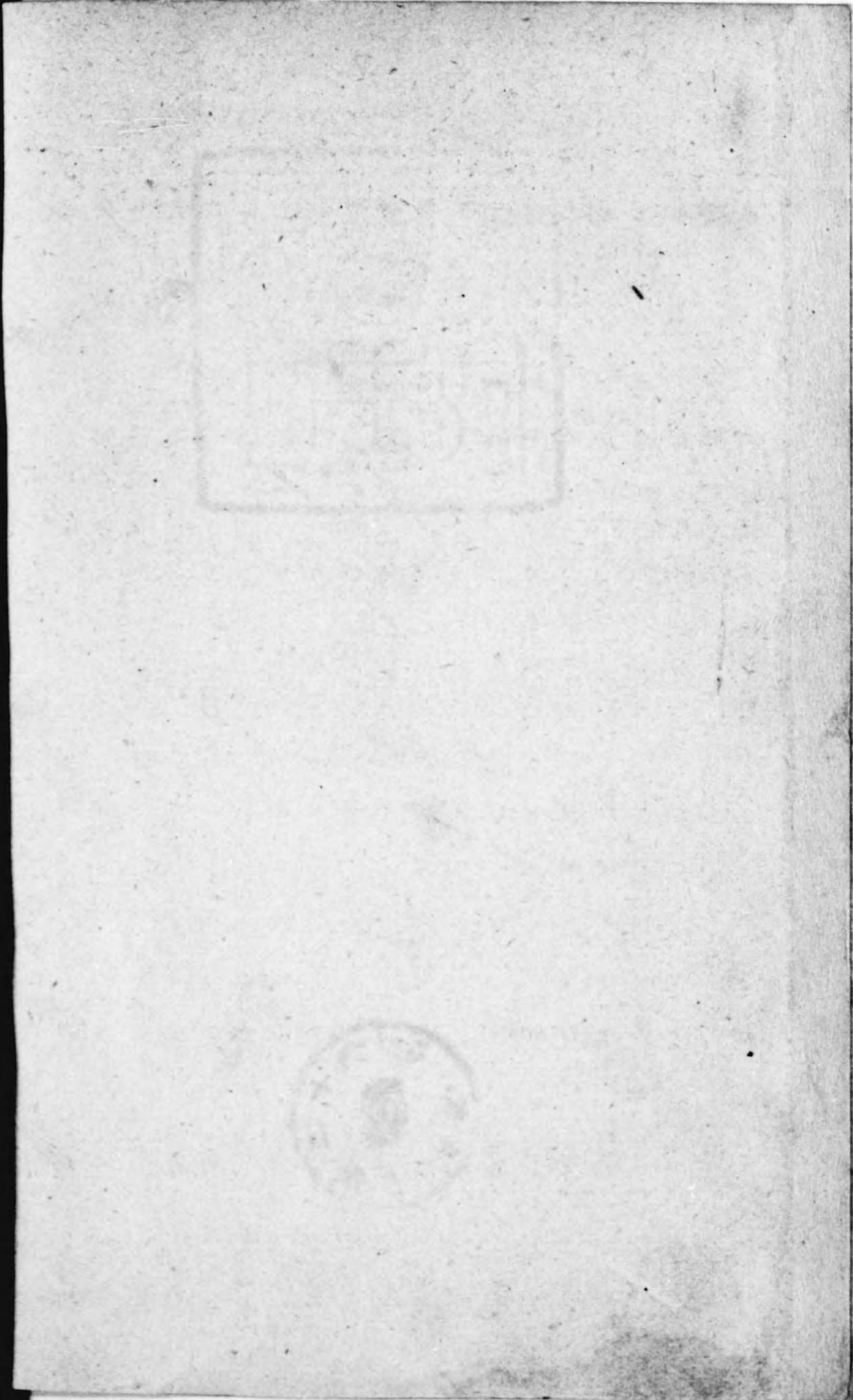


舊新約聖書



日本聖書協會

欠



舊約聖書

三十九卷

欠

欠

舊學叢書

三十六卷

欠

二三 第三の河の名はヒデケルといふ是はアツスリヤの東に流るゝものなり第四の河はユフラタなり 二三
其人を翳て彼をエデンの園に置き之を理め之を守らしめ給へり 二六 エホバ神其人に命じて言たまひけるは園の
各種の樹の果は汝意のままに食ふことを得 然ど善惡を知の樹は汝その果を食ふべからず汝之を食ふ日には
必ず死べければなり

二八 エホバ神言たまひけるは人獨なるは善らず我彼に適ふ助者を彼のために造らんと 二九 エホバ神土を以て野
の諸の獸と天空の諸の鳥を造りたまひてアダムの之を何と名るかを見んとて之を彼の所に率ゐたりたまへりア
ダムが生物に名けたる所は皆其名となりぬ 三〇 アダム諸の家畜と天空の鳥と野の諸の獸に名を與へたり然どア
ムには之に適ふ助者みえざりき 三二 是に於てエホバ神アダムを熟く睡らしめ睡りし時其肋骨の一を取り肉をもて
其處を填塞たまへり 三三 エホバ神アダムより取たる肋骨を以て女を成り之をアダムの所に携きたりたまへり
三四 アダム言けるは此こそわが骨の骨わが肉の内なれば男より取たる者なれば之を女と名くべしと 三三 是故に
人は其父母を離れて其妻に好合ひ二人一體となるべし 三四 アダムと其妻は二人俱に裸體にして愧ざりき

三五 第三 三六 エホバ神の造りたまひし野の生物の中に蛇最も狡猾し蛇婦に言ひけるは神真に汝等園の諸の樹の
果は食ふべからずと言たまひしや 三六 蛇婦に言けるは我等園の樹の果を食ふことを得 然ど園の

中央に在樹の果實をば神汝等之を食べからず又之に捫るべからず恐は汝等死んと言給へり 三七 蛇婦に言けるは
汝等必らず死る事あらじ 三八 神汝等が之を食ふ日には汝等の目開け汝等神の如くなりて善惡を知に至るを知りた
まふなりと 三九 蛇婦を見れば食に善く目に美麗しく且智慧からんが爲に慕はしき樹なるによりて遂に其果實を取て
食ひ亦之を己と惜なる夫に與へければ彼食へり 四〇 是において彼等の目俱に開て彼等其裸體なるを知り乃ち
無花果樹の葉を綴て裳を作れり 四一 彼等園の中に日の清涼き時分歩きたまふエホバ神の聲を聞しかばアダムと其
妻即ちエホバ神の面を避て園の樹の間に身を匿せり

一〇九 エホバ神アダムを召て之に言たまひけるは汝は何處にをるや 一〇 彼いひけるは我園の中に汝の聲を聞き
 裸體なるにより懼れて身を匿せりと 一一 エホバ言たまひけるは誰が汝の裸なるを汝に告しや汝は我が汝に食ふ
 なかれと命じたる樹の果を食ひたりしや 一二 アダム言けるは汝が與て我と偕ならしめたまひし婦彼其樹の果實を
 我にあたへたれば我食へりと 一三 エホバ神婦に言たまひけるは汝がなしたる此事は何ぞや婦言けるは蛇我を誘惑
 して我食へりと 一四 エホバ神蛇に言たまひけるは汝是を爲たるに因て汝は諸の家畜と野の諸の獸よりも勝りて祖
 たる汝は腹行て一生の間塵を食ふべし 一五 又我汝と婦の間および汝の苗裔と婦の苗裔の間に怨恨を置ん彼は汝の
 頭を碎き汝は彼の踵を碎かん 一六 又婦に言たまひけるは我大に汝の懐妊の劬勞を増すべし汝は苦みて子を産ん又
 汝は夫をしたひ彼は汝を治めん 一七 又アダムに言たまひけるは汝その妻の言を聽て我が汝に命じて食ふべからず
 と言たる樹の果を食ひしに緣て土は汝のために詛はる汝は一生のあひだ勞苦て其より食を得ん 一八 土は荆棘と藎
 とを汝のために生ずべしまた汝は野の草蔬を食ふべし 一九 汝は面に汗して食物を食ひ終に土に歸らん其は其中よ
 り汝は取れたればなり汝は塵なれば塵に皈るべきなりと 二〇 アダム其妻の名をエバと名けたり其は彼は群の生物
 の母なればなり 二一 エホバ神アダムと其妻のために皮衣を作りて彼等に衣せたまへり 二二
 二三 エホバ神曰たまひけるは視よ夫人我等の一の如くなりて善惡を知る然ば恐くは彼其手を舒べ生命の樹の
 果實をも取りて食ひ無限生んと 二四 エホバ神彼をエデンの園よりいだし其取て造られたるところの土を耕さしめ
 たまへり 二五 斯神其人を逐出しエデンの園の東にケルビムと自から旋轉る焰の劍を置て生命の樹の邊を保守り
 たまふ

第四章

一 アダム其妻エバを知る懷孕みてカインを生みて言けるは我エホバによりて一個の人を得たりと
 二 又カインの兄弟アベルを生りアベルは羊を牧ふ者カインは土を耕す者なりき 三 日を經て後カイ
 ンより出る羊を殺りてエホバに獻げたまへり 四 アベルもまた其羊の初生と其肥たるものを携來れり

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

エホバ、アベルと其供物を眷顧みたまひしかども カインと其供物をば眷み給はざりしかばカイン甚怒り且
 其面をふせたり 六 エホバ、カインに言たまひけるは汝何ぞ怒るや何ぞ面をふするや 汝若善を行はば擧る
 ことをえざらんや若善を行はずば罪門戸に伏す彼は汝を慕ひ汝は彼を治めん 七 カイン其弟アベルに語りぬ
 彼等野にをりける時カイン其弟アベルに起かゝりて之を殺せり 八
 九 エホバ、カインに言たまひけるは汝の弟アベルは何處にをるや彼言ふ我しらす我あに我弟の守者なら
 んやと 一〇 エホバ言たまひけるは汝何をなしたるや汝の弟の血の聲地より我に叫べり 一一 されば汝は詛れて此地
 を離るべし此地其口を啓きて汝の弟の血を汝の手より受たればなり 一二 汝地を耕すとも地は再其力を汝に效さ
 じ汝は地に吟行ふ流離子となるべしと 一三 カイン、エホバに言けるは我が罪は大にして負ふこと能はず 一四 視よ
 汝今日斯地の面より我を逐出したまふ我汝の面を觀ることなきにいたらん我地に吟行ふ流離子とならん凡そ我
 に遇ふ者我を殺さん 一五 エホバ彼に言たまひけるは然らず凡そカインを殺す者は七倍の罰を受んとエホハ、カイ
 ンに遇ふ者の彼を擧ざるため印誌を彼に與へたまへり 一六
 一七 カイン、エホバの前を離て出でエデンの東なるノドの地に住り 一八 カイン其妻を知る懷孕みエノクを生り
 カイン邑を建て其邑の名を其子の名に循ひてエノクと名けたり 一九 エノクにイラデ生れたりイラデ、メホヤエル
 を生みメホヤエル、メトサエルを生みメトサエル、レメクを生り 二〇 レメク二人の妻を娶れり一の名はアダと曰
 ひ一の名はチラと曰り 二一 アダ、ヤバルを生みレメクは天幕に住て家畜を牧ふ所の者の先祖なり 二二 其弟の名は
 ユバルと云ふ彼は琴と笛とをとる凡ての者の先祖なり 二三 亦チラ、トバルカインを生り彼は銅と鐵の諸の刃物を
 鍛ふ者なりトバルカインの妹をナアマといふ 二四 レメク其妻等に言けるはアダとチラよ我聲を聽けレメクの妻等
 よわが言を容よ我わが創傷のために人を殺すわが瘻のために少年を殺す 二五 カインのために七倍の罰あればレメ
 クのためには七十七倍の罰あらん

アダム復其妻を知て彼男子を生み其名をセツと名けたり其は彼神我にカインの殺したるアベルのかはり
 に他の子を與へたまへりといひたればなり セツにもまた男子生れたりかれ其名をエノスと名けたり此時人々
 エホバの名を呼ぶことをはじめたり

第五章

アダムの傳は是なり神人を創造りたまひし日に神に象て之を造りたまひ 彼等を男女に
 造りたまへり彼等の創造られし日に神彼等を祝してかれらの名をアダムと名けたまへり アダム
 百三十歳に及びて其像に循ひ己に象て子を生み其名をセツと名けたり アダムのセツを生し後の齡は八百歳
 にして男子女子を生り アダムの生存へたる齡は都合九百三十歳なりき而して死り

セツ百五歳に及びてエノスを生り セツ、エノスを生し後八百七年生存へて男子女子を生り セツ
 の齡は都合九百十二歳なりき而して死り

エノス九十歳におよびてカインを生り エノス、カインを生し後八百十五年生存らへて男子女子を
 生り エノスの齡は都合九百五歳なりき而して死り

カイン七十歳におよびてマハラルを生り カイン、マハラルを生し後八百四十年生存へて男子
 女子を生り カインの齡は都合九百十歳なりきしかして死り

マハラル六十五歳に及びてヤレドを生り マハラル、ヤレドを生し後八百三十年生存へて男子女子
 を生り マハラルの齡は都合八百九十五歳なりき而して死り

ヤレド百六十二歳に及びてエノクを生り ヤレド、エノクを生し後八百八十年生存へて男子女子を生り
 ヤレドの齡は都合九百六十二歳なりき而して死り

エノク六十五歳に及びてメトセラを生り エノク、メトセラを生し後三百三年神とともに歩み男子女子を
 生り エノクの齡は都合三百六十五歳なりき エノク神と偕に歩みしが神かれを取りたまひければをらす
 なりき

なりき

メトセラ百八十七歳におよびてレメクを生り メトセラ、レメクを生しのち七百八十二年生存へて男子
 女子を生り メトセラの齡は都合九百六十九歳なりき而して死り

レメク百八十二歳に及びて男子を生み 其名をノアと名けて言けるは此子はエホバの詛ひたまひし地に
 由れる我操作と我勞苦とに就て我らを慰めん レメク、ノアを生し後五百九十五年生存へて男子女子を生り

レメクの齡は都合七百七十七歳なりき而して死り
 ノア五百歳なりきノア、セム、ハム、ヤベテを生り

第六章

人地の面に繁衍はじまりて女子之に生るゝに及べる時 神の子等人の女子の美しきを見て其好
 む所の者を取て妻となせり エホバいひたまひけるは我靈永く人と争はじ其は彼も肉なればなり
 然ど彼の日は百二十年なるべし 當時地にネビリムありき亦其後神の子輩人の女の所に入りて子女を生しめた
 りしが其等も勇士にして古昔の名聲ある人なりき

エホバ人の惡の地に大なると其心の思念の都て圖維る所の恒に惟惡きのみなるを見たまへり 是に於て
 エホバ地上に人を造りしことを悔いて心に憂へたまへり エホバ言たまひけるは我が創造りし人を我地の面
 より拭去ん人より獸昆蟲天空の鳥にいたるまでほろぼさん其は我之を造りしことを悔ればなりと されどノア
 はエホバの目のまへに恩を得たり

ノアの傳は是なりノアは義人にして其世の完全き者なりきノア神と偕に歩めり ノアはセム、ハム、
 ヤベテの三人の子を生り 時に世神のまへに亂れて暴虐世に滿益ちたりき 神世を視たまひけるに視よ亂れ
 たり其は世の人皆其道をみだしたればなり
 神ノアに言たまひけるは諸の人の末期わが前に近づけり其は彼等のために暴虐世にみつればなり視よ我彼

等を世とともに剪滅さん 汝松木をもて汝のために方舟を造り方舟の中に房を作り濯青をもて其内外を塗るべし 汝かく之を作るべし即ち其方舟の長は三百キユビト其淵は五十キユビト其高は三十キユビト 又方舟に導光欄を作り上一キユビトに之を作り終べし又方舟の戸は其傍に設くべし下牀と二階と三階とに之を作るべし 視よ我洪水を地に起して凡て生命の息氣ある肉なる者を天下より剪滅し絶ん地にをる者は皆死ぬべし 然ど汝とは我わが契約をたてん汝は汝の子等と汝の妻および汝の子等の妻とともに其方舟に入るべし 又諸の生物總て肉なる者をば汝各其二を方舟に挈へりて汝とともに其生命を保たしむべし其等は牝牡なるべし 鳥其類に従ひ獸其類に従ひ地の諸の昆蟲其類に従ひて各二汝の所に至りて其生命を保つべし 汝食はるる諸の食品を汝の許に取て之を汝の所に集むべし是即ち汝と是等の物の食品となるべし ノア是爲し都て神の己に命じたまひしごとく然爲せり

第七章

エホバ、ノアに言たまひけるは汝と汝の家皆方舟に入べし我汝がこの世の人の中にてわが前に義を視たればなり 諸の潔き獸を牝牡七宛 汝の許に取り潔らぬ獸を牝牡二 亦天空の鳥を雌雄七宛取て種を全地の面に生のこらしむべし 今七日ありて我四十日四十夜地に雨ふらしめ我造りたる萬有を地の面より拭去ん ノア、エホバの凡て己に命じたまひし如くなせり

地に洪水ありける時にノア六百歳なりき ノア其子等と其妻および其子等の妻と俱に洪水を避て方舟にいりぬ 潔き獸と潔らざる獸と鳥および地に匍ふ諸の物 牝牡二宛ノアに來りて方舟にいりぬ神のノアに命じたまへるが如し かくて七日の後洪水地に臨めり ノアの齡の六百歳の二月即ち其月の十七日に當り此日に大淵の源皆潰れ天の戸開けて 雨四十日四十夜地に注げり

此日にノアとノアの子セム、ハム、ヤベテおよびノアの妻と其子等の三人の妻諸俱に方舟にいりぬ 彼等および諸の獸其類に従ひ諸の家畜其類に従ひ都て地に匍ふ昆蟲其類に従ひ諸の禽即ち各様の類の鳥皆其類に従ひ

て入りぬ 即ち生命の息氣ある諸の肉なる者二宛ノアに來りて方舟にいりぬ 入たる者は諸の肉なる者の牝牡にして皆いりぬ神の彼に命じたまへるが如しエホバ乃ち彼を閉置たまへり 洪水四十日地にありき是において水増し方舟を浮めて方舟地の面に高くあがり 而して水瀾漫りて大地に増しぬ方舟は水の面に漂へり 水甚大に地に瀾漫りければ天下の高山皆おほはれたり 水はびこりて十五キユビトに上りければ山々おほはれたり 凡そ地に動く肉なる者鳥家畜獸地に匍ふ諸の昆蟲および人皆死す 即ち凡そ其鼻に生命の息氣のかよふ者都て乾土にある者は死す 斯地の表面にある萬有を人より家畜昆蟲天空の鳥にいたるまで盡く拭去たまへり是等は地より拭去れたり唯ノアおよび彼とともに方舟にありし者のみ存れり 水百五十日のあひだ地にはびこりぬ

第八章

神ノアおよび彼とともに方舟にある諸の生物と諸の家畜を眷念ひたまひて神乃ち風を地の面に吹しめたまひければ水減りたり 亦淵の源と天の戸閉塞りて天よりの雨止ぬ 是に於て水次第に地より退き百五十日を経てのち水減り 方舟は七月に至り其月の十七日にアララテの山に止りぬ 水次第に減て十月に至りしが十月の月朔に山々の嶺現れたり

四十日を経てのちノア其方舟に作りし窓を啓て 鴉を放出ちけるが水の地に潤るまで往來しをれり 彼地の面より水の減少しかを見んとて亦鶴を放出いだしけるが 鶴其足の跡を止べき處を得ずして彼に還りて方舟に至れり其は水全地の面にありたればなり彼乃ち其手を舒て之を執へ方舟の中におのれの所に接入たり 尙又七日待て再び鶴を方舟より放出ちけるが 鶴暮におよびて彼に還れり視よ其口に嫩葉の新葉ありき是に於てノア地より水の減少しをしれり 尙又七日まぢて鶴を放出ちけるが再び彼の所に歸らざりき

六百一年の一月の月朔に水地に潤たりノア乃ち方舟の蓋を撤きて視しに視よ土の面は燥てありぬ 二月の二十七日に至りて地乾きたり 爰に神ノアに語りて言給はく 汝および汝の妻と汝の子等と汝の子等の妻

ともに方舟を出べし 汝とともにある諸の肉なる諸の生物 諸の肉なる者即ち鳥家畜および地に匍ふ諸の昆蟲を率いでよ此等は地に饑く生育地の上に生且増殖すべし ノアと其子等と其妻および其子等の妻ともに出たり 諸の獸 諸の昆蟲および諸の鳥等凡そ地に動く者種類に従ひて方舟より出たり

ノア、エホバのために壇を築き 諸の潔き獸と 諸の潔き鳥を取て燔祭を壇の上に獻げたり エホバ其馨き香を聞きたまひてエホバ其意に謂たまひけるは我再び人の故に因て地を詛ふことをせじ其は人の心の圖維るところ其幼少時よりして悪ければなり又我曾て爲たる如く再び諸の生る物を撃ち滅さじ 地のあらん限りは播種時、收穫時、寒熱、夏冬および日と夜息ことあらじ

第九章

神ノアと其子等を祝して之に曰たまひけるは生よ増殖よ地に満よ 地の諸の獸 畜天空の諸の鳥 汝等の食となるべし 菜蔬のごとく我之を皆汝等に與ふ 然ど肉を其生命なる其血のまゝに食ふべからず 汝等の生命の血を流すをば我必ず討さん 獸之をなすも人これを爲すも我討さん 凡そ人の兄弟人の生命を取ば我討すべし 凡そ人の血を流す者は人其血を流さん 其は神の像のごとくに人を造りたまひたればなり 汝等生よ増殖よ地に饑くなりて其中に増殖よ

神ノアおよび彼と偕にある其子等に告て言たまひけるは 見よ我汝等と汝等の後の子孫 および汝等と偕なる諸の生物即ち汝等とともになる鳥家畜および地の諸の獸と契約を立ん 都て方舟より出たる者より地の諸の獸にまで至らん 我汝等と契約を立ん 總て肉なる者は再び洪水に絶るゝ事あらじ 又地を滅す洪水再びあらざるべし 神言たまひけるは我が我と汝等および汝等と偕なる諸の生物の間に世々限りなく爲す所の契約の徴は是なり 我わが虹を雲の中に見えん 是我と世との間の契約の徴なるべし 即ち我雲を地の上に起す時 虹雲の中に現るべし 我乃ち我と汝等および總て肉なる諸の生物の間のわが契約を記念はん 水再び諸の肉なる者を滅す

洪水とならじ 虹雲の中にあらん我之を觀て神と地にある都て肉なる諸の生物との間なる永遠の契約を記念せん 神ノアに言たまひけるは是は我が我と地にある諸の肉なる者との間に立たる契約の徴なり

ノアの子等の方舟より出たる者はセム、ハム、ヤベテなりきハムはカナン之父なり 是等はノアの三人の子なり 全地の民は是等より出て蔓延れり

爰にノア農夫となりて葡萄酒を植ることを始しが 葡萄酒を飲て醉天幕の中において裸になれり カナンの父ハム其父のかくし所を見て外にありし二人の兄弟に告たり セムとヤベテ乃ち衣を取て俱に其肩に負け 後向に歩みゆきて其父の裸體を覆へり 彼等面を背にして其父の裸體を見ざりき ノア酒さめて其若き子の己に爲たる事を知れり 是に於て彼言けるはカナン詛はれよ 彼は僕輩の僕となりて其兄弟に事へん 又いひけるはセムの神エホバは讀べきかなカナン彼の僕となるべし 神ヤベテを大ならしめたまはん 彼はセムの天幕に居住はんカナン其僕となるべし

第一〇章

ノアの後三百五十年生存へたりノアの齢は都て九百五十年なりき而して死す

ノアの子セム、ハム、ヤベテの傳は是なり 洪水の後彼等に子等生れたり

ヤベテの子はゴメル、マゴグ、マデア、ヤワン、トバル、メセク、テラスなり

ゴメルの子はアシケナズ、リバテ、トガルマなり ヤワンの子はエリシヤ、タルシシ、キツテムおよびドダニムなり 是等より諸國の洲島の民は派分れ出て 各其方言と其宗族と其邦國とに循ひて其地に住り

ハムの子はクシ、ミツライム、フテおよびカナンなり クシの子はセバ、ハビラ、サブタ、ラアマ、サブテカなり ラアマの子はシバおよびデダンなり クシ、ニムロデを生り彼始めて世の權力ある者となれり 彼はエホバの前にありて權力ある獵夫なり 是故にエホバの前にある夫權力ある獵夫ニムロデの如しといふ諺あり

彼の國の起初はシナルの地のバベル、エレク、アツカデ、及びカルネなりき 其地より彼アツスリヤに出で

ニネベ、レホボタイリ、カラ およびニネベとカラの間なるレセンを建たり是は大なる城邑なり ミツライム、ル
 デ族アナミ族レハビ族ナフト族 バテロス族カスル族およびカフトリ族を生りカスル族よりベリシテ族出たり
 カナン其家子シドンおよびヘテ エブス族アモリ族ギルガシ族 ヒビ族アルキ族セニ族 アルワデ
 族ゼマリ族ハマテ族を生り後に至りてカナンの宗族蔓延りぬ カナンの境はシドンよりゲラルを経てガザ
 に至りソドム、ゴモラ、アダマ、ゼボイムに沿てレシヤにまで及べり 是等はハムの子孫にして其宗族と其
 方言と其土地と其邦國に隨ひて居りぬ

セムはエベルの全の子孫の先祖にしてヤベテの兄なり彼にも子女生れたり セムの子はエラム、アシユ
 ル、アルバクサデ、ルデ、アラムなり アラムの子はウヅ、ホル、ゲテル、マシなり アルバクサデ、シラ
 を生みシラ、エベルを生り エベルに二人の子生れたり一人の名をベレグ(分れ)といふ其は彼の代に邦國分れ
 たればなり其弟の名をヨクタンと曰ふ ヨクタン、アルモダデ、シヤレフ、ハザルマウテ、エラ ハド
 ラム、ウザル、デクラ オバル、アビマエル、シバ オフル、ハピラおよびヨバブを生り是等は皆ヨクタ
 ンの子なり 彼等の居住所はメシヤよりして東方の山セバルにまで至れり 是等はセムの子孫にして其宗族
 と其方言と其土地と其邦國とに隨ひて居りぬ
 是等はノアの子の宗族にして其血統と其邦國に隨ひて居りぬ洪水の後是等より地の邦國の民は派分れ出たり

第一章

全地は一の言語一の音のみなりき 茲に人衆東に移りてシナルの地に平野を得て其處に居住り
 彼等互に言けるは去來甄石を作り之を善く蕪んと遂に石の代に甄石を獲灰沙の代に石漆を獲たり
 又曰けるは去來邑と塔とを建て其塔の頂を天にいたらしめん斯して我等名を揚て全地の表面に散ることを免れ
 んと エホバ降臨りて彼人衆の建る邑と塔とを觀たまへり エホバ言たまひけるは視よ民は一にして皆一の
 言語を用ふ今既に此を爲し始めたり然ば凡て其爲んと圖維る事は禁止め得られざるべし 去來我等降り彼處に

て彼等の言語を淆し互に言語を通ずることを得ざらしめんと エホバ遂に彼等を彼處より全地の表面に散した
 まひければ彼等邑を建ることを罷たり 是故に其名はバベル(淆亂)と呼ばる是はエホバ彼處に全地の言語を淆
 したまひしに由てなり彼處よりエホバ彼等を全地の表に散したまへり

セムの傳は是なりセム百歳にして洪水の後の二年にアルバクサデを生り セム、アルバクサデを生し後
 五百年生存へて男子女子を生り
 アルバクサデ三十五歳に及びてシラを生り アルバクサデ、シラを生し後四百三年生存へて男子女子を
 生り

シラ三十歳におよびてエベルを生り シラ、エベルを生し後四百三年生存へて男子女子を生り
 エベル三十四歳におよびてベレグを生り エベル、ベレグを生し後四百三十年生存へて男子女子を生り
 ベレグ三十歳におよびてリウを生り ベレグ、リウを生し後二百九年生存へて男子女子を生り
 リウ三十二歳におよびてセルグを生り リウ、セルグを生し後二百七年生存へて男子女子を生り
 セルグ三十年におよびてナホルを生り セルグ、ナホルを生し後二百二年生存へて男子女子を生り
 ナホル二十九歳に及びてテラを生り ナホル、テラを生し後百十九年生存へて男子女子を生り
 テラ七十歳に及びてアブラム、ナホルおよびハランを生り

テラの傳は是なりテラ、アブラム、ナホルおよびハランを生ハラシ、ロトを生り ハラシは其父テラに
 先ちて其生處なるカルデアのウルにて死たり アブラムとナホルと妻を娶れりアブラムの妻の名をサライと
 云ナホルの妻の名をミルカと云てハラシの女なりハラシはミルカの父にして亦イスカの父なりき サライは
 石女にして子なかりき テラ、カナンの地に往とて其子アブラムとハラシの子なる其孫ロト及其子アブラムの
 妻なる其媳サライをひき挈て俱にカルデアのウルを出たりしがハラシに至て其處に住り テラの齡は二百五歳

なりきテラはハランにて死

第二章

爰にエホバ、アブラムに言たまひけるは汝の國を出で汝の親族に別れ汝の父の家を離れて我が汝に示さん其地に至れ 我汝を大なる國民と成し汝を祝み汝の名を大ならしめん汝は祝福の基となるべし 我は汝を祝する者を祝し汝を詛ふ者を詛はん天下の諸の宗族汝によりて祝福を獲と アブラム乃ちエホバの自己に言たまひし言に従て出たり

アブラム其妻サライと其弟の子ロトおよび其集めたる總の所有とハランにて獲たる人衆を携へてカナンの地に往んとて出で遂にカナンの地に至れり

アブラム其地を經過してシケムの處に及びモレの橡樹に至れり其時にカナン人其地に住り 茲にエホバ、アブラムに顯現れて我汝の苗裔に此地を與へんといひたまへり彼處にて彼已に顯現れたまひしエホバに壇を築けり 彼其處よりベテルの東の山に移りて其天幕を張り西にベテル東にアイありき彼處にて彼エホバに壇を築きエホバの名を頌り アブラム尙進て南に遷れり

茲に饑饉其地にありければアブラム、エジプトに寄寓らんとて彼處に下れり其は饑饉其地に甚しかりければなり 彼近く來りてエジプトに入んとする時其妻サライに言けるは視よ我汝を觀て美麗き婦人なるを知る

是故にエジプト人汝を見る時は是は彼の妻なりとて我を殺さん然ど汝をば生存ん 請ふ汝わが妹なりと言へ然ば我汝の故によりて安にしてわが命汝のために生存ん アブラム、エジプトに至りし時エジプト人此婦を見て甚だ美麗となせり またバロの大臣等彼を視て彼をバロの前に譽めければ婦遂にバロの家に召入れられたり

是に於てバロ彼のために厚くアブラムを待ひてアブラム遂に羊牛僕婢牝牡の驢馬および駱駝を多く獲るに至れり 時にエホバ、アブラムの妻サライの故によりて大なる災を以てバロと其家を惱したまへり

ロ、アブラムを召て言けるは汝が我になしたる此事は何ぞや汝何故に彼が汝の妻なるを我に告ざりしや 汝何故に彼はわが妹なりといひしや我 幾彼をわが妻にめとらんとせり然ば汝の妻は此にあり挈去るべしと

即ち彼の事を人々に命じければ彼と其妻および其有る諸の物を送りさらしめたり

第三章

アブラム其妻および其有る諸の物と俱にエジプトを出て南の地に上れりロト彼と共にありきアブラム 其家畜と金銀に富り 彼南の地より其旅路に進てベテルに至りベテルとアイの間なる其以前に天幕を張たる處に至れり 即ち彼が初に其處に築きたる壇のある處なり彼處にアブラム、エホバの名を頌り

アブラムと借に行しロトも羊牛および天幕を有り 其地は彼等を載て俱に居しむること能はざりき彼等は其所有多かりしに縁て俱に居ることを得ざりしなり

斯有かばアブラムの家畜の牧者とロトの家畜の牧者の間に競争ありきカナン人とベリジ人此時其地に居住り

アブラム、ロトに言けるは我等は兄弟の人なれば請ふ我と汝の間およびわが牧者と汝の牧者の間に競争あらしむる勿れ

地は皆爾の前にあるにあらずや請ふ我を離れ爾若し左にゆかば我右にゆかん又爾右にゆかば我左にゆかんと

是に於てロト目を擧てヨルダンの凡ての低地を瞻望みけるにエホバ、ソドムとゴモラとを滅し給はざりし前なりければゾアルに至るまであまねく善く潤澤ひてエホバの國の如くエジプトの地の如くなりき

ロト乃ちヨルダンの低地を盡く撰とりて東に徙れり斯彼等彼此に別たり

アブラムはカナンの地に住り又ロトは低地の諸邑に住み其天幕を遷してソドムに至れり

ソドムの人は悪くしてエホバの前に大なる罪人なりき

ロトのアブラムに別れし後エホバ、アブラムに言たまひけるは爾の目を擧て爾の居る處より西東北南を瞻望め

凡そ汝が觀る所の地は我之を永く爾と爾の裔に與べし 我爾の後裔を地の塵沙の如くなさん若人地の塵沙を數ふることを得ば爾の後裔も數へらるべし

爾起て縱横に其地を行き巡るべし我之を爾に與へんとアブラム遂に天幕を遷して來りへブロンのマムレの橡林に住み彼處にてエホバに壇を築けり

第四章

當時シナルの王アマラベル、エラサル、エラムの王ゲダラオメルおよびゴイムの王、テダル等、ソドムの王ベラ、ゴモラの王ビルシャ、アダマの王シナブ、ゼドームの王セメル

およびベラ(即ち今のゾアル)の王と戦ひをなせり 是等の五人の王皆結合してシデムの谷に至れり其處は今ノ鹽海なり 彼等は十二年ケダラオメルに事へ第十三年に叛けり 第十四年にケダラオメルおよび彼と借なる王等來りてアシタロテカルナイムのレバイム人、ハムのズジ人、シャベキリアタイムのエミ人 およびセイル山のホリ人を撃て曠野の傍なるエルバランに至り 彼等歸りてエンミシバテ(即ち今のカデシ)に至りアマレク人の國を盡く撃又ハザンタマルに住るアモリ人を撃り 爰にソドムの王ゴモラの王アダマの王ゼボイムの王およびベラ(即ち今のゾアル)の王出てシデムの谷にて彼等と戦ひを接たり 即ち彼五人の王等エラムの王ケダラオメル、ゴイムの王テダル、シナルの王アマムラベル、エラサル王アリオタの四人と戦へり 二〇 シデムの谷には地澀青の坑多りしがソドムとゴモラの王等通て其處に陥りぬ其餘の者は山に遁逃たり 二二 是に於て彼等ソドムとゴモラの諸の物と其諸の食料を取て去れり 二二 彼等アブラムの姪ロトと其物を取て去り其は彼ソドムに住たればなり

茲に遁逃者來りてへブル人アブラムに之を告たり時にアブラムはアモリ人マムレの橡林に住りマムレはエシコルの兄弟又アネルの兄弟なり是等はアブラムと契約を結べる者なりき 二四 アブラム其兄弟の據にせられしを聞しかば其熟練したる家の子三百十八人を率ゐてダンまで追ひたり 二五 其家臣を分ちて夜に乗じて彼等を攻め彼等を撃破りてダマスコの左なるホバまで彼等を追ゆけり 二六 アブラム斯諸の物を奪回し亦其兄弟ロトと其物および婦女と人民を取回せり

二七 アブラム、ケダラオメルおよび彼と借なる王等を撃破りて歸れる時ソドムの王シャベの谷(即ち今の王の谷)にて彼を迎へたり 二八 時にサレムの王メルキゼデク、パンと酒を携出せり彼は至高き神の祭司なりき 二九 彼アブラムを祝して言けるは願くは天地の主なる至高神アブラムを祝福したまへ 三〇 願はくは汝の敵を汝の手に付したまひし至高神に稱譽あれとアブラム乃ち彼に其諸の物の什分の一を饋れり 三一 茲にソドムの王アブラムに言

けるは人を我に與へ物を汝に取れと 三三 アブラム、ソドムの王に言けるは我天地の主なる至高き神エホバを指て言ふ 三三 一本の絲にても鞋帯にても凡て汝の所屬は我取ざるべし恐くは汝我アブラムを富しめたりと言ん 但少者の既に食ひたる者および我と借に行し人アネル、エシコルおよびマムレの分を除くべし彼等には彼等の分を取しめよ

第一章

是等の事の後エホバの言異象の中にアブラムに臨て曰くアブラムよ懼るなかれ我は汝の干櫓なり 汝の資は甚大なるべし 二 アブラム言けるは主エホバよ何を我に與んとしたまふや我は子なくして居り此ダマスコのエリエゼル我が家の相續人なり 三 アブラム又言けるは視よ爾子を我にたまはず我が家の子わが嗣子とならんとすと 四 エホバの言彼にのぞみて曰く此者は爾の嗣子となるべからず汝の身より出る者爾の嗣子となるべしと 五 斯てエホバ彼を外に携へ出して言たまひけるは天を望みて星を數へ得るかを見よ又彼に言たまひけるは汝の子孫は是のごとくなるべしと 六 アブラム、エホバを信すエホバこれを彼の養となしたまへり 又彼に言たまひけるは我は此地を汝に與へて之を有たしめんとて汝をカルデアのウルより導き出せる

エホバなり 彼言けるは主エホバよ我いかにして我之を有つことを知るべきや 七 エホバ彼に言たまひけるは三歳の牝牛と三歳の牝山羊と三歳の牡羊と山鳩および雛き鶴を我ために取れと 八 彼乃ち是等を皆取て之を中より剖き其剖たる者を各相對はしめて置り但鳥は剖ざりき 九 鷲鳥其死體の上にする時はアブラム之を驅はらへり 一〇 斯て日の没る頃アブラム甯く睡りしが其大に暗きを覺えて懼れたり 一一 時にエホバ、アブラムに言たまひけるは爾確に知るべし爾の子孫他人の國に旅人となりて其人々に服事へん彼等四百年のあひだ之を惱さん 一二 又其服事たる國民は我之を鞠かん其後彼等は大なる財貨を携へて出ん 一三 爾は安然に爾の父祖の所にゆかん爾は選齡に達りて葬らるべし 一四 四代に及びて彼等此に返りきたらん其はアモリ人の惡未だ賁盈されば也と 一五 斯て日の没て黑暗となりし時烟と火焰の出る爐其剖たる物の中を通過り 一六 是日にエホバ、アブラムと契約をなし

て言たまひけるは我此地をエジプトの河より彼大河即ちユフラテ河まで爾の子孫に與ふ 一八 即ちケニ人ケナズ人カデモニ人 一九 ヘテ人ベリジ人レバイム人 二〇 アモリ人カナン人ギルガシ人エブス人の地是なり

第六章

一 アブラムの妻サライ子女を生ざりき彼に一人の侍女ありしがエジプト人にして其名をハガルと曰り 二 サライ、アブラムに言けるは視よエホバわが子を生むことを禁めたまひたれば請ふ我が侍女

の所に入れ我彼よりして子女を得ることあらんとアブラム、サライの言を聽いたり 三 アブラムの妻サライ其侍女なるエジプト人ハガルを取て之を其夫アブラムに與へて妻となさしめたり是はアブラムがカナンの地に十年住みたる後なりき 四 是においてアブラム、ハガルの所に入るハガル遂に孕みければ己の孕めるを見て其女主を藐視たり 五 サライ、アブラムに言けるはわが蒙れる害は汝に歸すべし我わが侍女を汝の懐に與へたるに彼己の孕るを見て我を藐視願はエホバ我と汝の間の事を鞫きたまへ 六 アブラム、サライに言けるは視よ汝の侍女は汝の手の中にあり汝の目に善と見ゆる所を彼に爲すべしサライ乃ち彼を苦めければ彼サライの面を避て逃たり

七 エホバの使者曠野の泉の旁即ちシユルの路にある泉の旁にて彼に遭ひて 八 言けるはサライの侍女ハガルの面を避て逃るは汝何處より來れるや又何處に往や彼言けるは我は女主サライの面をさけて逃るなり 九 エホバの使者彼に言けるは汝の女主の許に返り身を其手に任すべし 一〇 エホバの使者又彼に言ひけるは我大に汝の子孫を増し其數を衆多して數ふることあたはざらしめん 一一 エホバの使者又彼に言けるは汝孕めり男子を生まん其名をイシマエル

(神聴知)と名くべしエホバ汝の艱難を聴知したまへばなり 一二 彼は野驢馬の如き人とならん其手は諸の人に敵し諸の人の手はこれに敵すべし彼は其諸の兄弟の東に住んと 一三 ハガル己に論したまへるエホバの名をアタエルロイ(汝は見たまふ神なり)とよべり彼いふ我視たる後尙生るやと 一四 是をもて其井はベエルラハイロイ(我を見る活る者の井)と呼ばる是はカデシとベレデの間にあり

一五 ハガル、アブラムの男子を生めりアブラム、ハガルの生める其子の名をイシマエルと名づけたり 一六

ハガル、アブラムの男子を生めりアブラム、ハガルの生める其子の名をイシマエルと名づけたり

ル、イシマエルをアブラムに生める時アブラムは八十六歳なりき

第七章

一 アブラム九十九歳の時エホバ、アブラムに顯れて之に言たまひけるは我は全能の神なり汝我前に行みて完全かれよ 二 我わが契約を我と汝の間に立て大に汝の子孫を増ん 三 アブラム乃ち俯伏たり神又彼に告て言たまひけるは 四 我汝とわが契約を立つ汝は衆多の國民の父となるべし 五 汝の名を此後アブラムと呼ぶべからず汝の名をアブラハム(衆多の人の父)とよぶべし其は我汝を衆多の國民の父と爲ばなり 六 我汝をして衆多の子孫を得せしめ國々の民を汝より起さん王等汝より出べし 七 我わが契約を我と汝および汝の後の世々の子孫との間に立て永久の契約となし汝および汝の後の子孫の神となるべし 八 我汝と汝の後の子孫に此汝が寄寓る地即ちカナンの全地を與へて永久の産業となさん而して我彼等の神となるべし

九 神またアブラハムに言たまひけるは然ば汝と汝の後の世々の子孫わが契約を守るべし 一〇 汝等の中の男子は咸割禮を受べし是は我と汝等および汝の後の子孫の間の我が契約にして汝等の守るべき者なり 一一 汝等其陽の皮を割べし是我と汝等の間の契約の徴なり 一二 汝等の代々の男子は家に生れたる者も異邦人より金にて買たる汝の子孫ならざる者も皆生れて八日に至らば割禮を受べし 一三 汝の家に生れたる者も汝の金にて買たる者も割禮を受ざるべからず斯我契約汝等の身にありて永久の契約となるべし 一四 割禮を受ざる男兒即ち其陽の皮を割ざる者は我契約を破るによりて其人其民の中より絶るべし

一五 神又アブラハムに言たまひけるは汝の妻サライは其名をサライと稱ぶべからず其名をサラと爲べし 一六 我彼を視み彼よりして亦汝に一人の男子を授けん我彼を祝み彼をして諸邦の民の母とならしむべし 一七 諸の民の王等彼より出べし 一八 アブラハム俯伏して晒ひ其心に謂けるは百歳の人に豈で子の生ることあらんや又サラは九十歳なれば豈で産ことをなさんやと 一九 アブラハム遂に神にむかひて願くはイシマエルの汝のまへに生存へんことをと曰ふ 二〇 神言たまひけるは汝の妻サラ必ず子を生ん汝其名をイサクと名くべし我彼および其後の子孫と契約を

立て永久の契約となさん 又イシマエルの事に關ては我汝の願を聽たり視よ我彼を祝みて多衆の子孫を得さしめ大に彼の子孫を増すべし彼十二の君王を生ん我彼を大なる國民となすべし 然どわが契約は我翌年の今頃サラが汝に生ん所のイサクと之を立べし

神アブラハムと言ふことを竟へ彼を離れて昇り給へり 是に於てアブラハム神の己に言たまへる如く此日其子イシマエルと凡て其家に生れたる者および凡て其金にて買たる者即ちアブラハムの家の中なる諸の男を將きたりて其陽の皮を割たり アブラハムは其陽の皮を割れたる時九十九歳 其子イシマエルは其陽の皮を割れたる時十三歳なりき 是日アブラハムと其子イシマエル割禮を受たり 又其家の人家に生れたる者も金にて異邦人より買たる者も皆彼とともに割禮を受たり

第十八章

エホバ、マムレの橡林にてアブラハムに顯現たまへり彼は日の熱き時刻天幕の入口に坐しわたりしが 目を舉て見たるに視よ三人の人其前に立り彼見て天幕の入口より趨り行て之を迎へ 身を地に鞠めて言けるは我が主よ我若汝の目のまへに恩を得たるならば請ふ僕を通り過すなかれ 請ふ少許の水を取きたらしめ汝等の足を濯ひて樹の下に休憩たまへ 我一口のパンを取來らん汝等心を慰めて然る後過ゆべし汝等饑の所に來ればなり彼等言ふ汝が言ることく爲せ 是においてアブラハム天幕に急ぎいりてサラの許に至りて言けるは速に細麵三セヤを取り捏てパンを作るべしと 而してアブラハム牛の群に趨ゆき楢の柔にして善き者を取りきたりて少者に付しければ急ぎて之を調理ふ かくてアブラハム牛酪と牛乳および其調理へたる楢を取て彼等のまへに供へ樹の下にて其側立り彼等乃ち食へり

彼等アブラハムに言けるは爾の妻サラは何處にあるや彼言ふ天幕にあり 其一人言ふ明年の今頃我必ず爾に返るべし汝の妻サラに男子あらんサラ其後なる天幕の入口にありて聞ひたり 抑アブラハムとサラは年邁み老たる者にしてサラには婦人の常の經已に息たり 是故にサラ心に晒ひて言けるは我は老衰へ吾が主も亦老

たる後なれば我に樂あるべけんや エホバ、アブラハムに言たまひけるは何故にサラは晒ひて我老たれば果して子を生ことあらんやと言ふや エホバに豈爲し難き事あらんや時至らば我定めたる期に爾に歸るべしサラに男子あらんと サラ懼れたれば承すして我晒はずと言へりエホバ言たまひけるは否汝晒へるなり

斯て其人々彼處より起てソドムの方を望みければアブラハム彼等を送らんとて俱に行り エホバ言ひ給けるは我爲んとする事をアブラハムに隠すべけんや アブラハムは必ず大なる強き國民となりて天下の民皆彼に由て福を獲に至るべきに在らずや 其は我彼をして其後の兒孫と家族とに命じエホバの道を守りて公義と公道を行しめん爲に彼をしれり是エホバ、アブラハムに其骨て彼に就て言し事を行はん爲なり エホバ又言給ふソドムとゴモラの號呼大なるに因り又其罪甚だ重に因て 我今下りて其號呼の我に達れる如くかれら全く行ひたりしやを見んとす若しからずば我知るに至らんと

其人々其處より身を旋してソドムに赴むけりアブラハムは尙ほエホバのまへに立り アブラハム近よりて言けるは爾は義者をも惡者と俱に滅ぼし給ふや 若邑の中に五十人の義者あるも汝尙ほ其處を滅ぼし其中の五十人の義者のためにこれを恕したまはざるや なんぢ斯の如く爲て 義者を惡者と俱に殺すが如きは是あるまじき事なり又義者と惡者を均等するが如きもあるまじき事なり天下を轉く者は公義を行ふ可にあらずや エホバ言たまひけるは我若ソドムに於て邑の中に五十人の義者を看ば其人々のために其處を盡く恕さん

アブラハム應へていひけるは我は塵と灰なれども敢て我主に言上す 若五十人の義者の中五人缺たらんに爾五人の缺たるために邑を盡く滅ぼしたまふやエホバ言たまひけるは我若彼處に四十五人を看ば滅さざるべし アブラハム又重てエホバに言上して曰けるは若彼處に四十人看えなば如何エホバ言たまふ我四十人のために之をなさじ アブラハム曰ひけるは請ふわが主よ怒らずして言しめたまへ若彼處に三十人看えなば如何エホバいひたまふ我三十人を彼處に看ば之を爲じ アブラハム言ふ我あへてわが主に言上す若彼處に二十人看えなば

如何エホバ言たまふ我二十人のためにほろぼさじ
 三三 アブラハム言ふ請ふわが主怒らずして今一度言しめたまへ
 若かしこに十人看えなば如何エホバ言たまふ我十人のためにほろぼさじ
 三三 エホバ、アブラハムと言ふことを終
 てゆきたまへりアブラハムはおのれの所にかへりぬ

第十九章

其二個の天使黄昏にソドムに至るロト時にソドムの門に坐し居たりしがこれを視起て迎へ首を
 地にさげて 言けるは我主よ請ふ僕の家を臨み足を濯ひて宿りつとに起て途に過征たまへ彼等言

ふ否我等は街衢に宿らんと 然ど固く強ければ遂に彼の所に臨みて其家に入るロト乃ち彼等のために筵を設け
 酔いれぬパンを炊て食はしめたり 斯て未だ寝ざる前に邑の人々即ちソドムの人老たるも若きも諸共に四方八
 方より來たれる民皆其家を環み ロトを呼て之に言けるは今夕爾に就たる人は何處にをるや彼等を我等の所に
 携へ出せ我等之を知らん ロト入口に出て其後の戸を明ち彼等の所に至りて 言けるは請ふ兄弟よ惡き事を

爲すなかれ 我に未だ男知ぬ二人の女あり請ふ我之を携へ出ん爾等の目に善と見ゆる如く之になせよ惟此人等
 は既に我家の蔭に入れば何をも之になすなかれ 彼等曰ふ爾退け又言けるは此人は來り寓れる身なるに恒に
 士師とならんとす然ば我等彼等に加ふるよりも多くの害を爾に加へんと遂に彼等酷しく其人ロトに逼り前よりて
 其戸を破んとせしに 彼二人其手を舒しロトを家の内に援ひて其戸を閉ぢ 家の入口にをる人衆をして大

なるも小も俱に目を眩しめければ彼等遂に入口を索ぬるに困憊たり
 斯て二人ロトに言けるは外に爾に屬する者ありや汝の婦子女および凡て邑にをりて爾に屬する者を此所
 より携へ出べし 此處の號呼エホバの前に大になりたるに因て我等之を滅さんとすエホバ我等を遣はして之を
 滅さしめたまふ ロト出て其女を娶る婿等に告げ言けるはエホバ邑を滅したまふべければ爾等起て此處を出よ
 と然ど婿等は之を戲言と視爲り 曉に及て天使ロトを促して言けるは起て此なる爾の妻と二人の女を携へよ
 恐くは爾邑の惡とともに滅されん 然るに彼遅延ひしかば二人其手と其妻の手と其二人の女の手を執て之を導

き出し邑の外に置りエホバ斯彼に仁慈を加へたまふ 既に之を導き出して其一人曰けるは逃遁て汝の生命を救
 へ後を回顧るなかれ低地の中に止るなかれ山に逃れよ否すば爾滅されん ロト彼等に言けるはわが主よ請ふ斯
 したまふなかれ 視よ僕爾の目のまへに恩を得たり爾大なる仁慈を吾に施してわが生命を救たまふ吾山に遁る
 能す恐くは災害身に及びて死るにいたらん 視よ此邑は遁ゆくに近くして且小し我をして彼處に遁れしめよし
 からば吾生命全からん是は小き邑なるにあらずや 天使之にいひけるは視よ我此事に關ても亦爾の願を容た
 れば爾が言ふところの邑を滅さじ 急ぎて彼處に遁れよ爾が彼處に至るまでは我何事をも爲を得ずと是に因て
 其邑の名はゾアル(小し)と稱る

ロト、ゾアルに至れる時日地の上を昇れり エホバ硫黄と火をエホバの所より即ち天よりソドムと
 ゴモラに雨しめ 其邑と低地と其邑の居民および地に生るところの物を盡く滅したまへり ロトの妻は後を
 回顧たれば鹽の柱となりぬ アブラハム其朝風に起て其背てエホバの前に立たる處に至り ソドム、ゴモラ
 および低地の全面を望み見るに其地の烟燄瘴の烟のごとくに騰上れり

神低地の邑を滅したまふ時即ちロトの住る邑を滅したまふ時に當り神アブラハムを眷念て斯其滅亡の中よ
 りロトを出したまへり

斯てロト、ゾアルに居ることを懼れたれば其二人の女と偕にゾアルを出て上りて山に居り其二人の女子と
 ともに巖穴に住り 茲に長女季女にいひけるは我等の父は老いたり又此地には我等に偶て世の道を成す人あら
 ず 然ば我等父に酒を飲せて與に寝ね父に由て子を得んと 遂に其夜父に酒を飲せ長女入て其父と與に寝た
 り然るにロトは女の起臥を知ざりき 翌日長女季女に言けるは我昨夜わが父と寝たり我等此夜又父に酒をの
 ません爾入て與に寝よわれらの父に由て子を得ることをえんと 乃ち其夜も亦父に酒をのませ季女起て父と與
 に寝たりロトまた女の起臥を知ざりき 斯ロトの二人の女其父によりて孕みたり 長女子を生み其名を

三七 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一

モアブと名く即ち今のモアブ人の先祖なり 季女も亦子を生み其名をベニアンミと名く即ち今のアンモニ人の先祖なり

第二十章

アブラハム彼處より徙りて南の地に至りカデシとシユルの間に居りゲラルに寄留り アブラハム其妻サラを我妹なりと言しかばゲラルの王アビメレク人を遣してサラを召入たり

夜の夢にアビメレクに臨みて之に言たまひけるは汝は其召入たる婦人のために死るなるべし彼は夫ある者なればなり アビメレク未だ彼に近づかさりしかば言ふ主よ汝は義き民をも殺したまふや 彼は我に是はわが妹なりと言しにあらすや又婦も自彼はわが兄なりと言たり我全き心と潔き手をもて此をなせり 神又夢に之に言たまひけるは然り我汝が全き心をもて之をなせるを知りたれば我も汝を阻めて罪を我に犯さしめさりき彼に觸るを容ざりしは是がためなり 然ば彼の妻を歸せ彼は預言者なれば汝のために祈り汝をして生命を保しめん汝若歸すば汝と汝に屬する者皆必死るべきを知るべし

是に於てアビメレク其朝夙に起て臣僕を悉く召し此事を皆語り聞せければ人々甚く懼れたり 斯てアビメレク、アブラハムを召て之に言けるは爾我等に何を爲すや我何の悪き事を爾になしたれば爾大なる罪を我とわが國に蒙らしめんとせしか爾爲べからざる所爲を我に爲したり アビメレク又アブラハムに言けるは爾何を爲て此事を爲たるや アブラハム言けるは我此處はかならず神を畏れざるべければ吾妻のために人我を殺さんと思ひたるなり 又彼は誠にわが妹なり彼はわが父の子にしてわが母の子にあらざるが遂に我妻となりたるなり 神我をして吾父の家を離れて遊周しめたまへる時に當りて我彼に爾我等が至る處にて我を爾の兄なりと言へ是は爾が我に施す恩なりと言たり アビメレク乃ち羊牛僕婢を將てアブラハムに與へ其妻サラを之に歸せり 而してアビメレク言けるは視よ我地は爾のまへにあり爾の好むところに住め 又サラに言けるは視よ我爾の兄に銀千枚を與へたり是は爾および諸の人にありし事等につきて爾の目を蔽ふ者なり斯爾償贖を得たり 是

欠

欠

神エホバを指して誓はしめん即ち汝わが借に居むカナン人の女の中より吾子に妻を娶るなかれ 汝わが故國に住
き吾親族に到りて吾子イサクのために妻を娶れ 僕彼に言けるは尙女我に従ひて此地に来ることを好まざる事
あらん時は我爾の子を彼汝が出来りし地に導き歸るべきか アブラハム彼に曰けるは汝慎みて吾子を彼處に
携かへるなかれ 天の神エホバ我を導きて吾父の家とわが親族の地を離れしめ我に語り我に誓ひて汝の子孫
に此地を與へんと言たまひし者其使を遣して汝に先たしめたまはん汝彼處より我子に妻を娶るべし 若女汝
に従ひ來る事を好ざる時は汝吾此誓を解るべし唯我子を彼處に携へかへるなかれ 是に於て僕手を其主人
アブラハムの膝の下に置いて此事について彼に誓へり
一〇 斯て僕其主人の駱駝の中より十頭の駱駝を取り出て出たり即ち其主人の諸の佳物を手にとりて起てメソポ
タミアに往きナホルの邑に至り 一 其駱駝を邑の外にて井の傍に跪伏しめたり其時は黄昏にて婦女等の水汲にい
づる時なりき 二 斯して彼言けるは吾主人アブラハムの神エホバよ願くは今日我にその者を逢しめわが主人アブ
ラハムに恩恵を施し給へ 一 我この水井の傍に立ち邑の人の女等水を汲に出づ 二 我童女に向ひて請ふ汝の瓶を
かたむけて我に飲しめよと言んに彼答へて飲め我また汝の駱駝にも飲しめんと言ば彼は汝が僕イサクの爲に定め
給ひし者なるべし然れば我汝の吾主人に恩恵を施し給ふを知らん 一 彼語ふことを終るまへに視よりベカ瓶を肩
にのせて出きたる彼はアブラハムの兄弟ナホルの妻ミルカの子ベトエルに生れたる者なり 一 其童女は繩に甚だ
美しく且處女にして未だ人に適しことあらず彼井に下り其瓶に水を盈て上りしかば 僕はせゆきて之にあひ請
ふ我をして汝の瓶より少許の水を飲しめよといひけるに 一 彼主よ飲たまへといひて乃ち急ぎ其瓶を手におろし
て之にのましめたりしが 一 飲せをばりて言ふ汝の駱駝のためにも其飲をはるまで水を汲て飽しめん 二 急ぎて
其瓶を水鉢にあけ又汲んとて井にはせゆき其諸の駱駝のために汲みたり 三 其人を見つめエホバが其途に幸臨
をくだしたまふや否をしらんとて黙し居たり 三 茲に駱駝飲をばりしかば其人車半シケルの金の鼻環一箇と重

三十一 十シケルの金の手釧二箇をとりて 三十二 言けるは汝は誰の女なるや請ふ我に告よ汝の父の家に我等が宿る隙地あり
 三十三 や 女彼に曰けるは我はミルカがナホルに生みたる子ベトエルの女なり 三十四 又彼にいひけるは家には藁も飼草
 三十五 も多くあり且宿る隙地もあり 三十六 是に於て其人伏てエホバを拜み 三十七 言けるは吾主人アブラハムの神エホバは
 三十八 讚美べきかなわが主人に慈恵と眞實とを缺きたまはず我途にありしにエホバ我を吾主人の兄弟の家にみちびき
 三十九 たまへり

四十 茲に童女走れて其母の家に此等の事を告たり 四十一 リベカに一人の兄あり其名をラバンといふラバンはせい
 四十二 で井にゆきて其人の許につく 四十三 すなはち彼鼻環および其妹の手の手釧を見又其妹 リベカが其人斯我に語り
 四十四 といふを聞て其人の所に到り見るに井の側らにて駱駝の傍にたちゐたれば 四十五 之に言けるは汝エホバに祝する者
 四十六 上請ふ入れ奚ぞ外にたつや我家を備へ且駱駝のために所をそなへたり 四十七 是に於て其人家にいりぬラバン乃ち其
 四十八 駱駝の負を釋き藁と飼草を駱駝にあたへ又水をあたへて其人の足と其従者の足をあらはしめ 四十九 斯して彼の前に
 五十 食をそなへたるに彼言ふ我はわが事をのぶるまでは食はじとラバン語れといひければ 五十一 彼言ふわはアブラハ
 五十二 ムの僕なり 五十三 エホバ大にわが主人をめぐみたまひて 大なる者とならしめ又羊牛金銀僕婢駱駝驢馬をこれに
 五十四 たまへり 五十五 わが主人の妻サラ年老てのちわが主人に男子をうみければ主人其所有を悉く之に與ふ 五十六 わが主人
 五十七 我を誓せて言ふ吾すめるカナンの地の人の女子の中よりわが子に妻を娶るなかれ 五十八 汝わが父の家にゆきわが親
 五十九 族にいたりわが子のために妻をめとれと 六十 我わが主人にいひけるは倘女我にしたがひて來ずば如何 彼我に
 六十一 いひけるは吾事ふるところのエホバ其使者を汝とともに遣はして汝の途に幸福を降したまはん爾わが親族わが父
 六十二 の家より吾子に妻をめとるべし 六十三 汝わが親族に到れる時はわが誓を解さるべし若彼等汝にあたへずば汝はわが
 六十四 誓をゆるさるべしと 六十五 我今日井に至りて謂けらくわが主人アブラハムの神エホバわがはくはわがゆく途に幸福
 六十六 を降したまへ 六十七 我はこの井水の傍に立つ水を汲にいづる處女あらん時我彼にむかひて請ふ汝の瓶より少許の水

三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

を我にのましめよと言んに 若我に答へて汝飲め我亦汝の駱駝のためにも汲んと言はば是エホバわが主人の子
 のために定たまひし女なるべし 我心の中に語ふことを終るまへにリベカ其瓶を肩にのせて出來り井にくだり
 て水を汲みたるにより我彼に請ふ我にのましめよと言ければ 彼急ぎ其瓶を肩よりおろしていひけるは飲めま
 た汝の駱駝にものましめんと是に於て我飲しが彼また駱駝にものましめたり 我彼に問て汝は誰の女なるやと
 いひらればミルカがナホルに生たる子ベトエルの女なりといふ是に於て我其鼻に環をつけ其手に手釧をつけたり
 而して我伏てエホバを拜み吾主人アブラハムの神エホバを頌美たりエホバ我を正き途に導きてわが主人の
 兄弟の女を其子のために娶しめんとしたまへばなり されば汝等若わが主人にむかひて慈恵と眞誠をもて事を
 なさんと思はば我に告よ然ざるも亦我に告よ然ば我右か左におもむくをえん
 ラバンとベトエル答て言けるは此事はエホバより出づ我等汝に善惡を言ふあたはず 視よりリベカ汝の前
 にをる携へてゆき彼をしてエホバの言たまひし如く汝の主人の子の妻とならしめよ アブラハムの僕彼等の言
 を聞て地に伏てエホバを拜めり 是に於て僕銀の飾品金の飾品および衣服をとりいだしてリベカに與へ亦其兄
 と母に寶物をあたへたり 是に於て彼および其従者等食飲して宿りしが朝起たる時彼言我をして吾主人に還ら
 しめよ リベカの兄と母言けるは童女を數日の間少くも十日我等と惜にをらしめよしかるのち彼ゆくべし
 彼人之に言エホバ吾途に福祉をくだしたまひたるなれば我を阻むるなかれ我を歸してわが主人に往しめよ
 彼等いひけるは童女をよびて其言を問んと 即ちリベカを呼て之に言けるは汝此人と共に往や彼言ふ往ん
 是に於て彼等妹リベカと其乳媪およびアブラハムの僕と其従者を遣り去しめたり 即ち彼等リベカを
 祝して之にいひけるはわれらの妹よ汝千萬の人の母となれ汝の子孫をして其仇の門を獲しめよ
 是に於てリベカ起て其童女等とともに駱駝にのりて其人にしたがひ往く僕乃ちリベカを導きてさりぬ
 茲にイサク、ライイロイの井の路より來れり南の國に住居たればなり しかしてイサク黄昏に野に出で

黙想をなしたりしが目を擧て見しに駱駝の來るあり 六四 リベカ目をあげてイサクを見駱駝をおりて 六五 僕に
 いひけるは野をあゆみて我等にむかひ來る者は何人なるぞ僕わが主人なりといひければリベカ覆衣をとりて身を
 おほへり 六六 茲に僕其凡てなしたる事をイサクに告ぐ 六七 イサク、リベカを其母サラの天幕に携至りリベカを
 娶りて其妻となして之を愛したりイサクは母にわかれて後茲に慰藉を得たり

第二十五章

イシバク、シユワを生り 一 ヨクシヤン、シバとデダンを生むデダンの子はアツシユリ族レトシ族
 リウミ族なり 二 ミデアンの子はエバ、エベル、ヘノク、アビダ、エルダアなり是等は皆ケトラの子孫なり
 アブラハム其所有を盡くイサクに與へたり 三 アブラハムの妾等の子にはアブラハム其生る間に物をあたへて
 之をして其子イサクを離れて東にさりて東の國に至らしむ 四 アブラハムの生存へたる齡の日は即ち百七十五年
 なりき 五 アブラハム遺體に及び老人となり年滿て氣たえ死て其民に加る 六 其子イサクとイシマエル之をへテ
 人ゾハルの子エフロンの野なるマクベラの洞穴に葬れり是はマムレの前にあり 七 即ちアブラハムがヘテの子孫
 より買たる野なり彼處にアブラハムと其妻サラ葬らる 八 アブラハムの死たる後神其子イサクを祝みたまふ
 イサクはベエルラハイロイの邊に住り 九

サラの侍婢なるエジプト人ハガルがアブラハムに生たる子イシマエルの傳は左のごとし 一〇 イシマエルの
 子の名は其名氏と其世代に循ひて言は是のごとしイシマエルの長子はネバヨテなり其次はケダル、アデビエル、
 ミブサム 一一 ミシマ、ドマ、マツサ 一二 ハダデ、テマ、エトル、ネフシ、ケデマ 一三 是等はイシマエルの子なり
 是等は其鸚鵡と其營にしがひて言る者にして其國に循ひていへば十二の牧伯なり 一四 イシマエルの齡は百三十
 七歳なりき彼いきたえ死て其民にくははる 一五 イシマエルの子等はハピラよりエジプトの前なるシユルまでの間
 に居住てアツスリヤまでにおよべりイシマエルは其すべての兄弟等のまへにすめり

アブラハムの子イサクの傳は左のごとしアブラハム、イサクを生り 一 イサク四十歳にしてリベカを妻に
 娶れりリベカはバダンアラムのスリア人ベトエルの女にしてスリア人ラパンの妹なり 二 イサク其妻の子なきに
 因て之がためにエホバに祈願をたてければエホバ其ねがひを聽たまへり遂に其妻リベカ孕みしが 三 其子胎の内
 に争そひければ然らば我がいで斯であるべきとて往てエホバに問に 四 エホバ彼に言たまひけるは二の國民汝
 の胎にあり二の民汝の腹より出て別れん一の民は一の民よりも強かるべし大は小に事へんと 五 かくて臨月みち
 て見しに胎には學ありき 六 先に出たる者は赤くして躰中裳の如し其名をエサウと名けたり 七 其後に弟出
 たるが其手にエサウの踵を持ち其名をヤコブとなづけたりリベカが彼等を生し時イサクは六十歳なりき 八

茲に童子人となりしがエサウは巧なる獵人にして野の人となりヤコブは質樸なる人にして天幕に居ものと
 なれり 九 イサクは廢を嗜によりてエサウを愛したりしがリベカはヤコブを愛したり 一〇 茲にヤコブ羹を煮たり
 時にエサウ野より來りて懇れ居り 一一 エサウ、ヤコブにむかひ我懇れたれば請ふ其紅羹其處にある紅羹を我に
 のませよといふ是をもて彼の名はエドム(紅)と稱らる 一二 ヤコブ言けるは今日汝の家督の權を我に與れ 一三 エサウ
 いふ我は死んとして居る此家督の權我に何の益をなさんや 一四 ヤコブまた言けるは今日我に誓へと彼すなはち
 誓て其家督の權をヤコブに與ぬ 一五 是に於てヤコブ、パンと扁豆の羹とをエサウに與へければ食且飲て起て去り
 斯エサウ家督の權を藐視したり

第二十六章

アブラハムの時にありし最初の饑饉の外に又其國に饑饉ありければイサク、ゲラルに往てベリシ
 テ人の王アビメレクの許にいたれり 一 時にエホバ彼にあらはれて言たまひけるはエジプトに下る
 なかれ吾汝に示すところの地にをれ 二 汝此地にとどまれ我汝と共にありて汝を祝まん我是等の國を盡く汝およ
 び汝の子孫に與へ汝の父アブラハムに誓ひたる誓言を行ふべし 三 我汝の子孫を増て天の星のごとくなし汝の
 子孫に凡て是等の國を與へん汝の子孫によりて天下の國民皆福祉を獲べし 四 是はアブラハムわが言に願ひわが

職守とわが誠命とわが憲法とわが律法を守りしに因てなり。イサク乃ちゲラルに居しが、處の人其妻の事をとへば我妹なりと言ふリベカは觀に美麗かりければ其處の人リベカの故をもて我を殺さんと謂て彼をわが妻と言をおそれたるなり。イサク久く彼處にをりし後一日ベリシテ人の王アビメレク驢より望みてイサクが其妻リベカと嬉戯るを見たり。是に於てアビメレク、イサクを召て言けるは彼は必ず汝の妻なり汝なんぞ吾妹といひしやイサク彼に言けるは恐くは我彼のために死するならんと思たればなり。アビメレクいひけるは汝なんぞ此事を我等になすや民の一人もし輕々しく汝の妻と寢ることあらんその時は汝罪を我等に蒙らしめんと。アビメレク乃ちすべて民に皆命じて此人と其妻にさはるものは必ず死すべしと言ひ。

イサク彼地に種播て其年に百倍を獲たりエホバ彼を祝みたまふ。其人大になりゆきて進て盛になり遂に甚だ大なる者となれり。即ち羊と牛と僕従を多く有しかばベリシテ人彼を嫉みたり。其父アブラハムの世に其父の僕従が掘たる諸の井はベリシテ人之をふさぎて土を之にみてたり。茲にアビメレク、イサクに言けるは汝は大に我等よりも強大ければ我等をはなれて去れと。イサク乃ち彼處をさりてゲラルの谷に天幕を張て其處に住り。

其父アブラハムの世に掘たる水井をイサク茲に復び掘り其はアブラハムの死たる後ベリシテ人之を塞ぎたればなり斯してイサク其父が之に名けたる名をもて其名となせり。イサクの僕谷に掘て其處に泉の湧出る井を得たり。ゲラルの牧者此水は我儕の所屬なりといひてイサクの僕と争ひければイサク其井の名をエセク(敵争)と名けたり彼等が己と之を競争たるによりてなり。是に於て又他の井を鑿しが彼等是をも争ひければ其名をシテナ(敵)となづけたり。イサク乃ち其處より遷りて他の井を鑿けるが彼等之をあらそはざりければ其名をレホボテ(廣場)と名けて言けるは今エホバ我等の處所を廣くしたまへり我等斯地に繁衍ん。

斯て彼其處よりベエルシバにのぼりしが、其夜エホバ彼にあらはれて言たまひけるは我は汝の父アブラハムの神なり懼るるなかれ我汝と借にありて汝を祝み我僕アブラハムのために汝の子孫を増んと。是に於て彼處に壘を築きてエホバの名を顯び天幕を彼處に張り彼處にてイサクの僕井を鑿り。

茲にアビメレク其友アホザテ及び其軍勢の長ピコルと共にゲラルよりイサクの許に來りければ、イサク彼等に言ふ汝等は我を惡み我をして汝等をはなれて去らしめたるなるに何ぞ我許に來るや。彼等いひけるは我等雖然にエホバが汝と借にあるを見れば我等の間、即ち我等と汝の間に誓詞を立て汝と契約を結ばんと謂へり。汝我等に惡事をなすなかれ其は我等は汝を害せず只善事のみを汝になし且汝を安然に去しめられたればなり汝はエホバの祝みたまふ者なり。イサク乃ち彼等のために酒宴を設けたれば彼等食ひ且飲り。斯て朝夙に起て互に相誓へり而してイサク彼等を去しめられたれば彼等イサクをはなれて安然にかへりぬ。其日イサクの僕來りて其ほりたる井につきて之に告て我等水を得たりといへり。即ち之をシバとなづく此故に其邑の名は今日までベエルシバ(誓詞の井)といふ。

イサク四十歳の時へテ人ベエリの女ユデテとへテ人エロンの女バスマテを妻に娶り。彼等はイサクとリベカの心の愁煩となれり。

第二十七章 イサク老て目くらりて見るあたはざるに及びて其長子エサウを召て之に吾子よといひければ答へて我此にありといふ。イサクいひけるは視よ我は今老て何時死するやを知らず。然ば請ふ汝の器汝の弓矢を執て野に出でわがために鹿を獵て。わが好む美味を作り我にもちきたりて食はしめよ我死するまへに心に汝を祝せん。

イサクが其子エサウに語る時にリベカ聞たりエサウは鹿を獵て携きたらんとて野に往り。是に於てリベカ其子ヤコブに語りていひけるは我聞たるに汝の父汝の兄エサウに語りて言けらく。吾ために鹿をとりきたり美味を製りて我にくはせよ死するまへに我エホバの前にて汝を祝せん。然ば吾子よ吾言にしたがひわが汝に

九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

命ずることくせよ 汝群畜の所にゆきて彼處より山羊の二箇の善き羔を我にとりきたれ 我之をもて汝の父の
 ために其好む美味を製らん 汝之を父にもちゆきて食しめ其死る前に汝を祝せしめよ ヤコブ其母リベカに
 言けるは兄エサウは毛深き人にして我は滑澤なる人なり 恐くは父我に捫ることあらん然らば我は欺く者と父
 に見えんされば祝をえずして反て呪詛をまねかん 其母彼にいひけるは我子よ汝の詛はるゝ所は我に歸せん只
 わが言にしたがひ往て取來れと 是において彼往て取り母の所にもちきたりければ母すなはち父の好むところ
 の美味を製れり 而してリベカ家の中に己の所にある長子エサウの美服をとりて之を季子ヤコブに衣せ 又
 山羊の羔の皮をもて其手と其頸の滑澤なる處とを掩ひ 其製りたる美味とパンを子ヤコブの手にわたせり
 彼乃ち父の許にいたりて我父よといひければ我此にありわが子よ汝は誰なると曰ふ ヤコブ父にいひけ
 るは我は汝の長子エサウなり我汝が我に命じたるごとくなせり請ふ起て坐しわが腹の肉をくらひて汝の心に我を
 祝せよ イサク其子に言けるは吾子よ汝いかにして斯速に獲たるや彼言ふ汝の神エホバ之を我にあはせたま
 ひしが故なり イサク、ヤコブにいひけるはわが子よ請ふ近くよれ我汝に捫て汝がまことに吾子エサウなるや
 否やをしらん ヤコブ父イサクに近よりければイサク之にさはりていひけるは聲はヤコブの聲なれども手は
 エサウの手なりと 彼の手其兄エサウの手のごとく毛深かりしに因て之を辨別へすして遂に之を祝したり 即
 ちイサクいひけるは汝はまことに吾子エサウなるや彼然りといひければ イサクいひけるは我に持きたれ吾子
 の膾を食ひてわが心に汝を祝せんとは是に於てヤコブ彼の許にもちきたりければ食へり又酒をもちきたりければ飲
 り かくて父イサク彼にいひけるは吾子よ近くよりて我に接吻せよと 彼すなはち近よりて之に接吻しけれ
 ば其衣の馨香をかきて彼を祝していひけるは嗚呼吾子の香はエホバの祝たまへる野の馨香のごとし ねがはく
 は神天の露と地の腴および饒多の穀と酒を汝にたまへ 諸の民汝につかへ諸の邦汝に躬を鞠ん汝兄弟等の主と
 なり汝の母の子等汝に身をかがめん汝を詛ふ者はのろはれ汝を祝する者は祝せらるべし

欠

欠

一八 かくてヤコブ朝夙に起き其枕となしたる石を取り之を立て柱となし膏を其上に沃ぎ 其處の名をベテル
二七 〔神殿〕と名けたり其邑の名は初はルズといへり 三〇 ヤコブ乃ち誓をたて、いひけるは若神我とともにいまし此
二六 わがゆく途にて我をまもり食ふパンと衣る衣を我にあたへ 我をしてわが父の家に安然に歸ることを得せしめ
二五 たまはゞエホバをわが神となさん 又わが柱にたてたる此石を神の家となさん又汝がわれにたまふ者は皆必ず
二四 其十分の一を汝にさしげん

第二九章

一 斯てヤコブ其途にすゝみて東の民の地にいたりて 見るに野に井ありて羊の群三其傍に臥
二 たり此井より群に飲へばなり大なる石井の口にあり 羊の群皆其處に集る時に井の口より石を
三 まろばして羊に水飼ひ復故のごとく井の口に石をのせおくなり ヤコブ人々に言けるは兄弟よ奚よりきたれる
四 や彼等いふ我等はハランより來る ヤコブ彼等にいひけるは汝等ナホルの子ラパンをしるや彼等識といふ ヤ
五 コブ又かれらにいひけるは彼は安きや彼等いふ安し視よ彼の女ラケル羊と借に來ると ヤコブ言ふ視よ日向高
六 し家畜を聚むべき時にあらず羊に飲ひて往て牧せよ 彼等いふ我等しかする能ず群の皆聚るに及て井の口より
七 石をまろばして羊に飲ふべきなり ヤコブ尙彼等と語る時にラケル父の羊とともに來る其は之を牧居たればな
八 り ヤコブ其母の兄ラパンの女ラケルおよび其母の兄ラパンの羊を見しかばヤコブ進みよりて井の口より石を
九 まろばし母の兄ラパンの羊に飲ひたり 而してヤコブ、ラケルに接吻し聲をきて啼哭ぬ 即ちヤコブ、
一〇 ラケルに己はその父の兄弟にしてリベカの子なることを告げれば彼はしりゆきて父に告たり
一一 ラバン其妹の子ヤコブの事を聞しかば趨ゆきて之を迎へ之を抱きて接吻し之を家に導きいたれりヤコブ
一二 すなはち此等の事を悉くラバンに述たり ラバン彼にいひけるは汝は誠にわが骨肉なりとヤコブ一月の間彼と
一三 ともに居る 茲にラバン、ヤコブにいひけるは汝はわが兄弟なればとて空く我に役事べけんや何の報酬を望む
一四 や我に告よ ラバン二人の女子を有り姉の名はレアといひ妹の名はラケルといふ レアは目弱かりしがラケル

は美しくして、妹し、^{一八} ヤコブ、ラケルを愛したれば言ふ、我汝の季女ラケルのために七年汝に事ん、^{一九} ラバンいひけるは彼を他の人にあたふるよりも汝にあたふるは善し我と借に居れ、^{二〇} ヤコブ七年の間ラケルのために勤たりしが彼を愛するが爲に之を數日の如く見做り

^{二二} 茲にヤコブ、ラバンに言けるはわが期滿たればわが妻をあたへて我をしてかれの處に在ることを得せしめよ、^{二三} 是に於てラバン處の人を盡く集めて酒宴を設けたりしが、^{二四} 晩に及びて其女レアを携へて之をヤコブにつれ來れりヤコブ即ち彼の處にいりぬ、^{二五} ラバンまた其侍婢ジルバを娘レアに與へて侍婢となさしめたり、^{二六} 朝にいたりて見るにレアなりしかばヤコブ、ラバンに言けるは汝なんぞ此事を我になしたるや我ラケルのために汝に役事しにあらずや汝なんぞ我を欺くや、^{二七} ラバンいひけるは姉より先に妹を嫁しむる事は我國にて爲ざるところなり、^{二八} 其七日を過せ我等是をも汝に與へん然ば汝是がために尙七年我に事へて勤むべし、^{二九} ヤコブ即ち斯なして其七日をすこせしかばラバン其女ラケルをも之にあたへて妻となさしむ、^{三〇} またラバン其侍婢ビルハを女ラケルにあたへて侍婢となさしむ、^{三一} ヤコブまたラケルの所にいりぬ彼レアよりもラケルを愛し尙七年ラバンに事たり

^{三二} エホバ、レアの嫌るを見て其胎をひらきたまへり然どラケルは妊なきものなりき、^{三三} レア孕みて子を生ま其名をルベンと名けていひけるはエホバ誠にわが艱苦を顧みたまへりされば今夫我を愛せんと、^{三四} 彼ふたゝび孕みて子を産みエホバわが嫌るゝを聞たまひしによりて我に是をもたまへりと言て其名をシメオンと名けたり、^{三五} 彼また孕みて子を産み我三人の子を生たれば夫今よりは我に膠漆んといへり是によりて其名をレビと名けたり、^{三六} 彼復妊みて子を産み我今エホバを讚美んといへり是によりて其名をユダと名けたり是にいたりて産ことやみぬ

第三〇章
^一 ラケル己がヤコブに子を産ざるを見て其嫌を妬みヤコブに言けるは我に子を與へよ然らずば我死んと、^二 ヤコブ、ラケルにむかひて怒を發して言ふ汝の胎に子をやどらしめざる者は神なり我神に

代るをえんや、^三 ラケルいふ吾婢ビルハを視よ彼の處に入れ彼子を生てわが膝に置ん然ば我もまた彼によりて子をうるにいたらんと、^四 其侍女ビルハを彼にあたへて妻となさしめたりヤコブ即ち彼の處に在る、^五 ビルハ遂にはらみてヤコブに子を産ければ、^六 ラケルいひけるは神我を監み亦わが聲を聽いれて吾に子をたまへり是によりて其名をダンと名けたり、^七 ラケルの侍女ビルハ再び妊みて次の子をヤコブに産ければ、^八 ラケル我神の争をもて姉と争ひて勝ぬといひて其名をナフタリと名けたり

^九 茲にレア産こと止たるを見しかば其侍女ジルバをとりて之をヤコブにあたへて妻となさしむ、^{一〇} レアの侍女ジルバ、ヤコブに子を産ければ、^{一一} レア福來れりといひて其名をガドと名けたり、^{一二} レアの侍女ジルバ次子をヤコブに産ければ、^{一三} レアいふ我は幸なり女等我を幸なる者となさんと其名をアセルとなづけたり

^{一四} 茲に麥刈の日にルベン出ゆきて野にて戀茄を獲これを母レアの許にもちきたりければラケル、レアにいひけるは請ふ我に汝の子の戀茄をあたへよ、^{一五} レア彼にいひけるは汝のわが夫を奪しは微き事ならんや然るに汝またわが子の戀茄をも奪んとするやラケルいふ然ば汝の子の戀茄のために夫是夜汝と寝べし、^{一六} 晩におよびてヤコブ野より來りければレア之をいでむかへて言けるは我誠にわが子の戀茄をもて汝を雇ひたれば汝我の所にいらざるべからずヤコブ即ち其夜彼といねたり、^{一七} 神レアに聽たまひければ彼妊みて第五の子をヤコブに産り、^{一八} レアいひけるは我わが仕女を夫に與へたれば神我に其値をたまへりと其名をイツサカルと名けたり、^{一九} レア復妊みて第六の子をヤコブに産り、^{二〇} レアいひけるは神我に嘉資を賜ふ我六人の男子を生たれば夫今より我と借にすまんと其名をゼブルンとなづけたり、^{二一} 其後彼女子を生み其名をデナと名けたり、^{二二} 茲に神ラケルを念ひ神彼に聽て其胎を開きたまひければ、^{二三} 彼妊みて男子を生て曰ふ神わが恥辱を酒きたまへりと、^{二四} 乃ち其名をヨセフと名けて言ふエホバ又他の子を我に加へたまはん

^{二五} 茲にラケルのヨセフを生むに及びてヤコブ、ラバンに言けるは我を歸して故郷に我國に往しめよ、^{二六} わが

二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

ギレアデの山にて之に追及ぬ 神夜の夢にスリア人ラバンに臨みて汝慎みて善も悪もヤコブに道なかれと之に告たまへり ラバン遂にヤコブに追及しがヤコブは山に天幕を張むたればラバンもその兄弟と共にギレアデの山に天幕をはれり 而してラバン、ヤコブに言けるは汝我に知しめずして忍びいで吾女等を剣をもて執たる者の如くにひき往り何ぞかゝる事をなすや 何故に汝潛に逃さり我をばなれて忍びいで我につけざりしや我歡喜と歌謡と琴をもて汝を送りしならんを 何ぞ我をしてわが孫と女に接吻するを得ざらしめしや汝愚妄なる事をなせり 汝等に害をくはふるの能わが手にあり然ど汝等の父の神昨夜我に告て汝つゝしみて善も悪もヤコブに語べからずといへり 汝今父の家を去く戀て歸んと願ふは善れども何ぞわが神を竊みたるや ヤコブ答へてラバンにいひけるは恐くは汝強て女を我より奪ならんと思ひて懼れたればなり 汝の神を持る者を見れば之を生しおくなかれ我等の兄弟等の前にて汝の何物我の許にあるかをみわけて之を汝に取れと其はヤコブ、ラケルが之を竊しを知らざればなり

是に於てラバン、ヤコブの天幕に入りレアの天幕に入りまた二人の婢の天幕にいりしが視いださざればレアの天幕を出てラケルの天幕にいる ラケル已にテラビムを執て之を駱駝の鞍の下にいれて其上に坐しければラバン遍く天幕の中をさぐりたれども見いださざりき 時にラケル父にいひけるは婦女の經の習例の事わが身にあれば父の前に起あたはず願くは主之を怒り給ふなかれと是をもて彼さがしたれども遂にテラビムを見いださざりき

是に於てヤコブ怒てラバンを諷即ちヤコブ應てラバンに言けるは我何の愆あり何の罪ありてか汝火急く我をおふや 汝わが物を盡く棄たるが汝の家は何物を見いだしたるや此にわが兄弟と汝の兄弟の前に其を置て我等二人の間をさばかしめよ 我この二十年汝とともにありしが汝の牝綿羊と牝山羊其胎を殖ねしことなし又汝の群の牝綿羊は我食はざりき 又嘴裂れたる者は我これを汝の所に持きたらずして自ら之を捕へり又糞糶する

るも夜竊るも汝わが手より之を要めたり 我は是ありつ晝は暑に夜は寒に犯されて目も寐るの追なく 此二十年汝の家にありたり汝の二人の女の爲に十四年汝の群のために六年汝に事たり然に汝は十次もわが植を易たり 若わが父の神アブラハムの神イサクの畏む者我とともにいますにあらざれば汝今必ず我を空手にて去しめしならん神わが苦難とわが手の勞苦をかへりみて昨夜汝を賣たまへるなり

ラバン應てヤコブに言けるは女等はわが女子等はわが子孫はわが群汝が見る者は皆わが所屬なり我今日此わが女等とその生たる子等に何をなすをえんや 然ば來れ我と汝二人契約をむすび之を我と汝の間の証憑となすべし 是に於てヤコブ石を執りこれを建て柱となせり ヤコブ又その兄弟等に石をあつめよといひければ即ち石をとりて柱を成れり斯て彼等彼處にて柱の上に食す ラバン之をエガルサハダ(証憑の柱)と名けヤコブ之をギレアデ(証憑の柱)と名けたり ラバン此柱今日われとなんちの間の証憑たりといひしによりて其名はギレアデと稱らる 又ミヅパ(觀望樓)と稱らる其は彼我等が互にわかるゝに及べる時ねがはくはエホバ我と汝の間を監みたまへといひたればなり 彼又いふ汝もしわが女をなやまし或はわが女のほかに妻をめとらば人の

我らと惜なる者なきも神我と汝のあひだにいまして證をなしたまふ ラバン又ヤコブにいふ我われとなんちの間にたてたる此柱を視よ柱をみよ 此柱證とならん柱證とならん我この柱を越て汝を害せし汝この柱を越て我を害せされ アブラハムの神ナホルの神彼等の父の神われらの間を鞠きたまへとヤコブ乃ちその父イサクの畏む者をさして誓へり 斯てヤコブ山にて犠牲をさしげその兄弟を招きてパンを食しむ彼等パンを食て山に宿れり ラバン朝蚤に起き其孫と女に接吻して之を祝せりしかしてラバンゆきて其所にかへりぬ

第三二章

茲にヤコブその途に進みしが神の使者これにあふ ヤコブこれを見て是は神の陣營なりといひてその處の名をマハナイム(二營)となづけたり

かくてヤコブ己より前に使者をつかはしてセイルの地エドムの野にをる其兄エサウの所にいたらしむ

四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一

即ち之に命じて言ふ汝等かくわが主エサウにいふべし汝の僕ヤコブ斯いふ我ラバンの所に寄寓て今までとどま
 れり 我牛驢馬羊僕婢あり人をつかはしてわが主に告ぐ汝の前に恩をえんことを願ふなりと 使者ヤ
 コブにかへりて言けるは我等汝の兄エサウの許に至れり彼四百人をしたがへて汝をむかへんとて來ると 是に
 よりヤコブ大におそれ且くるしみ己とともにある人衆および羊と牛と駱駝を二隊にわかちて 言けるはエサウ
 もし一の隊に來りて之をうたば遣れるところの一隊逃るべし ヤコブまた言けるはわが父アブラハムの神わが
 父イサクの神エホバよ汝背て我につけて汝の國にかへり汝の親族に到れ我なんちを善せんといひたまへり 我
 はなんちが僕にほどこしたまひし恩恵と眞實を一も受るにたらざるなり我わが杖のみを持ってこのヨルダンを濟り
 しが今は二隊とも成にいたれり 願くはわが兄の手よりエサウの手より我をすくひいだしたまへ我彼をおそる
 恐くは彼きたりて我をうち母と子とに及ばん 汝は背て我かならず汝を恵み汝の子孫を濱の沙の多して數ふべ
 からざるが如くなさんといひたまへりと

彼その夜彼處に宿りその手にいりし物の中より兄エサウへの禮物をえらべり 即ち牝山羊二百牡山羊
 二十牝羊二百牡羊二十 乳駱駝と其子三十 牝牛四十 牡牛十 牝の驢馬二十 驢馬の子十 而して其群と群と
 をわかちて之を僕の手授し僕にいひけるは吾に先ちて進み群と群との間を隔おくべし 又その前者に命じて
 言けるはわが兄エサウ汝にあひ汝に問て汝は誰の人に何處にゆくや汝のまへなる者は誰の所有なるやとい
 はば 汝の僕ヤコブの所有にしてわが主エサウにたてまつる禮物なり視よ彼もわれらの後にをるといふべしと
 彼かく第二の者第三の者および凡て群々にしたがひゆく者に命じていふ汝等エサウにあふ時はかくの如く之
 にいふべし 且汝等いへ視よなんちの僕ヤコブわれらの後にをるとヤコブおもへらく我わが前におくる禮物を
 もて彼を和めて然るのち其面を覲ん然ば彼われを接遇ることあらんと 是によりて禮物かれに先ちて行く彼は
 其夜陣營の中に宿りしが

二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一

其夜おきいでて二人の妻と二人の仕女および十一人の子を導きてヤボクの渡をわたれり 即ち彼等のみ
 ちびきて川を渉らしめ又その有る物を渡せり 而してヤコブ一人遺りしが人ありて夜の明るまで之と角力す
 其人己のヤコブに疑ざるを見えてヤコブの骨をばかばかしく折しければヤコブの骨の骨其人と角力する時其腕たり
 其人夜明んとすれば我をさらしめよといひければヤコブいふ汝われを視せずばさらしめすと 是に於て其
 人かれにいふ汝の名は何なるや彼いふヤコブなり 其人いひけるは汝の名は重てヤコフとなふべからずイエ
 ラエムとなふべし其は汝と人とに力をあらそひて勝たればなりと ヤコブ聞て言ふ汝の名を告よといひけ
 れば其人何故にわが名をとふやといひて乃ち其處にて之を祝せり 是を以てヤコブその處の名をベニエル(神
 の面)となづけて曰ふ我面と面をあはせて神とあひ見てわが生命なほ存るなりと 是日いつる時ベニ
 エルを過たりしが其群のために歩行はかどらざりき 是故にイスラエルの子孫は今日にいたるまで群の巨
 筋を食はず是彼人がヤコブの群の巨筋に觸たるによりてなり

第三章

愛にヤコブ目をあけて視にエサウ四百人をひきゐて來しかは即ち子等を分ちてレアとラケルと
 二人の仕女とに付し 仕女とその子等を前におきレアとその子等を次におきラケルとヨセフを後
 におきて 自彼等の前に進み七度身を地にかじめて遂に兄に近づきけるに エサウ趨てこれを迎へ抱きて
 その頸をかゝへて之に接吻すしかして二人ともに啼泣り エサウ目をあけて婦人と子等を見ていひけるは是等
 の汝ともなる者は誰なるやヤコブいひけるは神が僕に授たまひし子なりと 時に仕女等その子とともに近よ
 りて拜し レアも亦その子とともに近よりて拜す其後にヨセフとラケルちかよりて拜す エサウ又いひける
 は我あへる此諸の群は何のためなるやヤコブいふ主の目の前に恩を護んがためなり エサウいひけるは弟よ
 わが有ところの者は足り汝の所有は汝自ら之を有てよ ヤコブいひけるは否我もし汝の目の前に恩をえたらん
 には請ふわが手よりこの禮物を受よ我汝の面をみるに神の面をみるがごとくなり汝また我をよろこぶ 神我を

めぐみたまひて我が有ところの者足りされば請ふわが汝にたてまつる禮物を受よと彼に強ければ終に受たり
 エサウいひけるは我等いでたちてゆかん我汝にさきだつべし ヤコブ彼にいひけるは主のしりたまふごと
 く子等は幼弱し又子を持つ羊と牛と我にしたがふ若一日これを驅すこさば群みな死ん 請ふわが主僕にさきだ
 ちて進みたまへ我はわが前にゆくところの家畜と子女の足にまかせて徐に導きすよみセイルにてわが主に詣らん
 エサウいひけるは然ば我わがひきゐる人数人を汝の所にのこさんヤコブいひけるは何ぞ此を須んや我をして
 主の目のまへに恩を得せしめよ 是に於てエサウは此日その途にしたがひてセイルに還りぬ 斯てヤコブ、
 スコテに進みて己のために家を建て又家畜のために廬を作れり是によりて其處の名をスコテ(廬)といふ
 ヤコブ、バダンアラムより來りて悉くカナンの地にあるシケムの邑に至り邑の前にその天幕を張り
 遂に其天幕をはりしところの野をシケムの父ハモルの子等の手より金百枚にて購とり 彼處に壇をきつき
 て之をエル、エロヘ、イスラエル(イスラエルの神なる神)となづけたり

第三章

ハモルの子シケムこれを見て之をひきいれこれと寝てこれを辱しむ 而してその心ふかくヤコブ
 の女デナを戀ひて彼此女を愛しこの女の心をひきいれなだむ 斯てシケムその父ハモルに語り此少き女をわが妻に
 獲よといへり ヤコブ彼がその女子デナを汚したることを聞きかどもその子等家畜を牧て野にをりしによりて
 其かへるまでヤコブ黙しむたり シケムの父ハモル、ヤコブの許にいできたりて之と語らふ 茲にヤコブの
 子等野より來りしが之を聞しかば其人々憂へかつ甚く怒れり是はシケムがヤコブの女と寝てイスラエルに愚なる
 事をなしたるに因り是のとき事はなすべからざる者なればなり ハモル彼等に語りていひけるはわが子シケ
 ム心になんぢの女を戀ふねがはくは彼をシケムにあたへて妻となさしめよ 汝ら我らと婚姻をなし汝らの女を
 我らにあたへ我らの女を汝らに娶れ かくして汝等われらとともに居るべし地は汝等の前にあり此に住て貿易

をなし此にて産業を獲よ シケム又デナの父と兄弟等にいひけるは我をして汝等の目のまへに恩を獲せしめよ
 汝らが我にいふところの者は我あたへん いかにななる聘物と禮物を要るも汝らがわれに言ふごとくあたへん
 唯この女を我にあたへて妻となさしめよ ヤコブの子等シケムとその父ハモルに語りて答へたり即ちシケムが
 その妹デナを汚したるによりて 彼等これに語りていひけるは我等この事を爲あたはず割禮をうけざる者にわ
 れらの妹をあたるあたはず是われらの恥辱なればなり 然ど斯せば我等汝らに允さん若し汝らの中の男子み
 な割禮をうけてわれらの如くならば 我等の女子を汝等にあたへ汝らの女子をわれらに娶り汝らと借にをりて
 一の民とならん 汝等もし我等に聽ずして割禮をうけずば我等女子をとりて去べしと
 彼等の言ハモルとハモルの子シケムの心になへり 此若き人ヤコブの女を愛するによりて其事をなす
 を遅せざりき彼はその父の家の中に最 貴れたる者なり ハモルとその子シケム乃ちその邑の門にいたり
 邑の人々に語りていひけるは 是人々は我等と睦し彼等をして此地に住て此に貿易をなさしめよ地は廣くして
 彼らを容るにたるなり我ら彼らの女を妻にめとり我らの女をかれらに與へん 若唯われらの中の男子みな彼ら
 が割禮をうけるごとく割禮を受なば此人々われらに聽てわれらと借にをり一の民となるべし 然ばかれらの家
 畜と財産と其諸の畜は我等が所有となるにあらすや只かれらに聽んしからは彼らわれらとともにをるべしと
 邑の門に出入する者みなハモルとその子シケムに聽したがひ邑の門に出入する男子皆割禮を受たり 斯て
 三日におよび彼等その痛をおぼゆる時ヤコブの子二人即ちデナの兄弟なるシメオンとレビ各劍をとり往て恩よ
 らざる時に邑を襲ひ男子を悉く殺し 利刃をもてハモルとその子シケムをころしシケムの家よりデナを携へい
 たり 而してヤコブの子等ゆきて其殺されし者を剝ぎ其邑をかすめたり是彼等がその妹を汚したるによりて
 なり またその羊と牛と驢馬およびその邑にある者と野にある者 並にその諸の貨財を奪ひその子女と妻等
 を悉く擄にし家の中の物を悉く掠めたり ヤコブ、シメオンとレビに言けるは汝等我を果はし我をして此國の

人即ちカナン人とベリジ人の中に避れしむ我は数すくなければ彼ら集りて我をせめ我をころさん然ば我とわが
家滅さるべし 彼等いふ彼豈われらの妹を娼妓のごとくしてよからんや

第三章

茲に神ヤコブに言たまひけるは起てベテルにのぼりて彼處に居り汝が昔て兄エサウの面をさけて
逃る時に汝にあらはれし神に彼處にて壇をきづけと ヤコブ乃ちその家人および凡て己とともな
る者にいふ汝等の中にある異神を棄て身を清めて衣服を易よ 我等起てベテルにのぼらん彼處にて我わが
苦患の日に我に應へわが往ところの途にて我とともに在せし神に壇をきづくべし 是に於て彼等その手にある
異神およびその耳にある耳環を盡くヤコブに與しかばヤコブこれをシケム邊なる橡樹の下に埋たり 斯て
彼等いでたしが神其四周の邑々をして懼れしめたまひければヤコブの子の後を追ふ者なかりき ヤコブ及び
之と共に諸の人遂にカナンの地にあるルズに至る是即ちベテルなり 彼かしこに壇をきづき其處をエルベテ
ルと名けたり是は兄の面をさけて逃る時に神此にて己にあらはれ給しによりてなり 時にリベカの乳媪デボラ
死たれば之をベテルの下にて橡樹の下に葬れり是によりてその樹の名をアロンバタテ(哀哭の樹)といふ
ヤコブ、バダンアラムより歸りし時神復これにあらはれて之を祝したまふ 神かれに言たまはく汝の名
はヤコブといふ汝の名は重てヤコブとよぶべからずイスラエルを汝の名とすべしとその名をイスラエルと稱たま
ふ 神また彼にいひたまふ我は全能の神なり生よ殖よ國民および多の國民汝よりいで又王等なんぢの腹よりい
でん わがアブラハムおよびイサクに與し地は我これを汝にあたへん我なんぢの後の子孫にその地をあたふべ
しと 神かれと言たまひし處より彼をばなれて昇りたまふ 是に於てヤコブ神の己と言ひたまひし處に柱
すなはち石の柱を立て其上に酒を灌ぎまたその上に膏を沃けり 而してヤコブ神の己といひたまひし處の
名をベテルとなづけたり

かくてヤコブ等ベテルよりいでたしがエフラタに至るまでは尙路の隔ある處にてラケル産にのぞみその

産おもかりき 彼難産にのぞめる時産婆之にいひけるは懼るなかれ汝また此男の子を得たり 彼死にのぞ
みてその魂さらんとする時その子の名をベノニ(吾苦痛の子)と呼たり然ど其父これをベニヤミン(右手の子)とな
づけたり ラケル死てエフラタの途に葬らる是即ちベテレムなり ヤコブその墓に柱を立てたり是はラケル
の墓の柱といひて今日まで在り イスラエル復いでたちてエダルの塔の外にその天幕を張り イスラエルか
の地に住る時にルベン往て父の妾ビルハと寝たりイスラエルこれを知り

夫ヤコブの子は十二人なり 即ちレアの子はヤコブの長子ルベンおよびシメオン、レビ、ユダ、イツサ
カル、ゼブルンなり ラケルの子はヨセフとベニヤミンなり ラケルの仕女ビルハの子はダンとナフタリな
り レアの仕女ジルバの子はガドとアセルなり是等はヤコブの子にしてバダンアラムにて彼に生れたる者なり
ヤコブ、キリアテアルバのママレにゆきてその父イサクに至れり是すなはちヘブロンなり彼處はアブラハム
とイサクの寄寓しところなり

イサクの齢は百八十歳なりき イサク老て年満ち氣息たえ死にて其民にくはれりその子エサウとヤコ
ブ之をばらむる

第三章

エサウの傳はかくのごとしエサウはすなはちエドムなり エサウ、カナンの女の中より妻をぬ
とれり即ちヘテ人エロンの女アダおよびヒビ人デベオンの女なるアナの女アホリバマ是なり 又
イシマエルの女ネバヨテの妹バスマテをぬとれり アダはエリバズをエサウに生みバスマテはリウエルを生み
アホリバマはエウシ、ヤラムおよびコラを生り是等はエサウの子にしてカナンの地に於て彼に生れたる者なり
エサウその妻と子女およびその家の諸の人並に家畜と諸の畜類およびそのカナンの地にて獲たる諸の物を挾へ
て弟ヤコブをばなれて他の地にゆけり 其は二人の富有多くして俱にをるあたはざればなり彼らが寄寓しとこ
ろの地はかれらの家畜のためにかれらを容るをえざりき 是に於てエサウ、セイル山に住リエサウはすなはち

エドムなり
二〇九
二一〇
二一一
二一二
二一三
二一四
二一五
二一六
二一七
二一八
二一九
二二〇
二二一
二二二
二二三
二二四
二二五
二二六
二二七
二二八
二二九
二三〇
二三一
二三二
二三三
二三四
二三五
二三六
二三七
二三八

エドムなり
セイル山にをりしエドミ人の先祖エサウの傳はかくのことし
エサウの子の名は左のことしエサウの妻
アダの子はエリバズ、エサウの妻バスマタの子はリウエル
エリバズの子はテマン、オマル、ゼボ、ガタムお
よびケナズなり
ナムナはエサウの子エリバズの妾にしてアマレクをエリバズに生り是等はエサウの妻アダの
子なり
リウエルの子は左のことしナハテ、セラ、シヤンマおよびミザ是等はエサウの妻バスマタの子なり
チベオンの女なるアナの女にしてエサウの妻なるアホリバマの子は左のことし彼エウシ、ヤラムおよびコラ
をエサウに生り
エサウの子孫の候たる者は左のことしエサウの家子エリバズの子にはテマン候オマル候ゼボ候ケナズ候
コラ候ガタム候アマレク候是等はエリバズよりいでたる候にしてエドムの地でありき是等はアダの子なり
エサウの子リウエルの子は左のことしナハテ候セラ候シヤンマ候ミザ候是等はリウエルよりいでたる候にし
てエドムの地でありき是等はエサウの妻バスマタの子なり
エサウの妻アホリバマの子は左のことしエウシ候
ヤラム候コラ候是等はアナの女にしてエサウの妻なるアホリバマよりいでたる候なり
是等はエサウすなはち
エドムの子孫にしてその候たる者なり
素より此地に住しホリ人セイルの子は左のことしロタン、シヨバル、チベオン、アナ
デシヨン、エゼ
ル、デシヤン是等はセイルの子ホリ人の中の候にしてエドムの地であり
ロタンの子はホリ、ヘナムなりロタン
の妹はラムナ
シヨバルの子は左のことしアルワン、マナハテ、ユベル、シゴ、オナム
チベオンの子は左
のことし即ちアヤとアナ此アナその父チベオンの驢馬を牧をりし時曠野にて温泉を發見り
アナの子は左のこ
としデシヨンおよびアホリバマ、アホリバマはアナの女なり
デシヨンの子は左のことしヘムダン、エシバン、
イタラン、ケラン
エゼルの子は左のことしビルハン、ザワン、ヤカン
デシヤンの子は左のことしウヅ、

アラシ
二二九
二三〇
二三一
二三二
二三三
二三四
二三五
二三六
二三七
二三八
二三九
三四〇
三四一
三四二
三四三
三四四
三四五
三四六
三四七
三四八
三四九
三五〇
三五二
三五三
三五四
三五五
三五六
三五七
三五八
三五九
三六〇
三六一
三六二
三六三
三六四
三六五
三六六
三六七
三六八
三六九
三七〇
三七二
三七三
三七四
三七五
三七六
三七七
三七八
三七九
三八〇
三八二
三八三
三八四
三八五
三八六
三八七
三八八
三八九
三九〇
三九二
三九三
三九四
三九五
三九六
三九七
三九八
三九九
四〇〇

アラシ
ホリ人の候たる者は左のことしロタン候シヨバル候チベオン候アナ候
デシヨン候エゼル候デシヤン
候是等はホリ人の候にしてその所領にしたがひてセイルの地であり
イスラエルの子孫を治むる王いまだあらざる前にエドムの地を治めたる王は左のことし
ベオルの子ベ
ラ、エドムに王たりその都の名はデナバといふ
ベラ薨てボヅラのセラの子ヨバブ之にかはりて王となる
ヨバブ薨てテマン人の地のホシヤムこれにかはりて王となる
ホシヤム薨てベダデの子ハダデこれに代り
王となる彼モアブの野にてミデアン人を撃しことあり其邑の名はアピタといふ
ハダデ薨てマヌレカのサムラ
これにかはりて王となる
サムラ薨て河の旁なるレホボテのサウル之にかはりて王となる
サウル薨てアク
ボルの子バアルハナンこれに代りて王となる
アクボルの子バアルハナン薨てハダル之にかはりて王となる其
都の名はバウといふその妻の名はメヘテルといひてマテレデの女なりマテレデはメザハブの女なり
エサウよりいでたる候の名はその宗族と居處と名に循ひていへば左のことしテマン候アルワ候エテテ候
アホリバマ候エラ候ビノン候
ケナズ候テマン候ミヅアル候
マダテエル候イラム候是等はエドムの候
にして其領地の居處によりて言る者なりエドミ人の先祖はエサウ是なり
第三章
ヤコブはカナンに居り即ちその父が寄寓し地なり
ヤコブの傳は左のことしヨセフ十七歳
にしてその兄弟と偕に羊を牧ふヨセフは童子にしてその父の妻ビルハの子およびシルバの子と偕た
りしが彼等の悪き事を父につぐ
ヨセフは老年子なるが故にイスラエルその諸の兄弟よりも深くこれを愛し
これがために練る衣を製れり
その兄弟等父がその諸の兄弟よりも深く彼を愛するを見て彼を惡み讒和に彼に
ものいふことを得せざりき
茲にヨセフ夢をみてその兄弟に告げれば彼等愈これを惡めり
ヨセフ彼等にいひけるは請ふわが夢た
と聽け
我等田の中に禾束をむすび居たるにわが禾束おき且立り而して汝等の禾束環りたちてわが禾束を

拜せり。その兄弟等之にいひけるは、汝眞にわれらの君となるや。眞に我等ををさむるにいたるやと。その夢とその言のために益これを惡めり。ヨセフ又一の夢をみて之をその兄弟に述べていひけるは、我また夢をみたるに日と月と十一の星われを拜せりと。則ちこれをその父と兄弟に述べれば、父かれを戒めて彼にいふ、汝が夢しこの夢は何ぞや。我と汝の母となんぢの兄弟と實にゆきて地に鞠て汝を拜するにいたらんやと。斯しかばその兄弟かれを嫉めり。然どその父はこの言をおぼえたり。

茲にその兄弟等シケムにゆきて父の羊を牧わたりしかば、イスラエル、ヨセフにいひけるは、汝の兄弟はシケムにて羊を牧するにあらずや。來れ汝を彼等につかはさん。ヨセフ父にいふ、我がこゝにあり。父かれにいひけるは、請ふ往て汝の兄弟と群の恙なきや否を見てかへりて我につげよと。彼をへブロン谷より遣はしければ、遂にシケムに至る。或人かれに遇ふに彼野にさまよひをりしかば、其人かれに問て汝何をたづぬるやといひければ、彼いふ、我はわが兄弟等をたづぬ請ふかれらが羊をかひをる所をわれに告よ。その人いひけるは、彼等は此をされり。我かれらがドタンにゆかんといふを聞たりと。是に於てヨセフその兄弟の後をおひゆきドタンにて之に遇ふ。

ヨセフの彼等に近かざる前に彼ら之を遙に見てこれを殺さんと謀り、互にいひけるは、視よ作夢者きたる。去來彼をころして隙に投いれ、或惡き獸これを食たりと言ん而して彼の夢の如何なるかを觀るべし。ルベシ聞てヨセフを彼等の手より拯ひいださんとして言けるは、我等これを殺すべからず。ルベシまた彼らにいひけるは、血をながすなかれ之を曠野の此隙に投いて手をつくるなかれと。是は之を彼等の手よりすくひいだして父に歸んとてなりき。茲にヨセフ兄弟の許に到りければ、彼等ヨセフの衣即ちその着たる綵る衣を擡ぎ、彼を執て隙に投いれたり。隙は空にしてその中に水あらざりき。

斯して彼等坐てパンを食ひ目をあけて見しに、一群のイシマエル人駱駝に香物と乳香と沒藥をおはせてエジプトにくだりゆかんとて、ギレアデより來る。ユダその兄弟にいひけるは、我情弟をころしてその血を匿すも何

の益かあらん。去來彼をイシマエル人に賣ん、彼は我情の兄弟われらの肉なればわれらの手をかれにつくべからずと兄弟等これを善とす。時にミデアンの商旅經過ければ、ヨセフを隙よりひきあげ、銀二十枚にてヨセフをイシマエル人に賣り、彼等すなはちヨセフをエジプトにたづさへゆきぬ。

茲にルベシかへりて隙にいなり見しに、ヨセフ隙ををらざりしかば、その衣を擡ぎ、足跡の許にかへりて、童子はをらす嗚呼我何處にゆくべきや。斯てかれらヨセフの衣をとり、牡山羊の糞をころしてその衣を血に濡し。その綵る衣を父におくり遣して、いひけるは、我等これを得たり。なんぢの子の衣なるや否を知れと。父これを知りていふ、わが子の衣なり。惡き獸彼をくらへり。ヨセフはかならずさかれしならんと。ヤコブその衣を擡ぎ、麻布を履にまとい久くその子のためになげけり。その子女みな起てかれを慰むれども、その體をうけずして我は哀きつゝ陰府にくだりて我子のもとにゆかんといふ。斯その父かれのために哭ぬ。惜ミデアン人はエジプトにてバロの侍衛の長ホナバルにヨセフを賣り。

第三十八章

當時ユダ兄弟をはなれて下りアドラム人名はヒラといふ者の近邊に天幕をはりしが、ユダかしまければ、ユダその名をエルとなづく。彼ふたたび孕みて男子を生み、その名をオナンとなづけ。またかさねて孕みて男子を生みて、その名をシラとなづく。此子をうみける時、ユダは夕ヅブにありき。ユダその長子エルのために妻をむかふその名をタマルといふ。ユダの長子エル、エホバの前に惡をなしたれば、エホバこれを死しめたまふ。茲にユダ、オナンにいひけるは、汝の兄の妻の所にいりて之をめとり、汝の兄をして子をえせしめよ。オナンその子の己のものとならざるを知られば、兄の妻の所にいりし時、兄に子をえせしめざらんために地に洩したり。斯なせし事、エホバの目に惡かりければ、エホバ彼をも死しめたまふ。ユダその媳タマルにいひけるは、婦となりて汝の父の家をりわが子シラの人となるを待てと。恐らくはシラも亦その兄弟のごとく死るゑらんとおもひ

たればなりタマルすなはち往てその父の家に在る
 日かさなりて後シユアの女ユダの妻死たりユダ慰をいれてその友アドラム人ヒラとともにテムナにのぼり
 その羊毛を剪る者の所にいたる 茲にタマルにつけて視よなんちの男はその羊の毛を剪んとてテムナにのぼる
 といふ者ありしかば 彼その羞の服を脱して被衣をもて身をおほひつゝみテムナの途の側にあるエナイムの
 入口に坐す其はシラ人となりたれども己これが妻にせられざるを見ればなり 彼その面を蔽ひたりしかば
 ユダこれを見て娼妓ならんとおもひ 途の側にて彼に就き請ふ來りて我をして汝の所にいらしめよといふ其は
 その子の妻なるをしらさればなり彼いひけるは汝何を我にあたへてわが所にいらんとするや ユダいひけるは
 我群より山羊の羔をおくらん彼いふ汝其をおくるまで質をあたへんか ユダ何の質をなんちに與ふべきやとい
 ふに彼女の印と綬と汝の手の杖をといひければ則ちこれを與へて彼の所にいりぬ彼ユダに由て妊めり 彼起て
 去りその被衣をぬぎて整婦の服をまよふ かくてユダ婦の手より質をとらんとてその友アドラム人の手に托
 して山羊の羔をおくりけるが彼婦を見れば 二 三 其の處の人に問て途の側なるエナイムの娼妓は何處に在るやと
 いふに此には娼妓なしといひければ ユダの許にかへりていふ我彼を見いださず亦その處の人此には娼妓なし
 といへりと ユダいひけるは彼にとらせおけ恐くはわれら笑柄とならん我この山羊の羔をおくりたるに汝かれ
 を見ざるなりと
 三月ばかりありて後ユダに告る者ありていふ汝の媳タマル姦淫をなせり亦その姦淫によりて妊めりとユダ
 いひけるは彼を曳いだして焚べし 彼ひきいだされし時その男にいひつかはしけるは是をもてる人によりて我
 は妊りと彼すなはち請ふこの印と綬と杖は誰の所屬なるかを辨別よといふ ユダこれを見識ていひけるは彼は
 我よりも正しわれ彼をわが子シラにあたへざりしによりてなりと再びこれを知らざりき かくて産の時にいた
 りて見るにその胎に孿あり 三 其の産時手出ししかば産婆是首にいづといひて絳き線をとりにてその手にしぱりし

が 手を引こむるにあたりて兄弟いでたれば汝なんぞ垢いづるやその垢に歸せんといへり故にその名はベレ
 ヅ(垢)と稱る 其の兄弟手に絳線のある者後にいづその名はセラとよばる
 第三十九章
 ヨセフ擧へられてエジプトにくだりしがエジプト人ポテバル、パロの臣侍衛の長なる者彼を其處
 なりてその主人なるエジプト人の家に在る 其の主人エホバの彼とともにいますを見またエホバがかれの手の
 凡てなすところを亨通しめたまふを見たり 是によりてヨセフかれの心になひて其近侍となる彼ヨセフに
 その家を幸どらしめその所有を盡くその手に委たり 彼ヨセフにその家とその有る凡の物をつかさどらせし時
 よりしてエホバ、ヨセフのために其エジプト人の家を祝みたまふ即ちエホバの祝福かれが家と田に有る凡の物に
 およぶ 彼その有る物をことごとくヨセフの手にゆだねその食ふパンの外は何をもかへりみざりき夫ヨセフは
 容貌麗しくして顔美しかりき
 これらの事の後その主人の妻ヨセフに目をつけて我と寝よといふ ヨセフ拒みて主人の妻にいひけるは
 視よわが主人家の中の物をかへりみずその有るものことごとくわが手に委ぬ この家には我より大なるもの
 なし又主人何をも我に禁せず只汝を除くのみ汝はその妻なればなり然ば我いかで此おほいなる悪をなして神に罪
 ををかすをえんや 彼日々にヨセフに言よりたれどもヨセフをかすして之といねず亦與にをらざりき 當時
 ヨセフその職をなさんとて家にいりしが家の人一箇もその内にをらざりき 時に彼婦その衣を執て我といねよ
 といひければヨセフ衣を彼の手に棄おきて外に遁いでたり 彼ヨセフがその衣を己の手に棄おきて遁いでしを
 見て 其の家の人々を呼てこれにいふ視よへブル人を我等の所につれ來て我等にたはむれしむ彼我といねんと
 て我の所にいり來しかば我大聲によばはれり 彼わが聲をあげて呼はるを聞しかばその衣をわが許にすておき
 て外に遁いでたりと 其衣を傍に置いて主人の家に歸るを待つ かくて彼是言のごとく主人につけていふ

一八 汝が我らに携へきたりしヘブルの僕われにたはむれんとて我許にいりきたりしが 一八 我聲をあげてよばはりしかばその衣を我許にすておきて遁いでたり

一九 主人その妻が己につけて汝の僕斯のごとく我になせりといふ言を聞て怒を發せり 二〇 是に於てヨセフの主人彼を執へて獄にいる其獄は王の囚徒を繋ぐ所なりヨセフ彼處にて獄にをりしが 二一 エホバ、ヨセフとともに在して之に仁慈を加へ典獄の恩顧をこれにえさせたまひければ 二二 典獄獄にある囚人をことごとくヨセフの手に付せたり其處になす所の事は皆ヨセフこれをなすなり 二三 典獄そのまかせたる所の事は何もかもかへりみざりき其はエホバ、ヨセフとともにいませばなりエホバかれのなすところをさかえしめたまふ

第四章

一 これらの事の後エジプト王の酒人と膳夫その主エジプト王に罪ををかす 二 バロその二人の臣すなり 侍衛の長ヨセフをして彼等の側に侍しめればヨセフ之にかふ彼等幽囚れて目を經たり 茲に獄に繋れたるニジプト王の酒人と膳夫の二人ともに一夜の中に各夢を見たりその夢はおのおのその解明にかなふヨセフ朝に及びて彼等の所に入りて視るに彼等物憂に見ゆ 是に於てヨセフその主人の家に己とともに幽囚るバロの臣に問て汝等なにゆゑに今日は顔色あしきやといふに 彼等これにいふ我等夢を見たれど之を解く者なしとヨセフ彼等にいひけるは解く事は神によるにあらすや請ふ我に述よ

二 酒人の長その夢をヨセフに述て之にいふ我夢の中に見しにわが前に一の葡萄樹あり 三 その樹に三の枝あり芽いで花ひらきて葡萄なり球をなして熟たるがごとくなりき 四 時にバロの爵わが手にあり我葡萄を摘てこれをバロの爵に搾りその爵をバロの手に奉たり 五 ヨセフかれにいひけるはその解明は是のごとし三の枝は三日なり 六 今より三日の中にバロなんぢの首を擧げ汝を故の所にかへさん汝は曩に酒人たりし時になせし如くバロの爵をその手に奉ぐるにいたらん 七 然ば請ふ汝善ならん時に我をおもひて我に恩恵をほどこし吾事をバロに

のべてこの家よりわれを出せ 八 我はまことにヘブル人の地より掠れ來しものなればなりまた此にても我は牢に

いれらるゝがごとき事はなざさりしなり

九 茲に膳夫の長その解明の善りしを見てヨセフにいふ我も夢を得て見たるに白きパン三箇わが首にありて 一〇 その上の筐には膳夫がバロのために作りたる各種の饌ありしが鳥わが首の筐の中より之をくらへり 一一 ヨセフこたへていひけるはその解明はかくのごとし三の筐は三日なり 一二 今より三日の中にバロ汝の首を擧はして汝を木に懸んしかして鳥汝の肉をくらひとるべしと 一三 第三日はバロの誕辰なればバロその諸の臣僕に筵席をなし酒人の長と膳夫の長をして首をその臣僕の中に擧しむ 一四 即ちバロ酒人の長をその職にかへしければ彼爵をバロの手に奉たり 一五 されど膳夫の長は木に懸らるヨセフの彼等に解明せるがごとし 一六 然るに酒人の長ヨセフをおぼえずして之を忘れたり

第四章

一 二年の後バロ夢ることあり即ち河の濱にたちて 二 視るに七の美しき肥たる牝牛河よりのぼりて 三 葦を食ふ 四 その後また七の醜き瘦たる牛河よりのぼり河の畔にて彼牛の側にたちしが 五 その醜き瘦たる牛かの美しき肥たる七の牛を食ひつくせりバロ是にいたりて寤む 六 彼また寤て再び夢るに一の莖に七の肥たる佳き穂いできたる 七 其のちに又しなびて東風に焼たる七の穂いできたりしが 八 その七のしなびたる穂かの七の肥饒りたる穂を吞盡せりバロ寤て見に夢なりき 九 バロ朝におよびてその心安からず人をつかはしてエジプトの法術士とその博士を皆ことごとく召し之にその夢を述たり然ど之をバロに解うる者なかりき 一〇 時に酒人の長バロに告ていふ我今日わが過をおもひいづ 一一 嘗てバロその僕を怒て我と膳夫の長を侍衛の長の家に幽囚へたまひし時 一二 我と彼ともに一夜のうちに夢み各その解明にかなふ夢をみたりしが 一三 彼處に侍衛の長の僕なる若きヘブル人我と偕にあり我等これのべたれば彼われらの夢を解その夢にしたがひて各人に解明をなせり 一四 しかして其事かれが解たるごとくなりて我はわが職にかへり彼は木に懸らる

是に於てバロ人をやりてヨセフを召しければ急ぎてこれを獄より出せりヨセフすなはち鬚を薙り衣をかへてバロの許にいり来る。バロ、ヨセフにいひけるは我夢をみたれど之をとく者なし聞に汝は夢をきよて之を解くことをうると云ふ。ヨセフ、バロにこたへていひけるは我によるにあらず神バロの平安を告たまはん。バロ、ヨセフにいふ我夢に河の岸にたちて見るに、河より七の肥たる美しき牝牛のほりて藁を食ふ。後また弱く甚だ醜き瘠たる七の牝牛のほりきたる其悪き事エジプト全國にわが未だ見ざるほどなり。その瘠たる醜き牛初の七の肥たる牛を食ひつくしたりしが、已に腹にいりても其腹にいりし事しれず尙前のごとく醜かりき我是にいたりて寤めたり。我また夢に見るに七の實たる佳き穂一の莖にいできたる。その後またいぢけ萎びて東風にやけたる七の穂生じたりしが、そのしなびたる穂かの七の佳穂を呑つくせり我これを法術士に告たれどもわれにこれをしめすものなし。

ヨセフ、バロにいひけるはバロの夢は一なり神その爲んとする所をバロに示したまへるなり。七の美牝牛は七年七の佳穂も七年にして夢は一なり。其後にのほりし七の瘠たる醜き牛は七年にしてその東風にやけたる七の空穂は七年の饑饉なり。是はわがバロに申すところなり神そのなさんとするところをバロにしめしたまふ。エジプトの全地に七年の大なる豊年あるべし。その後七年の凶年おこらん而してエジプトの地にありし豊作を皆忘るにいたるべし饑饉國を滅さん。後にいたるその饑饉はなだはげしきにより前の豊作國の中に知れざるにいたらん。バロのふたゝび夢をかさね見たまひしは神がこの事をさだめて速に之をなさんとしたまふなり。さればバロ慧く賢き人をえらみて之にエジプトの國を治めしめたまふべし。バロこれをなし國中に官吏を置てその七年の豊年の中にエジプトの國の五分の一を取たまふべし。而して其官吏をして來らんとするその善き年の諸の糧食を斂めてその穀物をバロの手に蓄へしめ糧食を邑々にかこはしめたまふべし。その糧食を國のために蓄藏へおきてエジプトの國にのぞむ七年の饑饉に備へ國をして饑饉のために滅ざらしむべし。

バロとその諸の臣僕此事を善とす。是に於てバロその臣僕にいふ我等神の靈のやどれる是のごとき人を看いだすをえんやと。しかししてバロ、ヨセフにいひけるは神是を盡く汝にしめしたまひたれば汝のごとく慧く賢き者なかるべし。汝わが家を宰るべしわが民みな汝の口にしたがはん唯位においてのみ我は汝より大なるべし。バロ、ヨセフにいひけるは視よ我汝をエジプト全國の家宰となすと。バロすなはち指環をその手より脱して之をヨセフの手にはめ之に白布を衣せ金の素をその項にかけ。之をして己のもてる次の輅に乗しめ下らんと其前に呼しむ是彼をエジプト全國の家宰となせり。バロ、ヨセフにいひけるは我はバロなりエジプト全國に汝の允准をえずして手足をあぐる者なかるべしと。バロ、ヨセフの名をザフナテパネアと名けまたオンの祭司ポテバルの女アセナテを之にあたへて妻となさしむヨセフいでてエジプトの地をめぐる。

ヨセフはエジプトの王バロのまへに立し時三十歳なりきヨセフ、バロのまへを出て遍くエジプトの地を巡れり。七年の豊年の中に地山なして物を生ず。ヨセフすなはちエジプトの地にありしその七年の糧食を斂めてその糧食を邑々に藏む即ち邑の周圍の田圃の糧食を其邑の中に藏む。ヨセフ海隅の沙のごとく甚だ多く穀物を備へ遂に數ふことをやむるに至る其は數かぎり無ればなり。饑饉の歲のいたらざる前にヨセフに二人の子うまる是はオンの祭司ポテバルの女アセナテの生たる者なり。ヨセフその家子の名をマナセ(忘)となづけて言ふ神我をしてわが諸の苦難とわが父の家凡の事をわすれしめたまふと。又次の子の名をエフライム(多く生る)となづけていふ神われをしてわが艱難の地にて多くの子をえせしめたまふと。爰にエジプトの國の七年の豊年をはり。ヨセフの言しごとく七年の凶年きたりはじむその饑饉は諸の國にあり然どエジプト全國には食物ありき。エジプト全國饑し時民さけてバロに食物を乞ふバロ、エジプトの諸の人にいひけるはヨセフに往け彼が汝等にいふところをなせと。饑饉全地の面にありヨセフすなはち諸の倉廩をひらきてエジプト人に賣わたせり饑饉ますますエジプトの國にはげしくなる。饑饉諸の國にはげしくなりしかば諸國の人エジプトにきたり

ヨセフにいたりて穀物を買ふ

第四章

ヤコブ、エジプトに穀物あるを見しかばその子等にいひけるは汝等なんぞたがひに面を見あはするや

ヨセフの十人の兄弟エジプトにて穀物をかはんとて下りゆけり

されどヨセフの弟ベニヤミンはヤコブこれをその兄弟とともに遣さざりきおそくは災難かれの身にのぞむことあらんと思たればなり

イスラエルの子等穀物を買んとて来る者とともに来る其はカナンの地に饑饉ありたればなり

時にヨセフは國の總督にして國の凡の手に賣ことをなせりヨセフの兄弟等來りてその前に地に伏て拜す

ヨセフその兄弟を見てこれを知たれども知る者のごとくして荒々しく之にもいふ即ち彼等に汝等は

何處より來れるやといへば彼等いふ糧食を買んためにカナンの地より來れりと

ヨセフはその兄弟をしりたれども彼等はヨセフをしらざりき

ヨセフその昔に彼等の事を夢たるを憶いだし彼等にいひけるは汝等は間者にして此國の隙を親んとて來れるなり

彼等之にいひけるはわが主よ然らず唯糧食をかはんとて僕等は來れるなり

我等はみな一箇の人の子にして篤實なる者なり僕等は間者にあらず

ヨセフ彼等にいひけるは否汝等は此地の隙を親んとて來れるなり

彼等いひけるは僕等は十二人の兄弟にしてカナンの地の一箇の人の子なり

季子は今日父とともにをる又一人はをらずなりぬ

ヨセフかれらにいひけるはわが汝等につけて汝等は間者なりといひしはこの事なり

汝等斯してその眞實をあかすべし

汝等の一人をやりて汝等の弟をつれきたらしめよ

汝等をば繋ぎに來るにあらざれば汝等は此をいづるをえじ

汝等の一人をやりて汝等の弟をつれきたらしめよ

汝等をば繋ぎおきて汝等の言をためし

汝らの中に眞實あるや否をみん

バロの生命をさして誓ふ

汝等はかならず間者なりと彼等を皆ともに三日のあひだ幽囚おけり

三日におよびてヨセフかれらにいひけるは我神を畏る

汝等はなして生命をえよ

汝等もし篤實なる者ならば汝らの兄弟の一人をしてこの獄に繋しめ

汝等は穀物をたづさへゆきてなんぢらの家々の餓をすくへ

但し汝らの末弟を我につれきたるべし

汝らなんぢらの言の眞實あらはれて汝等死をまぬかるべし

彼等すなはち斯なせり

茲に彼らたがひに言けるは我等は弟の事によりて信に罪あり

我等は彼が我らに只管にねがひし時にその心の苦を見ながら之を聽ざりき

故にこの苦われらにのぞめるなり

ルベンかれらに對ていひけるは我なんぢらにいひて童子に罪をかすなかれといひしに

あらずや然るに汝等きかさりき是故に視よ

亦彼の血をながせし罪をたゞさると

彼等はヨセフが之を解するをしらざりき

其は互に通辯をもちひたればなり

ヨセフ彼等を離れゆきて哭き復かれらにかへりて之と

かたり遂にシメオンを彼らの中より取りその目のまへにて之を縛れり

而してヨセフ命じてその器に穀物をみため其人々の金を囊に返さしめ

又途の食を之にあたへしむ

ヨセフ斯かれらになせり

彼等すなはち穀物を驢馬におはせて其處をさりしが

其一人旅邸にて驢馬に糧を與んとて囊をひらき

其金を見たり其は囊の口にありければなり

彼その兄弟にいひけるは吾金は返してあり

視よ囊の中にありと是において彼等囊を消し懼れてたがひに神の我らになしたまふ

此事は何ぞやといへり

かくて彼等カナンの地にかへりて父ヤコブの所にいたり其身にありし事等を悉く之につけていひけるは

彼國の主荒々しく我等にものいひ我らをもて國を偵ふ者となせり

我ら彼にいふ我等は篤實なる者なり

間者にあらず

父ヤコブ彼等にいひけるは汝等は我をして子を喪はしむヨセフはをらすなりシメオンもをらすなりたるにまた
 ベニヤミンを取んとす是みなわが身にかゝるなり ^{三三}ルベン父に告ていふ我もし彼を汝につれかへらすば吾ふた
 りの子を殺せ彼をわが手にわたせ我之をなんぢにつれかへらん ^{三四}ヤコブいひけるはわが子はなんぢらとともに
 下るべからず彼の兄は死て彼ひとり遺たればなり若なんぢらが行ところの途にて災難かれの身におよばば汝等は
 わが白髪をして悲みて墓にくだらしむるにいたらん

第四章

饑饉その地にはげしかりき ^一茲に彼等エジプトよりもちきたりし穀物を食つくせし時父かれら
 に再びゆきて少許の糧食を買きたれといひければ ^二ユダ父にかたりていひけるは彼人かたく我等
 をいましめていふ汝らの弟汝らとともにあるにあらざれば汝らはわが面をみるべからずと ^三汝もし弟をわれ
 らとともに遣さば我等下て汝のために糧食を買ふべし ^四されど汝もし彼をつかはさずば我等くだらざるべし
 其はかの人われらにむかひ汝等の弟なんぢらとともにあるにあらざれば汝ら吾面をみるべからずといひたればな
 りと ^五イスラエルいひけるは汝等なにゆゑに汝等に尙弟のあることを彼人につけて我を悪くなすや ^六彼等
 いふ其人われらの模様とわれらの親族を問たゞして汝らの父は尙生存へをるや汝等は弟をもつやといひしにより
 其言の條々にしたがひて彼につけたるなり我等いかでか彼が汝等の弟をつれくだれといふならんとしるをえん
 ユダ父イスラエルにいひけるは童子をわれとともに遣はせ我等たちて往ん然らば我情と汝およびわれらの子女
 生ることを得て死をまぬかるべし ^八我彼の身を保はん汝わが手にかれを問へ我もし彼を汝につれかへりて汝の
 まへに置ずば我永遠に罪をおはん ^九我情もし濡滯ことなかりしならば必ずすすでにゆきて再びかへりしならん
 父イスラエル彼等にいひけるは然ば斯なせ汝等國の名物を器にいれ携へくだりて彼人に禮物とせよ乳香少許
 蜜少許 香料 没藥 胡桃および巴旦杏 ^{一〇}又手に一倍の金を取りゆけ汝等の囊の口に返してありし彼金を再び
 手にたづさへ行べし恐くは差謬にてありしならん ^{一一}且また汝らの弟を挈へ起てふたゞび其人の所にゆけ

ねがはくは全能の神その人のまへにて汝等を矜恤みその人をして汝等の他の兄弟とベニヤミンを放ちかへさ
 しめたまはんことを若れ子に別るべくあらば別れんと ^{一三}是に於てかの人々その禮物を執り一倍の金を手に執
 りベニヤミンを携へて起てエジプトにくだりヨセフの前に立つ

ヨセフ、ベニヤミンの彼らと惜なるを見てその家宰にいひけるはこの人々を家に導き音を屠て備へよ
 この人々卓午に我とともに食をなすべければなり ^{一四}其人ヨセフのいひしごとくなし其人この人々をヨセフの家
 に導けり ^{一五}人々ヨセフの家に導かれたるによりて懼れいひけるは初めにわれらの囊にかへりてありし金の事の
 ために我等はひきいれる是われらを抑留へて我等にせまり執へて奴隸となし且われらの驢馬を取んとするなり
 と ^{一六}彼等すなはちヨセフの家宰に進みよりて家の入口にて之にかたりて ^{一七}いひけるは主よ我等實に最初
 くだりて糧食を買たり ^{一八}しかるに我等旅邸に至りて囊を啓き見るに各人の金のその囊の口にありて其金の量全
 かりし然ば我等これを手にもちかへれり ^{一九}又糧食を買ふ他の金をも手にもちくだる我等の金を囊にいれたる
 者は誰なるかわれらは知ざるなり ^{二〇}彼いひけるは汝ら安ぜよ懼るなかれ汝らの神汝らの父の神財寶を汝等の囊
 におきて汝らに賜ひしなり汝らの金は我にとゞけりと遂にシメオンを彼等の所にたづさへいだせり ^{二一}かくて其
 人この人々をヨセフの家に導き水をあたへてその足を濯はしめ又その驢馬に飼草をあたふ ^{二二}彼等其處にて食を
 なすなりと聞しかば禮物を調へてヨセフの日午に来るをまつ

茲にヨセフ家にかへりしかば彼等その手の禮物を家にもちきたりてヨセフの許にいたり地に伏てこれを拜
 す ^{二四}ヨセフかれらの安否をとふていふ汝等の父汝らが初にかたりしその老人は恙なきや尙いきながらをるや
 彼等こたへてわれらの父汝の僕は恙なくしてなほ生ながらをるといひ身をかゞめ禮をなす ^{二五}ヨセフ目を
 あげてその母の子なる己の弟ベニヤミンを見ていひけるは是は汝らが初にかたりし汝らの若き兄弟なるや
 又いふわが子よ願はくは神汝をめぐみたまはんことをと ^{二六}ヨセフその弟のために心焚るがごとくなりしかば

二 急ぎてその泣きどころを尋ね室にいりて其處に泣り 而して面をあらひて出で自から抑へて食をそなへよと
 三 言ふ すなはちヨセフはヨセフ彼等は彼等陪食するエジプト人はエジプト人と別々に之を供ふ是はエジプト人
 四 へブル人と共に食することをえざるによる其事エジプト人の穢はしとするところなればなり かくて彼等ヨセ
 五 フの前に坐るに長子をばその長たるにしたがひて坐らせ若き者をばその幼少にしたがひてすわらせければその
 六 人々駭きあへり ヨセフ己のまへより皿を彼等に供ふベニヤミンの皿は他の人のよりも五倍おほかりきかれら
 七 飲てヨセフとともに樂めり

第四章

一 爰にヨセフその家宰に命じていふこの人々の囊にその負うるほど糧食を充せ各人の金をその囊の
 二 口に置れ 二 またわが杯すなはち銀の杯を彼の少き者の囊の口に置てその穀物の金子とともにあら
 三 しめよと彼ヨセフがいひし言のごとくなせり かくて夜のあくるにおよびてその人々と驢馬をかへしけるが
 四 かれら城邑をいでてなほ程とほからぬにヨセフ家宰にいひけるは起てかの人々の後を追ひおひつきし時之に
 五 いふべし汝らなんぞ惡をもて善にむくゆるや 其はわが主がもちひて飲み又用ひて常に卜ふ者にあらずや汝ら
 六 かくなすは惡しと 是に於て家宰かれらにおひつきてこの言をかれらにいひければ かれら之にいふ主なに
 七 ゆゑに是事をいひたまふや僕等きはめてこの事をなさず 視よ我らの囊の口にありし金はカナンの地より汝の
 八 所にもちかへれり然ば我等いかで汝の主の家より金銀をぬすまんや 僕等の中誰の手に見あたるも其者は死べ
 九 し我等またわが主の奴隸となるべし 彼いひけるはさらば汝らの言のごとくせん其の見あたりし者はわが奴隸
 一〇 となるべし汝等は咎なしと 是において彼等急ぎて各その囊を地におろし各その囊をひらきしかば 彼
 一一 すなはち索し長者よりはじめて少者にをはるに杯はベニヤミンの囊にありき 斯有しかば彼等その衣を裂き
 一二 おのおのその驢馬に荷を負せて邑にかへる

一三 しかしてユダとその兄弟等ヨセフの家にいたるにヨセフなほ其處にをりしかばその前に地に伏す ヨセ

一 つかれらにいひけるは汝等がなしたるこの事は何ぞや我がことき人は善くトひうる者なるをしらざるや ユダ
 二 いひけるは我等主に何をいはんや何をのべんや如何にしてわれらの正直をあらはさんや神僕等の罪を摘發したま
 三 へり然ば我等およびこの杯の見あたりし者俱に主の奴隸となるべし ヨセフいひけるはきはめて然せじ杯の
 四 手に見あたりし人はわが奴隸となるべし汝等は安然に父にかへりのぼるべし

一 時にユダかれに近よりていひけるはわが主よ請ふ僕をして主の耳に一言いふをえせしめよ僕にむかひて怒
 二 を發したまふなかれ汝はバロのごとくにいますなり 昔にわが主僕等に問て汝等は父あるや弟あるやといひた
 三 まひしかば 我等主にいへり我等にわが父あり老人なり又その老年子なる少者ありその兄は死てその母の遺せ
 四 るは只是のみ故に父これを受すと 汝また僕等にいひたまはく彼を我許につれくだり我をして之に目をつくる
 五 ことをえせしめよと われら主にいへり童子父を離るをえず若父をはなるならば父死べしと 汝また僕等

一 にいひたまはく汝らの季の弟汝等とともに下るにあらざれば汝等ふたゝびわが面を見るべからずと 我等す
 二 なはちなんぢの僕わが父の所にかへりのぼりて主の言をこれに告たり 我らの父再びゆきて小許の糧食を買き
 三 たれといひければ 我らいふ我らくだりゆくことをえずわれらの季の弟われらと共にあらば下りゆくべし其は

一 季の弟われらと共にあるにあらざれば彼人の面をみるをえざればなりと なんぢの僕わが父われらにいふ汝ら
 二 のしるごとく吾妻われに二人を生しが その一人出てわれをはなれたれば必ず裂ころされしならんと思へり我
 三 今にいたるまで彼を見ず なんぢらはをも我側より取ゆかに若災害是の身におよぶあらば遂にわが白髪をし

一 て悲みて墓にくだらしむるにいたらんと 抑父の生命と童子の生命とは相結びてあれば我なんぢの僕わが父
 二 に歸りいたらん時に童子もしわれらと共に在らずば如何ぞや 父童子の在ざるを見れば死るにいたらん然れば僕等
 三 なんぢの僕われらの父の白髪をして悲みて墓にくだらしむるなり 僕わが父に童子の事を保ひて我もし是を汝
 四 につれかへらずば永久に罪を父に負んといへり されば請ふ僕をして童子にかはりをりて主の奴隸とならしめ

童子をしてその兄弟とともに歸りのぼらしめたまへ 我いかでか童子を伴はずして父の許に上りゆくべけん恐くは災害の父におよぶを見ん

第五章

茲にヨセフその側にたてる人々のまへにて自ら禁ぶあたはざるに至りければ人皆われを隠してセフ聲をあげて泣りエジプト人これを聞きバロの家またこれを聞く ヨセフすなはちその兄弟にいひけるは我はヨセフなりわが父はなほ生ながらへをるやと兄弟等その前に愕き懼れて之にこたふるをえざりき ヨセフ兄弟にいひけるは請ふ我にちかよれとかれらすなはち近よりければ言ふ我はなんぢらの弟ヨセフなんぢらがエジプトにうりたる者なり されど汝等我をこゝに賣しをもて憂ふるなかれ身を恨るなかれ神生命をすくはしめんとて我を汝等の前につかはしたまへるなり この二年のあひだ饑饉國の中にありしが尙五年の間耕すことも獲こともなかるべし 神汝等の後を地につたへんため又大なる救をもて汝らの生命を救はんために我を汝等の前に遣したまへり 然ば我を此につかはしたる者は汝等にはあらず神なり神われをもてバロの父となしその全家の主となしエジプト全國の宰となしたまへり 汝等いそぎ父の許にのほりゆきて之にいへ汝の子ヨセフかく言ふ神われをエジプト全國の主となしたまへりわが所にくだれ遅疑なかれ 汝ゴセンの地に住べし斯汝と汝の子と汝の子の子およびなんぢの羊と牛並に汝のすべて有ところの者われの近方にあるべし なほ五年の饑饉あるにより我其處にてなんぢを養はん恐くは汝となんぢの家族およびなんぢの凡て有ところの者匱乏ならん 汝等の目とわが弟ベニヤミンの目の観るごとく汝等にこれをいふ者はわが口なり 汝等わがエジプトにて享る顯榮となんぢらが見たる所とを皆悉く父につげよ汝ら急ぎて父を此にみちびき下るべし 而してヨセフその弟ベニヤミンの頸を抱へて哭にベニヤミンもヨセフの頸をかゝへて哭く ヨセフ亦その諸の兄弟に接吻し之をいだきて哭く是のち兄弟等ヨセフと言ふ

愛にヨセフの兄弟等きたれりといふ聲バロの家にきこえければバロとその臣僕これを悦ぶ 巴ロすなはちヨセフにいひけるは汝の兄弟に言べし汝等かく爲せ汝等の畜に物を負せ往てカナンの地に至り なんぢらの父となんぢらの家族を携へて我にきたれ我なんぢらにエジプトの地の嘉物をおはせん汝等國の膏腴を食ふことをうべしと 今汝命をうく汝等かく爲せ汝等エジプトの地より車を取ゆきてなんぢらの子女と妻等を載せ汝等の父を導きて來れ 汝等の器を惜み視るなかれエジプト全國の嘉物は汝らの所屬なればなり

イスラエルの子等すなはち斯なせりヨセフ、バロの命にしたがひて彼等に車をあたへかつ途の餼糧をかれらにあたへたり 又かれらに皆おのおの衣一襲を與へたりしがベニヤミンには銀三百と衣五襲をあたへたり 彼また斯のごとく父に餽れり即ち驢馬十疋にエジプトの嘉物をおはせ牝の驢馬十疋に父の途の用に供ふる穀物と糧と肉をおはせて餽れり 斯して兄弟をかへして去しめ之にいふ汝等途にて相あらしふなかれと かれらエジプトより上りてカナンの地にゆきその父ヤコブにいたり 之につけてヨセフは尙いきてをりエジプト全國の宰となりをるといふしかるにヤコブの心なほ寒冷なり其はこれを信ぜざればなり 彼等またヨセフの己にいひたる言をことごとく之につげたりその父ヤコブ、ヨセフがおのれを載んとておくりし車をみるにおよびて其氣おのれにかへれり イスラエルすなはちいふ足りわが子ヨセフなほ生をるわれ死ざるまへに往て之を視ん

第六章

イスラエルその己につける諸の者とともに出たちベエルシバにいたりてその父イサクの神に犧牲をささぐ 神夜の異象にイスラエルにかたりてヤコブよヤコブよといひたまふ ヤコブわれ此にありといひければ神いひたまふ我は神なり汝の父の神なりエジプトにくだることを懼るなかれ彼處にて汝を大なる國民となさん 我汝とともにエジプトに下るべし亦かならず汝を導のぼるべしヨセフ手をなんぢの目の上におかんと かくてヤコブ、ベエルシバをたちいでたりイスラエルの子等すなはちバロの戦んとておくりたる車に父ヤコブと己の子女と妻等を載せ その家畜とカナンの地にてえたる貨財をたづさへ斯してヤコブと

その子孫皆ともにエジプトにいたれり 七 ヤコブかくその子と子の子およびその女と子の女すなはちその子孫を皆ともなひてエジプトにつれゆけり

八 イスラエルの子のエジプトにくだれる者の名は左のごとしヤコブとその子等ヤコブの長子はルベン ルベンの子はヘノク、バル、ヘヅロン、カルミ 一〇 シメオンの子はエムエル、ヤミン、オハデ、ヤキン、ゾハルおよびカナンの婦のうめる子シヤウル 一二 レビの子はゲルシオン、コハテ、メラリ 一三 ユダの子はエル、オナン、シラ、ベレヅ、ゼラ但シエルとオナンはカナンの地に死たりベレヅの子はヘヅロンおよびハムルなり 一四 イツサカルの子はトラ、ブワ、ヨブ、シムロン 一五 ゼブルンの子はセレデ、エロン、ヤリエルなり 一六 是等および女子デナはレアがバダンアラムにてヤコブにうみたる者なりその男子女子あはせて三十三人なりき 一七 ガドの子はゼボン、ハギ、シユニ、エヅボン、エリ、アロデ、アレリ 一八 アセルの子はエムナ、イシワ、イスイ、ベリアおよびその妹サラ並にベリアの子へベルとマルキエルなり 一九 是等はラバンがその女レアにあたへたるシルバの子なり彼は等をヤコブにうめり都合十六人 二〇 ヤコブの妻ラケルの子はヨセフとベニヤミンなり 二一 エジプトの國にてヨセフにマナセとエフライムうまれたり是はオンの祭司ボテバルの女アセナテが生たる者なり 二二 ベニヤミンの子はベラ、ベケル、アシベル、ゲラ、ナアマン、エヒ、ロシ、ムツビム、ホバム、アルデ 二三 是等はラケルの子にしてヤコブにうまれたる者なり都合十四人 二四 ダンの子はホシム 二五 ナフタリの子はヤジエル、グニ、エゼル、シレム 二六 是等はラバンがその女ラケルにあたへたるシルバの子なり彼これらをヤコブにうめり都合七人 二七 ヤコブとともにエジプトにいたりし者はヤコブの子の妻をのぞきて六十六人なりき是皆ヤコブの身よりいでたる者なり 二八 エジプトにてヨセフにうまれたる子二人ありヤコブの家の人のエジプトにいたりし者はあはせて七十人なりき

二九 ヤコブ預じめユダをヨセフにつかはしおのれをゴセンにみちびかしむ而して皆ゴセンの地にいたる 三〇

三〇 セフその車を整へゴセンにのぼりて父イスラエルを慰へ之にまみえてその頸を抱き頸をかへて久く啼く 三一 イスラエル、ヨセフにいふ汝なほ生きてをり我汝の面を見ることをえたれば今は死るも可しと 三二 ヨセフその兄弟等と父の家族とにいひけるは我のぼりてバロにつけて之にいふべしわが兄弟等とわが父の家族カナンの地にをりし者我のところに來れり 三三 その人々は牧者にして牧畜の人なり彼等その羊と牛およびその有る諸の物をたづさへ來れりと 三四 バロもし汝等を召て汝等の業は何なるやと問ことあらば 三五 僕等は幼少より今にいたるまで牧畜の人なり我侪も先祖等もともにしかりといへしからばなんぢらゴセンの地にすむことをえん牧者は皆エジプト人の穢はしとするものなればなり

第七章

一 茲にヨセフゆきてバロにつけていひけるはわが父と兄弟およびその羊と牛と諸の所有物カナンの地よりいたれり彼らはゴセンの地にをると 二 その兄弟の中より五人をとりてこれをバロにまみえしむ 三 バロ、ヨセフの兄弟等にいひけるは汝らの業は何なるか彼等バロにいふ僕等は牧者なりわれらも先祖等もともにしかりと 四 かれら又バロにいひけるは此國に寓らんとて我等はきたる其はカナンの地に饑饉はげしくして僕等の群をやしなふ牧場なければなりされば請ふ僕等をしてゴセンの地にすましめたまへ 五 バロ、ヨセフにかたりていふ汝の父と兄弟汝の所にきたれり 六 エジプトの地はなんぢの前にあり地の善き處に汝の父と兄弟をすましめよすなはちゴセンの地にかれらをすましめよ汝もし彼等の中に才能ある者あるをしたらば其人々をしてわが家畜をつかさどらしめよ 七 ヨセフまた父ヤコブを引いていりバロの前にたしむヤコブ、バロを祝す 八 バロ、ヤコブにいふ汝の齡の日は幾何なるか 九 ヤコブ、バロにいひけるはわが旅路の年月は百三十年にいたる我が齡の日は僅少にして且悪かり未だわが先祖等の齡の日と旅路の日にはおよびざるなり 一〇 ヤコブ、バロを祝しバロのまへよりいでさりぬ 一一 ヨセフ、バロの命せしごとくその父と兄弟に居所を與へエジプトの國の中の善き地即ちラメセスの地をかれらにあたへて所有となさしむ 一二 ヨセフその父と兄弟と父の全家にその子の數にした

がひて食物をあたへて養へり

却説饑饉はなはだしくして全國に食物なくエジプトの國とカナンの國饑饉のために弱れり

穀物を賣あたへてエジプトの地とカナンの地にありし金をことごとく斂む而してヨセフその金をバロの家にもち

きたる エジプトの國とカナンの國に金つきたればエジプト人みなヨセフにいたりていふ我等に食物をあたへ

よ如何ぞなんちの前に死べけんや金すでにたえたり

ヨセフいひけるは汝等の家畜をいませ金もしたえたらば

我なんちらの家畜にかへて與ふべしと

かれら乃ちその家畜をヨセフにひききたりければヨセフその馬と羊の

群と牛の群および驢馬にかへて食物をかれらにあたへそのすべての家畜のために其年のあひだ食物をあたへてこ

れをやしなふ

かくてその年暮けるが明年にいたりて人衆またヨセフにきたりて之にいふ我等主に隠すところ

なしわれらの金は竭たりまたわれらの畜の群は主に販す主のまへにいだすべき者は何ものこりをらす唯われらの

身体と田地あるのみ

われらいかんぞわれらの田地とともに汝の目のまへに死亡ぶべけんや我等とわれらの田

地を食物に易て買とれ我等田地とともにバロの僕とならんまた我等に種をあたへよ然ばわれら生るをえて死るに

いたらず田地も荒蕪にいたらじ

是に於てヨセフ、エジプトの田地をことごとく購とりてバロに納る其はエジプト人饑饉にせまりて各人

その田圃を賣たればなり是によりて地はバロの所有となれり

また民はエジプトのこの境の極よりの境の極

の者までヨセフこれを邑々にうつせり

但祭司の田地は購とらざりき祭司はバロより祿をたまはりをればバロ

の與る祿を食たるによりてその田地を賣ざればなり

茲にヨセフ民にいひけるは視よ我今日汝等となんちらの

田地をかひてバロに納る視よこの種子を汝らに與ふ地に播べし

しかして收穫の五分の一をバロに輸し四分を

なんちらに取て田圃の種としなんちらの食としなんちらの家族と子女の食とせよ

人衆いひけるは汝われらの

生命を拯ひたまへりわれら主のまへに恩をえんことをねがふ我等バロの僕となるべしと

ヨセフ、エジプトの

田地に法をたてその五分の一をバロにをさめしむその事今日にいたる唯祭司の田地のみバロの有とならざりき

イスラエル、エジプトの國に於てゴセンの地にすみ彼處に産業を獲その數増て大に殖たり

エジプトの國に十七年いきながらへたりヤコブの年齒の日は合て百四十七年なりき

イスラエル死る日ちかよ

りければその子ヨセフをよびて之にいひけるは我もし汝のまへに恩を得るならば請ふなんちの手をわが膝の下に

いれ懇に眞實をもて我をあつかへ我をエジプトに葬るなかれ

我は先祖等とともに偃んことをねがふ汝われを

エジプトより昇いだして先祖等の墓場にはうむれヨセフいふ我なんちが言ることくなすべしと

ヤコブまた我

に誓へといひければすなはち誓へりイスラエル床の頭にて拜をなせり

是等の事の後汝の父病にかゝるとヨセフに告る者ありければヨセフ二人の子マナセとエフライム

をともして至る

人ヤコブに告て汝の子ヨセフなんちの許にきたるといひければイスラエル

強て床に坐す

しかしてヤコブ、ヨセフにいひけるは昔に全能の神カナンの地のルズにて我にあらはれて我を

祝し

我にいひたまひけらく我なんちをして多く子を生せしめ汝をふやし汝を衆多の民となさん我この地を

汝の後の子孫にあたへて永久の所有となさしめんと

わがエジプトにきたりて汝に就まへにエジプトにて汝に

生れたる二人の子エフライムとマナセ等はわが子となるべしルベンとシメオンのごとく是等はわが子とならん

是等の後になんちが得たる子は汝のものとするべし又その産業はその兄弟の名をもて稱らるべし

我事をいは

んに我昔バダンより來れる時ラケル我にしたがひをりて途にてカナンの地に死り其處はエフラタまで尙途の隔あ

るところなりわれ彼處にてかれをエフラタの途にはうむれり

エフラタはすなはちベテレヘムなり

斯てイスラエル、ヨセフの子等を見て是等は誰なるやといひければ

ヨセフ父にいふ是は神の此にて我

にたまひし子等なりと父すなはちいふ請ふ彼らを我所につれきたれ我これを祝せんと

イスラエルの目は年壽

のために眯て見るをえざりしがヨセフかれらをその許につれきたりければ之に接吻してこれを抱けり

イスラエル、ヨセフにいひけるは 我なんぢの面を見るあらんとは思はざりしに 視よ神なんぢの子をもわれにしめしたまふと 二ヨセフかれらをその膝の間よりいだし地に俯て拜せり 三しかしてヨセフ、エフライムを右の手に執てヤコブの左の手にむかはしめマナセを左の手に執てヤコブの右の手にむかはしめ二人をみちびきてかれに就ければ 四イスラエル右の手をのべて季子エフライムの頭に按き左の手をのべてマナセの頭におけりマナセは長子なれども故にかくその手をおけるなり 五斯してヨセフを祝していふわが父アブラハム、イサクの事へし神わが生れてより今日まで我をやしなひたまひし神 六我をして諸の災禍を離はしめたまひし天使ねがはくは是童子等を祝たまへねがはくは是等の者わが名とわが父アブラハム、イサクの名をもて稱られんことをねがはくは是等地の中に繁殖するにいたれ 七ヨセフ父が右の手をエフライムの頭に按るを見てよろこばず父の手をあげてこれをエフライムの頭よりマナセの頭にうつさんとす 八ヨセフすなはち父にいひけるは然にあらず父よ是長子なれば右の手をその頭に按たまへ 九父こぼみていひけるは我知るわが子よわれしる彼も一の民となり彼も大なる者とならん然どもその弟は彼よりも大なる者となりてその子孫は多衆の國民となるべしと 一〇此日彼等を祝していふイスラエル汝を指て人を祝し願くは神汝をしてエフライムのごとくマナセのごとくならしめたまへといふにいたらんとすなはちエフライムをマナセの先にたてたり 一一イスラエルまたヨセフにいひけるは視よわれは死んされど神なんぢらとともにいまして汝等先祖等の國にみちびきかへりたまふべし 一二且われ一の分をなんぢの兄弟よりもおほく汝にあたふ是わが刀と弓を以てアモリ人の手より取たる者なり

第四十九章 一ヨセフその子等を呼ていひけるは汝らあつまれ我後の日に汝らが遇んところの事を汝等につげん汝等つどひて聽けヤコブの子等よ汝らの父イスラエルに聽け 二ルベン汝はわが冢子わが勢わが力の始威光の卓越たる者權威の卓越たる者なり 三汝は水の沸あがるがとき者なれば卓越を得ざるべし汝父の床にのぼりて逸したればなり嗚呼彼はわが寢床にのぼれり 四シメオン、レビは兄弟なりその劍は暴逆の器なり

六 我現よかれらの席にのぞむなかれ我實よかれらの集會につらなるなかれ其は彼等その怒にまかせて人をこらしその意にまかせて牛を筋截たればなり 七その怒は烈ければ詛ふべしその憤は暴あれば詛ふべし我彼らを牛の中に分ちイスラエルの中に散さん 八ユダ汝は兄弟の讚る者なり汝の手はなんぢの敵の頭を抑へんなんぢの父の子等なんぢの前に鞠ん 九ユダは獅子の子の如しわが子よ汝は所掠物をさきてかへりのぼる彼は牡獅子のごとく伏し牝獅子のごとく躍る誰か之をおこすことをせん 一〇杖ユダを離れず法を立る者その足の間をはなることなくしてシロの來る時にまでおよばん彼に諸の民したがふべし 一一彼の驢馬を葡萄の樹に繋ぎその牝馬の子を葡萄の蔓に繋がん又その衣を酒にあらひ其服を葡萄の汁にあらふべし 一二その目は酒によりて紅くその齒は乳によりて白し 一三ゼブルンは海邊にすみ舟の泊る海邊に住はんその界はシドンにおよぶべし 一四イツサカルは羊の牢の間に伏し健き驢馬の如し 一五彼みて安泰を善としその國を樂とし肩をさけて負ひ租税をいだして僕となるべし 一六ダンハイスラエルの他の支派の如く其民を鞠かん 一七ダンハ路の旁の蛇のごとく途邊にある蝮のごとし馬の蹄を嚙てその騎者をして後に落しむ 一八エホバよわれ汝の拯救を待り 一九ガドは軍勢これにせまらんされど彼反てその後にせまらん 二〇アセルよりいづる食物は美るべし彼王の食ふ美味をいださん 二一ナフタリは釋れたる鹿のごとし彼美言をいだすなり 二二ヨセフは實を結ぶ樹の芽のごとし即ち泉の傍にある實をむすぶ樹の芽のごとしその枝つひに垣を踰ゆ 二三射者彼をなやまし彼を射かれを惡めり 二四然どかれの弓はなほ勁くあり彼の手の臂は力あり是ヤコブの全能者の手によりてなり其よりイスラエルの勢なる牧者いづ 二五汝の父の神による彼なんちを助けん全能者による彼なんちを祝まん上なる天の福 二六下によこたはる淵の福 乳哺の福 胎の福 汝にきたるべし 二七父の汝を祝することはわが父祖の祝したる所に勝て恒久の山の隈極にまでおよばん是等の祝福はヨセフの首に歸しその兄弟と別になりたる者の頭頂に歸すべし 二八ベニヤミンは物を嚼む狼なり朝にその所掠物を啖ひ夕にその所攫物をわかつたん



二八 是等はイスラエルの十二の支派なり斯その父彼らに語り彼等を祝せりすなはちその祝すべき所にしたがひ
 二九 て彼等諸人、祝せり ヤコブまた彼等に命じて之にいひけるは我はわが民にくはらんすへテ人エフロンの
 三〇 田にある洞穴にわが先祖等とともに我をばうむれ その洞穴はカナンの地にてマムレのまへなるマクベラの田
 三一 にあり是はアブラハムがへテ人エフロンより田とともに購て所有の墓所となせし者なり アブラハムとその妻
 三二 サラ彼處にはうむられイサクとその妻リベカ彼處に葬られたり我またかしこにレアを葬れり 彼田とその中の
 三三 洞穴はへテの子孫より購たる者なり ヤコブその子に命ずることを終し時足を床に斂めて氣たえてその民にく
 三四 はる

第五〇章

一 ヨセフ父の面に俯し之をいだきて哭き之に接吻す 而してヨセフその僕なる醫者に命じてその
 二 父に對らしむ醫者イスラエルに對れり 三 ナはち之がために四十日を用ふ其は尸に對るには

四 この日數を用ふべければなりエジプト人七十日の間之がために哭けり
 五 哀哭の日すぎし時ヨセフ、パロの家にかたりていひけるは我もし汝等の前に恩恵を得るならば請ふパロの
 六 耳にまうして言、 七 わが父我死ばカナンの地にわが掘おきたる墓に我をばうむれといひて我を誓はしめたり然
 八 ば請ふわれをして上りて父を葬らしめたまへまた歸りきたらんと 九 パロいひけるは汝の父汝をちかはせしこと
 一〇 のぼりて之を葬るべし 是に於てヨセフ父を葬らんとて上るパロの諸の臣パロの家の長老等エジプトの地の
 一一 長老等 一二 およびヨセフの全家とその兄弟等および其父の家之とともに上る只その子女と羊と牛はゴセンの地に
 一三 のこせり 一四 また車と騎兵ヨセフにしたがひてのぼり其隊はなはだ大なりき 一五 彼等つひにヨルダンの外なるア
 一六 タデの禾場に到り彼にて大に泣き痛く哀しむヨセフすなはち七日父のために哭きぬ 一七 その國の居人なるカナ
 一八 ン人等アタデの禾場の哀哭を見て是はエジプト人の痛くなげくなりといへり是によりて其處の名をアベルミツライ
 一九 ム(エジプト人の哀哭)と稱ふヨルダンの外にあり 二〇 ヤコブの子等その命せられたることく之になせり 二一 すな

二二 はちヤコブの子等彼をカナンの地に昇ゆきて之をマクベラの田の洞穴にはうむれり是はアブラハムがへテ人エフ
 二三 ロンより田とともに購とりて所有の墓所となせし者にてマムレの前にあり 二四 ヨセフ父を葬りてのち其兄弟およ
 二五 び凡て己とともにのぼりて父をばうむれる者とともにエジプトにかへりぬ

二六 ヨセフの兄弟等その父の死たるを見ていひけるはヨセフあるひはわれらを恨むることあらん又かならずわ
 二七 れらが彼になしたる諸の惡にむくゆるならんと 二八 すなはちヨセフにいひおくりけるはなんぢの父死るまへに命
 二九 じて言けらく 三〇 汝ら斯ヨセフにいふべし汝の兄弟汝に惡をなしたれども冀はくはその罪咎をゆるせと然ば請ふ
 三一 汝の父の神の僕等の咎をゆるせとヨセフその言を聞て啼泣り 三二 兄弟等もまた自らきたりヨセフの面のまへに俯
 三三 し我儕は汝の僕とならんといふ 三四 ヨセフかれらに曰けるは懼るなかれ我あに神にかはらんや 三五 汝等は我を害
 三六 せんとおもひたれども神はそれを善にかはらせ今日のごとく多の民の生命を救ふにいたらしめんとおもひたまへ
 三七 り 三八 故に汝らおそるゝなかれ我なんぢらと汝らの子女をやしなはんと彼等をなくさめ懇に之にかたれり

三九 ヨセフ父の家族とともにエジプトにすめりヨセフは百十歳いきながらへたり 四〇 ヨセフ、エフライムの三
 四一 世の子女をみるにいたれりマナセの子マキルの子女もうまれてヨセフの膝にありき 四二 ヨセフその兄弟等にいひ
 四三 けるは我死ん神かならず汝等を眷顧みなんぢらを此地よりいだしてそのアブラハム、イサク、ヤコブに誓ひし地
 四四 にいたらしめたまはんと 四五 ヨセフ神かならず汝等をかへりみたまはん汝らわが骨をこゝよりたづさへのぼるべ
 四六 しといひてイスラエルの子孫を誓はしむ 四七 ヨセフ百十歳にして死たれば之に對りて櫃にをさめてエジプトに
 四八 おけり

創世記をばり

出埃及記

第一章

イスラエルの子等のエジプトに至りし者の名は左のごとし衆人各その家族をたづさへてヤコブとともに至れり すなはちルベン、シメオン、レビ、ユダ、イツサカル、ゼブルン、ベニヤミン、ダン、ナフタリ、ガド、アセルなり ヤコブの腰より出たる者は都合七十人ヨセフはすでにエジプトにありき ヨセフとその諸の兄弟および當世の人みな死たり イスラエルの子孫饑く子を生み彌増殖え甚だしく大に強くなりて國に満るにいたれり

茲にヨセフの事をしらする新王エジプトに起りしが 彼その民にいひけるは視よ此民イスラエルの子孫われらよりも多く且強し 來れわれら機巧く彼等に事をなさん恐くは彼等多ならん又戰爭の起ることある時は彼等敵にくみして我等と戦ひ遂に國よりいでさらんと すなはち督者をかれらの上に立て彼らに重荷をおはせて之を苦む彼等バロのために府庫の邑ビトムとラメセスを建たり 然るにイスラエルの子孫は苦むるに隨ひて増殖たれば皆これを懼れたり エジプト人イスラエルの子孫を嚴く動作かしめ 辛き力役をもて彼等をして苦みて生を度らしむ即ち和泥 作甎および田圃の諸の工にはたらしめけるが其働かしめし工作は皆嚴かりき

エジプトの王又ヘブルの産婆シフラと名くる者とプワと名くる者の二人に諭して いひけるは汝等へブルの婦女のために收生をなす時は床の上を見てその子若し男子ならばこれを殺せ女子ならば生しおくべしと 然に産婆を畏れエジプト王の命ぜしごとく爲すして男子をも生しおけり エジプト王産婆を召て之にいひけるは汝等なんぞ此事をなし男子を生しおくや 産婆バロに言けるはへブルの婦はエジプトの婦のごとくならず彼等は健して産婆のかれらに至らぬ前に産をはるなりと 是によりて神その産婆等に恩をほど

こしたまへり是において民増ゆきて甚だ強くなりぬ 産婆神を畏れたるによりて神かれらのために家を成たまへり 斯有しかばバロその凡の民に命じていふ男子の生るあらば汝等これを悉く河に投げいれよ女子は皆生しおくべし

第二章

爰にレビの家の一箇の人往てレビの女を娶れり 女妊みて男子を生みその美きを見て三月のあひだこれを匿せしが すでにこれを匿すあたはざるにいたりければ菴の箱舟を之がために取て之に瀝青と樹脂を塗り子をその中に納てこれを河邊の菴の中に置り その姉遙に立てその如何になるかを窺ふ 茲にバロの女身を洗んとて河にくだりその婢等河の傍にあゆむ彼菴の中に箱舟あるを見て使女をつかはしてこれを取きたらしめ これを啓きてその子のをるを見る嬰兒すなはち啼く彼これを憐みていひけるは是はへブルの子なりと 時にその姉バロの女にいひけるは我ゆきてへブルの女の中より此子をなんちのために養ふべき乳母を呼きたらんか 巴ロの女往よと之にいひければ女子すなはち往てその子の母を呼きたる 巴ロの女かれにいひけるは此子をつれゆきて我ために之を養へ我その値をなんちにとらせんと婦すなはちその子を取てこれを養ふ 斯てその子の長ずるにおよびて之をバロの女の所にたづさへゆきければすなはちこれが子となる 彼その名をモーセ(援出)と名けて言ふ我これを水より援いだせしに因ると

茲にモーセ生長におよびて一時いでてその兄弟等の所にいたりその重荷を負ふを見しが會一箇のエジプト人が一箇のイスラエル人即ちおのれの兄弟を撃つを見れば 右左を視まはして人のをらざるを見てそのエジプト人を撃ころし之を沙の中に埋め匿せり 次の日また出て二人のへブル人の相争ふを見ればその曲き者にむかひ汝なんぞ汝の隣人を撃つやといふに 彼いひけるは誰が汝を立てわれらの君とし判官としたるや汝かのエジプト人をころせしごとく我をも殺さんとするやと是においてモーセ懼れてその事かならず知れたるならんとおもへり 巴ロ此事を聞てモーセを殺さんともめければモーセすなはち巴ロの面をさけて逃げのびミテアン

の地に住り彼井の傍に坐せり

ミデアンの祭司に七人の女子ありしが彼等來りて水を汲み水鉢に盈て父の羊群に飲はんとしけるに
牧羊者等きたりて彼らを逐はらひければモーセ起あがりて彼等をたすけその羊群に飲ふ 彼等その父リウ
エルに至れる時父言けるは今日はなんぢら何ぞかく速にかへりしや かれらひけるは一箇のエジプト人我ら
を牧羊者等の手より救いだし亦われらのために水を多く汲て羊群に飲しめたり 父女等にいひけるは彼は何處
にをるや汝等なんぞその人を遺てきたりしや彼をよびて物を食しめよと モーセこの人とともに居ることを好
めり彼すなはちその女子テツボラをモーセに與ふ 彼男子を生みければモーセその名をゲルシヨム(客)と名け
て言ふ我異邦に客となりをればなりと

斯て時をふる程にエジプトの王死リイスラエルの子孫その勞役の故によりて歎き號ぶにその勞役の故によ
りて號ぶところの聲神に達りければ 神その長呻を聞き神そのアブラハム、イサク、ヤコブになしたる契約を
憶え 神イスラエルの子孫を眷み神知しめしたまへり

第三章

モーセその妻の父なるミデアンの祭司エテロの群を牧ひをりしがその群を曠野の奥にみちびきて
神の山ホレブに至るに エホバの使者棘の裏の火籠の中に彼にあらはる彼見るに棘火に燃れど
もその棘燼す モーセイひけるは我ゆきてこの大なる觀を見何故に棘の燃たえざるかを見ん コホバ彼が
きたり觀んとするを見たまふ即ち神棘の中よりモーセよモーセよと彼をよびたまひければ我こゝにありといふに
神いひたまひけるは此に近よるなかれ汝の足より履を脱ぐべし汝が立つ處は聖き地なればなり 又いひたま
ひけるは我はなんぢの父の神アブラハムの神イサクの神ヤコブの神なりとモーセ神を見ることを畏れてその面を
蔽せり エホバ言たまひけるは我まことにエジプトにをるわが民の苦患を視また彼等がその驅使者の故をもて
號ぶところの聲を聞き我かれらの憂苦を知るなり われ降りてかれらをエジプト人の手より救ひいだし之を彼

地より導きのぼりて善き廣き地乳と蜜との流るゝ地すなはちカナン人ヘテ人アモリ人ベリジ人ヒビ人エブス人の
をる處に至らしめんとす 今イスラエルの子孫の號呼われに達る我またエジプト人が彼らを苦むるその暴虐を
見たり 然ば來れ我なんぢをバロにつかはし汝をしてわが民イスラエルの子孫をエジプトより導きいださしめ
ん モーセ神にいひけるは我は如何なる者ぞや我豈バロの許に往きイスラエルの子孫をエジプトより導きいだ
すべき者ならんや 神いひたまひけるは我かならず汝とともにあるべし是はわが汝をつかはせる證據なり汝
民をエジプトより導きいだしたる時汝等この山にて神に事へん

モーセ神にいひけるは我イスラエルの子孫の所にゆきて汝らの先祖等の神我をなんぢらに遣はしたまふと
言んに彼等もし其名は何と我に言ば何とかれらに言べきや 神モーセにいひたまひけるは我は有て在る者なり
又いひたまひけるは汝かくイスラエルの子孫にいふべし我有といふ者我をなんぢらに遣はしたまふと 神またモ
ーセにいひたまひけるは汝かくイスラエルの子孫にいふべしなんぢらの先祖等の神アブラハムの神イサクの神ヤ
コブの神エホバわれを汝らにつかはしたまふと是は永遠にわが名となり世々にわが誌となるべし 汝往てイス
ラエルの長老等をあつめて之にいふべし汝らの先祖等の神アブラハム、イサク、ヤコブの神エホバ我にあらはれ
て言たまひけらく我誠になんぢらを眷み汝らがエジプトにて蒙るところの事を見たり 我すなはち言り我汝ら
をエジプトの苦患の中より導き出してカナン人ヘテ人アモリ人ベリジ人ヒビ人エブス人の地すなはち乳と蜜の
流るゝ地にのぼり至らしめんと 彼等なんぢの言に聽したがふべし汝とイスラエルの長老等エジプトの王の許
にいたりて之に言へブル人の神エホバ我らに臨めり然ば請ふわれらをして三日程ほど曠野に入しめわれらの神
エホバに犠牲をさぐることを得せしめよと 我しるエジプトの王は假令能力ある手をくはふるも汝等の往を
ゆるさざるべし 我すなはちわが手を解べエジプトの中に諸の奇跡を行ひてエジプトを撃ん其後かれ汝等を去
しむべし 我エジプト人をして此民をめぐましめん汝ら去る時手を空うして去るべからず 婦女皆その隣人と

おのれの家いへに寓あそる者ものとに金の飾品かざりもの銀の飾品ぎんのかざりものおよび衣服いふくを乞こべし 而しかして汝なんぢを汝なんぢの子こ女めに穿くせよ汝なんぢ等らかくエジプト人エジプトじんの物ものを取とべし

第四章

一 モーセ對たいへていひけるは然しかながら彼等かれら我われを信まぜず又またわが言ことばに聽きしたがはずして言いんエホバ汝なんぢに
二 あらはれたまはずと エホバかれにいひたまひけるは汝なんぢの手にある者ものは何なになるや彼かれいふ杖つえなり
三 エホバいひたまひけるは其そのを地に擲なすとすなはち之これを地ちになぐるに蛇へびとなりければモーセその前まへを避よたり
四 エホバ、モーセにいひたまひけるは汝なんぢの手てをのべて其尾そのおしりを執とれとすなはち手てをのべて之これを執とば手にいりて杖つえと
五 なる エホバいひたまふ是こゝろは彼らかれらの先祖等せんぞらの神かみアブラハムの神かみイサクの神かみヤコブの神かみエホバの汝なんぢにあらはれた
六 ることを彼らかれらに信まぜしめんためなり エホバまたかれに言いたまひけるは汝なんぢの手てを懐ないとすなはち手てを懐ないて
七 之これを出だし見るにその手て癩か病びょうを生うじて雪ゆきのごとくなれり エホバまた言いたまひけるは汝なんぢの手てをふたゝび
八 懐ないにいれよと彼等かれらはちふたゝび其手そのてを懐ないにいれて之これを懐なより出だし見るに變かりて他處ほかところの肌膚くわふくのごとくなる
九 エホバいひたまふ彼等かれらもし汝なんぢを信まぜずまたその最初はじめの徴しるしの聲こゑに聽き従したがはざるならば後のちの徴しるしの聲こゑを信まぜん 彼ら
十 もし是こゝろはふたつの徴しるしをも信まぜずして汝なんぢの言ことばに聽き従したがはざるならば汝なんぢの河かはの水みづをとりて之これを陸地りくちにそゝげ汝なんぢが河かはより取とら
十一 る水陸地みづりくちにて血ちとなるべし

一〇 モーセ、エホバにいひけるはわが主しゆよ我われは素言辭もとことばに敏としき人ひとにあらず汝なんぢが僕しもべに語かたりたまへるに及びても猶なほし
十一 かり我われは口重くちかく舌重したかき者ものなり 二 エホバかれにいひたまひけるは人の口くちを造つくる者ものは誰たれなるや啞者おろち者もの目明者めあき者もの
十二 などを造つくる者ものは誰たれなるや我われエホバなるにあらずや 然しかば往ゆけよ我われなんちの口くちにありて汝なんぢの言ことばふべきことを教おしへ
十三 ん モーセイひけるはわが主しゆよ願ねがはくは遣つかすべき者ものをつかはしたまへ 是こゝろにおいてエホバ、モーセにむかひ怒おこ
十四 るを發はしていひたまひけるはレビ人レビじんアロンは汝なんぢの兄弟あになるにあらずや我われかれが言ことばを善よするを知るまた彼等かれらなんちに遇あ
十五 んとていで來きる彼等かれらを見みる時ときに喜よろこばん 汝なんぢかれに語かたりて言ことばをその口くちに授たづくべし我われなんちの口くちと彼の口くちにあり

一六 て汝なんぢらの爲ためべき事ことを教おしへん 彼等かれらなんちに代たて民たみに語かたらん彼等かれらは汝なんぢの口くちに代たらん汝なんぢは彼等かれらのために神かみに代たるべし
一七 なんちこの杖つえを手に執とり之これをもて奇蹟まじ蹟せきをおこなふべし
一八 是こゝろにおいてモーセゆきてその妻つまの父ちちエテロの許もとにかへりて之これにいふ請こふ我われをして往ゆてわがエジプトにある
一九 兄弟等あにの所ところにかへらしめ彼等かれらのなほ生なながらへるや否いなを見みさしめよエテロ、モーセに安やす然しに往ゆくべしといふ
二〇 爰こゝろにエホバ、ミデアンにてモーセにいひたまひけるは往ゆてエジプトにかへれ汝なんぢの生命いのちをもとめし人は皆死みなした
二一 りと モーセすなはちその妻つまと子等こどもをとり之これを驢馬ろばに乗のせてエジプトの地ちにかへるモーセは神かみの杖つえを手に執とり
二二 エホバ、モーセにいひたまひけるは汝なんぢエジプトにかへりゆける時はかならず我われがなんちの手に授たづけたるとこ
二三 ろの奇蹟まじ蹟せきを悉ことごとくバロのまへにおこなふべし但たゞし我われかれの心こゝろを剛愎ごうへつにすれば彼等かれらを去おしめざるべし 汝なんぢバロに言い
二四 べしエホバかく言いふイスラエルはわが子こわが家いへなり 我われなんちにいふ我が子こを去おらしめて我われに事ことふることを
二五 えせしめよ汝なんぢもし彼等かれらをさらしむることを拒こば我われなんちの子こなんちの家いへ子を殺ころすべしと モーセ途みちにある時ときエホ
二六 バかれの宿所やどにて彼等かれらに遇あつてころさんとしたまひければ 七ツボラ利きき石いしをとりてその男子おとこの陽やうの皮かわを割きりモー
二七 セの足下あしもとになけうちて言いふ汝なんぢはまことにわがためには血ちの夫をとこなりと 是こゝろにおいてエホバ、モーセをゆるしたま
二八 ふ此時このとき七ツボラが血ちの夫をとこといひしは割禮かたきの故ゆゑによりてなり

二九 爰こゝろにエホバ、アロンにいひたまひけるは曠野あらのにゆきてモーセを迎むかへよと 彼等かれらすなはちゆきて神かみの山やまにて
三〇 モーセに遇あひ 之これに接吻くちくちす 三〇 モーセ、エホバがおのれに言いふくめて遣つかしたまへる諸の言ことばとエホバのおのれに
三一 命いのちじたまひし諸の奇蹟まじ蹟せきとをアロンにつけたり 斯しかでモーセとアロン往ゆてイスラエルの子孫こゝろの長老ちやうらを盡ことごとく集あむ
三二 而しかしてアロン、エホバのモーセにかたりたまひし言ことばを盡ことごとくつく 又また彼等かれらの目めのまへにて 奇蹟まじ蹟せきをなしければ
三三 民たみすなはち信まず 彼等かれらエホバがイスラエルの民たみをかへりみ その苦患くるしみをおもひたまふを聞きて 身みをかゝめて
三四 拜ひをなせり

第五章

その後モーセとアロン入てバロにいふイスラエルの神エホバ斯いひたまふ我民を去しめ彼等をして曠野に於て我を祭ることをえせしめよと
 二 巴ロいひけるはエホバは誰なればか我その聲にしたがひてイスラエルを去しむべき我エホバを識す亦イスラエルを去しめじ
 三 彼ら言けるはへブル人の神我らに顯れたまへり請ふ我等をして三日程ほど曠野にいりてわれらの神エホバに犠牲をさしぐることをえせしめよ恐くはエホバ疫病か又は刀兵をもて我らをなやましたまはん
 四 エジプト王かれらに言けるは汝等モーセ、アロンなんぞ民の操作を妨ぐるや往てなんぢらの荷を負へ
 五 巴ロまたいふ土民今は多かり然るに汝等かれらをして荷をおふことを止しめんとす
 六 巴ロ此日民を驅使ふ者等および民の有司等に命じていふ
 七 汝等再び前のごとく民に磚瓦を造る禾稈を與ふべからず彼等をして往てみづから禾稈をあつめしめよ
 八 また彼等が前に造りし磚瓦の數のごとくに仍かれらに之をつくらしめよ其を減すなれば彼等は懶惰が故に我儕をして往てわれらの神に犠牲をささげしめよと呼はり言ふなり
 九 人々の工作を重くして之に勞かしめよ然ば偽の言を聽ことあらじと
 一〇 民を驅使ふ者等およびその有司等出ゆきて民にいひけるは巴ロかく言たまふ我なんぢらに禾稈をあたへじ汝等往て禾稈のある處にて之をとれ但しなんぢらの工作は分毫も減さざるべしと
 一一 是において民遍くエジプトの地に散て草藁をあつめて禾稈となす
 一二 驅使者かれらを促たてて言ふ禾稈のありし時のごとく汝らの工作汝らの日々業をなし
 一三 へしと
 一四 巴ロの驅使者等がイスラエルの子孫の上に立たるところの有司等撻れなんぢら何ぞ昨日も今日も磚瓦を作るところの汝らの業を前のごとくに爲しをへざるやと云る
 一五 是に於てイスラエルの子孫の有司等來りて巴ロに呼はりて言ふ汝なんぞ斯僕等になすや
 一六 僕等に禾稈を與へずしてわれらに磚瓦を作れといふ視よ僕等は撻る是なんぢの民の過なりと
 一七 然るに巴ロいふ汝等は懶惰し懶惰し故に汝らは我らをして往てエホバに犠牲をささげしめよと言ふなり
 一八 然ば汝ら往て操作けよ禾稈はなんぢらに與ふることなかるべけれどなんぢら尙數のごとくに磚瓦を交納むべしと
 一九 イスラエルの子孫の有司等汝

等その日々につくる磚瓦を減すべからずと云るを聞て災害の身におよぶを知り
 二〇 彼ら巴ロをはなれて出たる時モーセとアロンの對面にたてるを見れば
 二一 之にいひけるは願くはエホバ汝等を鑿みて鞠きたまへ汝等はわれらの鼻を巴ロの目と彼の僕の目に忌嫌はれしめ刀を彼等の手にわたして我等を殺さしめんとするなりと
 二二 モーセ、エホバに返りて言ふわが主よ何て此民をあしくしたまふや何のために我をつかはしたまひしや
 二三 わが巴ロの許に來りて汝の名をもて語りしよりして彼この民をあしくす汝また絶てなんぢの民をすくひたまはざるなり

第六章

一 エホバ、モーセに言たまひけるは今汝わが巴ロに爲んところの事を見るべし能ある手の加はるに
 二 よりて巴ロ彼らをさらしめん能ある手の加はるによりて巴ロ彼らを其國より逐いだすべし
 三 神モーセに語りて之にいひたまひけるは我はエホバなり
 四 我全能の神といひてアブラハム、イサク、ヤコブに顯れたり然ど我名のエホバの事は彼等しらざりき
 五 我また彼らとらが契約を立て彼等が旅して寄居たる國カナンの地をかれらに與ふ
 六 我またエジプト人が奴隷となせるイスラエルの子孫の呻吟を聞き且我が契約を憶ひ出づ
 七 故にイスラエルの子孫に言へ我はエホバなり我汝らをエジプト人の重負の下より携出し其使役をまぬかれしめ又腕をのべ大なる罰をほどこして汝等を贖はん
 八 我汝等を取て吾民となし汝等の神となるべし汝等はわがエジプト人の重擔の下より汝らを携出したるなんぢらの神エホバなることを知ん
 九 我わが手をあげてアブラハム、イサク、ヤコブに與へんと誓ひし地に汝等を導きいたり之を汝等に與へて産業となさしめん我はエホバなり
 一〇 モーセかくイスラエルの子孫に語けれども彼等は心の傷ると役事の苦きとの爲にモーセに聽ざりき
 一一 エホバ、モーセに告いでひたまひけるは
 一二 入てエジプトの王バロに語りイスラエルの子孫をその國より去しめよ
 一三 モーセ、エホバの前に申していふイスラエルの子孫既に我に聽す我は口に割禮をうけざる者なれば巴ロいかで我にきかんや
 一四 エホバ、モーセとアロンに語り彼等に命じてイスラエルの子孫とエジプトの王バロの

所に往しめイスラエルの子孫をエジプトの地より導きいださしめたまふ

二四 かれらの父の家々の長は左のごとしイスラエルの家子ルベンの子ヘノク、バル、ヘヅロン、カルミ等は

二五 ルベンの家族なり 二六 シメオンの子エムエル、ヤミン、オハデ、ヤキン、ゾハルおよびカナンの女の生しシヤウ

二七 ル是らはシメオンの家族なり 二八 レビの子の名はその世代にしたがひて言ば左のごとしゲルシオン、コハテ、メ

二九 ラリ是なりレビの齢の年は百三十七年なりき 三〇 ゲルシヨンの子はその家族にしたがひて言ばリブニおよびシメ

三一 イナリ 三二 コハテの子はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエルなりコハテの齢の年は百三十三年なりき

三三 メラリの子はマヘリおよびムシナリ是等はレビの家族にしてその世代にしたがひて言るものなり 三四 アムラ

三五 ム其伯母ヨケベデを妻にめとれり彼アロンとモーセを生むアムラムの齢の年は百三十七年なりき 三六 イヅハルの

三七 子はコラ、ネベグ、ジタリなり 三八 ウジエルの子はミサエル、エルザパン、シテリなり 三九 アロン、ナシヨンの姉

四〇 アミナダブの女エリセバを妻にめとれり彼ナダブ、アビウ、エレアザル、イタマルを生む 四一 コラの子はアツシル、

四二 エルカナ、アビアサフ是等はコラ人の族なり 四三 アロンの子エレアザル、プテエルの女の中より妻をめとれり彼

四四 ビネハスを生む是等はレビ人の父の家々の長にしてその家族に循ひて言る者なり 四五 エホバがイスラエルの子孫

四六 を其軍隊にしたがひてエジプトの地より導きいだせよといひたまひしは此アロンとモーセなり 四七 彼等はイスラ

四八 エルの子孫をエジプトより導きいださんとしてエジプトの王パロに語りし者にして即ち此モーセとアロンなり

四九 エホバ、エジプトの地にてモーセに語りたまへる日に 五〇 エホバ、モーセに語りて言たまひけるは我は

五一 エホバなり汝が汝にいふ所を悉皆くエジプトの王パロに語るべし 五二 モーセ、エホバの前に言けるは我は口に

五三 割禮を受ざる者なればパロいかで我に聽んや

五四

五五

五六

五七

五八

五九

六〇

六一

六二

六三

六四

六五

六六

六七

六八

六九

七〇

七一

七二

七三

七四

七五

七六

七七

七八

七九

八〇

八一

八二

八三

八四

八五

八六

八七

八八

八九

九〇

九一

九二

九三

九四

九五

九六

九七

九八

九九

一〇〇

七章

一 エホバ、モーセに言たまひけるは視よ我汝をしてパロにおけること神のごとくならしむ汝の兄弟

二 アロンは汝の預言者となるべし 三 汝はわが汝に命する所を盡く宣べし汝の兄弟アロンはパロに告

四 ることを爲べし彼イスラエルの子孫をその國より出すに至らん 五 我パロの心を剛愎にして吾微と奇跡をエジプ

六 トの國に多くせん 七 然どパロ汝に聽ざるべし我すなはち吾手をエジプトに加へ大なる罰をほどこして吾軍隊わ

七 が民イスラエルの子孫をエジプトの國より出さん 八 我わが手をエジプトの上に伸てイスラエルの子孫をエジプ

九 ト人の中より出す時には彼等我のエホバなるを知ん 一〇 モーセとアロン斯おこなひエホバの命じたまへる如くに

一一 然なしぬ 一二 そのパロと談論ける時モーセは八十歳アロンは八十三歳なりき

一三 エホバ、モーセとアロンに告りて言たまひけるは 一四 パロ汝等に語りて汝ら自ら奇蹟を行へと言時には汝ア

一五 ロンに言べし汝の杖をとりてパロの前に擲てよと其は蛇とならん 一六 是に於てモーセとアロンはパロの許にいた

一七 りエホバの命じたまひしごとくに行へり即ちアロンその杖をパロとその臣下の前に擲しに蛇となりぬ 一八 斯在し

一九 ばパロもまた博士と魔術士を召よせたるにエジプトの法術士等もその秘術をもてかくおこなへり 二〇 即ち彼ら

二一 各人その杖を投たれば蛇となりけるがアロンの杖かれらの杖を呑つくせり 二二 然るにパロの心剛愎になりて彼ら

二三 に聽ことをせざりきエホバの言たまひし如し

二四 エホバ、モーセに言たまひけるはパロは心頑にして民を去しむることを拒むなり 二五 朝におよびて汝パ

二六 ロの許にいたれ視よ彼は水に臨む汝河の邊にたちて彼を逆ふべし汝かの蛇に化し杖を手にとりて居り 二七 彼に言

二八 ふべしへブル人の神エホバ我を汝につかはして言しむ吾民を去しめて曠野にて我に事ふることを得せしめよ視よ

二九 今まで汝は聽入ざりしなり 三〇 エホバかく言ふ汝これによりて我がエホバなるを知ん視よ我わが手の杖をもて河

三一 の水を撃ん是血に變ずべし 三二 而して河の魚は死に河は臭くならんエジプト人は河の水を飲ことを厭ふにいたる

三三 べし 三四 エホバまたモーセに言たまはく汝アロンに言へ汝の杖をとりて汝の手をエジプトの上に伸べ流水の上河

三五 の上池塘の上一切の湖水の上に伸て血とならしめよエジプト全國に於て木石の器の中に凡て血あるにいたらん

三六 モーセ、アロンすなはちエホバの命じたまへるごとくに爲り 三七 即ち彼パロとその臣下の前にて杖をあけて

出でエホバに祈りたれば、エホバ、モーセの言のごとく爲したまへり。即ちその蝨をバロとその臣下とその民よりはなれしめたまふ。一ものこらざりき。然るにバロ此時にもまたその心を頑固にして民を去しめざりき。

第九章

爰にエホバ、モーセにいひたまひけるはバロの所にいりてかれに告よへ。ブル人の神エホバ斯いひたまふ。吾民を去しめて我につかふることをえせしめよ。汝もし彼等をさらしむることを拒みて尙

かれらを拘留へなば、エホバの手野にをる汝の家畜、馬、驢、馬、駱駝、牛、および羊に加はらん。即ち甚だ悪き疾あるべし。エホバ、イスラエルの家畜とエジプトの家畜とを別ちたまはん。イスラエルの子孫に屬する者は死る者あらざるべしと。エホバまた期をさだめて言たまふ。明日エホバこの事を國になさんと。明日エホバこの事をなしたまひければエジプトの家畜みな死り然どイスラエルの子孫の家畜は一も死ざりき。バロ人をつかはし

て見さしめたるにイスラエルの家畜は一頭だにも死ざりき。然どもバロは心剛硬にして民をさらしめざりき。

またエホバ、モーセとアロンにいひたまひけるは、汝等竈の灰を一握とれ而してモーセ、バロの目の前にて天にむかひて之をまきちらすべし。其灰エジプト全國に塵となりてエジプト全國の人と畜獸につき膿をもち

て脹るゝ腫物とならんと。彼等すなはち竈の灰をとりてバロの前に立ちモーセ天にむかひて之をまきちらしければ人と獸畜につき膿をもちて脹るゝ腫物となれり。法術士等はその腫物のためにモーセの前に立つことを得ざりき。腫物は法術士等よりして諸のエジプト人にまで生じたり。然どエホバ、バロの心を剛硬にしたまひた

れば彼らに聽ざりき。エホバのモーセに言給ひし如し。

爰にエホバ、モーセにいひたまひけるは、朝早くおきてバロの前にたちて彼に言へ。ブル人の神エホバ斯い

ひたまふ。吾民を去しめて我に事ふるをえせしめよ。我此度わが諸の災害を汝の心となんちの臣下およびなんち

の民に降し全地に我ごとき者なきことを汝に知しめん。我もしわが手を伸べ疫病をもて汝となんちの民を撃た

らば汝は地より絶れしならん。抑わが汝をたてたるは即ちなんちをしてわが權能を見さしめわが名を全地に傳

へんためなり。汝なほ吾民の前に立ふさがりて之を去しめざるや。視よ明日の今頃我はなほ大なる雹を降

すべし。是はエジプトの開國より今までに嘗てあらざりし者なり。然ば人をやりて汝の家畜および凡て汝が野に

有る物を集めよ。人も獸畜も凡て野にありて家に歸らざる者は雹その上にふりくだりて死るにいたらん。バロの

臣下の中エホバの言を畏る者はその僕と家畜を家に逃いらしめしが。エホバの言を意にとめざる者はその僕と

家畜を野に置き

エホバ、モーセにいひたまひけるは、汝の手を天に舒てエジプト全國に雹あらしめエジプトの國中の人と

獸畜と田圃の諸の蔬にふりくだらしめよと。モーセ天にむかひて杖を舒たればエホバ、雹と雹を遣りたまふ。又火

いでて地に馳すエホバ、雹をエジプトの地に降せたまふ。斯雹ふり又火の塊、雹に雜りて降る甚だ厲しエジプト

全國には其國を成てよりこのかた未だ斯る者あざりしなり。雹エジプト全國に於て人と獸畜とをいはす凡て

田圃にをる者を撃り、雹また田圃の諸の蔬を撃ち野の諸の樹を折り。唯イスラエルの子孫のをるゴセンの地には

雹あざりき

是に於てバロ人をつかはしてモーセとアロンを召てこれに言けるは、我此度罪ををかしたり。エホバは義く我

とわが民は惡し。エホバに願ひてこの神鳴と雹を最早これにて足しめよ。我なんちらを去しめん。汝等今は留るに

およばず。モーセかれに白けるは、我邑より出て我手をエホバに舒ひろげん。然ば雷やみて雹かさねてあざるべ

し。斯して地はエホバの所屬なるを汝にしらしめん。然ど我しる汝となんちの臣下等はなほエホバ神を畏れざる

ならんと。楮麻と大麥は撃れたり。大麥は穂いで麻は花さきむたればなり。然ど小麥と裸麥は未だ長ざりしに

よりて撃れざりき。モーセ、バロをはなれて邑より出でエホバにむかひて手をのべひろげたれば、雷と雹やみて

雨地にふらずなりぬ。然るにバロ雨と雹と雷鳴のやみたるを見て復も罪を犯し其心を剛硬にす。彼もその臣下も

然り。即ちバロは心剛硬にしてイスラエルの子孫を去しめざりき。エホバのモーセによりて言たまひしごとし。

第一〇章

一 爰にエホバ、モーセにいひたまひけるはバロの所に入れ我かれの心とその臣下の心を剛硬にせり
 二 是はわが此等の徴を彼等の中に示さんため 又なんちをして吾がエジプトにて行ひし事等すなは
 三 ち吾がエジプトの境に居てなしたる徴をなんちの子となんちの子の耳に語らしめんためなり斯して汝等わがエ
 四 ホバなるを知べし 三 モーセとアロン、バロの所にいりて彼にいひけるはへブル人の神エホバかく言たまふ何時
 五 まで汝は我に降ることを拒むや我民をさらしめて我に事ふることをえせしめよ 汝もしわが民を去しむること
 六 を拒まば明日我蝗をなんちの境に入しめん 蝗地の面を蔽て人地を見るあたはざるべし蝗かの免かれてなんち
 七 に遺れる者すなはち雹に打のこされたる者を食ひ野に汝らのために生る諸の樹をくらはん 又なんちの家と
 八 なんちの臣下の家々および凡のエジプト人の家に満べし是はなんちの父となんちの父の父が世にいでしより今日
 九 にいたるまで未だ嘗て見ざるものなりと斯て彼身をめぐらしてバロの所よりいでたり 時にバロの臣下バロに
 一〇 いひけるは何時まで此人われらの罰となるや人々を去しめてその神エホバに事ふることをえせしめよ汝なほエジ
 一一 プトの滅ぶるを知ざるやと 是をもてモーセとアロンふたゝび召れてバロの許にいたるにバロかれらにいふ往
 一二 てなんちらの神エホバに事よ但し往く者は誰と誰なるや 九 モーセいひけるは我等は幼者をも老者をも子息を
 一三 も息女をも挈へて往き羊をも牛をもたづさへて往くべし其は我らエホバの祭禮をなさんとすればなり 一〇 バロか
 一四 れらにいひけるは我汝等となんちらの子等を去しむる時はエホバなんちらと借に在れ慎めよ悪き事なんちらの面
 一五 のまへにあり 二 是は宜からず汝ら男子のみ往てエホバに事よ是なんちらが求むるところなりと彼等つひにバロ
 一六 の前より逐いださる

一七 爰にエホバ、モーセにいひたまひけるは汝の手をエジプトの地のうへに舒て蝗をエジプトの國にのぞませ
 一八 て彼の雹が打殘したる地の諸の蔬を悉く食しめよ 二〇 モーセすなはちエジプトの地の上に其杖をのべければエホ
 二一 バ東風をおこしてその一日一夜地にふかしめたまひしが東風朝におよびて蝗を吹きたりて 二二 蝗エジプト全國に

一 一 のぞみエジプトの四方の境に居て害をなすこと太甚し是より先には斯のごとき蝗なかりし是より後にもあらざる
 二 べし 三 蝗全國の上を蔽ひければ國暗くなりぬ而して蝗地の諸の蔬および雹の打殘せし樹の果を食ひたればエジ
 四 プト全國に於て樹にも田圃の蔬にも青き者とはのこらざりき 五 是をもてバロ急ぎモーセとアロンを召て言ふ
 六 我なんちらの神エホバと汝等とにむかひて罪ををかせり 七 然ば請ふ今一次のみ吾罪を宥してなんちらの神エホ
 八 バに願ひ唯此死を我より取はなさしめよと 九 彼すなはちバロの所より出てエホバにねがひければ 一〇 エホバは
 一一 なはだ強き西風を吹めぐらせて蝗を吹はらしめ之を紅海に驅いれたまひてエジプトの四方の境に蝗ひとつも遺
 一二 らざるにいたれり 一三 然れどもエホバ、バロの心を剛硬にしたまひたればイスラエルの子孫をさらしめざりき
 一四 一五 エホバまたモーセにいひたまひけるは天にむかひて汝の手を舒てエジプトの國に黑暗を起すべし其暗黒は
 一六 摸るべきなりと 一七 モーセすなはち天にむかひて手を舒ければ稠密黑暗三日のあひだエジプト全國にありて
 一八 三日の間は人々たがひに相見るあたはず又おのれの處より起ものなかりき然どイスラエルの子孫の居處には
 一九 皆光ありき 二〇 是に於てバロ、モーセを呼ていひけるは汝等ゆきてエホバに事よ唯なんちらの羊と牛を留めおく
 二一 べし汝らの子女も亦なんちらとともに往べし 二二 モーセいひけるは汝また我等の神エホバに献ぐべき犠牲と燔祭
 二三 の物をも我儕に與ふべきなり 二四 われらの家畜もわれらとともに往べし一蹄も後にのこすべからず其は我等その
 二五 中を取てわれらの神エホバに事べきが故なりまたわれら彼處にいたるまでは何をもてエホバに事ふべきかを知らざ
 二六 ればなりと 二七 然れどもエホバ、バロの心を剛硬にしたまひたればバロかれらをさらしむることを肯ぜざりき
 二八 二九 すなはちバロ、モーセに言ふ我をばなれて去よ自ら慎め重てわが面を見るなかれ汝わが面を見る日には死べ
 三〇 し 三〇 モーセいひけるは汝の言ふところは善し我重て復なんちの面を見ざるべし

第一章

一 エホバ、モーセにいひたまひけるは我今一箇の災をバロおよびエジプトに降さん然後かれ汝等を
 二 此處より去しむべし 彼なんちらを全く去しむるには必ず汝らを此より逐はらはん 三 然ば汝民の

耳にかたり男女をしておのおのその隣々に銀の飾品金の飾具を乞しめよと エホバつひに民をしてエジプト人の恩を蒙らしめたまふ又その人モーセはエジプトの國にてパロの臣下の目と民の目に甚だ大なる者と見えたり

モーセいひけるはエホバかく言たまふ夜半頃われ出てエジプトの中に至らん エジプトの國の中の長子たる者は位に坐するパロの長子より磨の後にをる婢の長子まで悉く死べし又獸畜の首出もしかり 而してエジプト全國に大なる號哭あるべし是まで是のごとき事はあらずまた再び斯ること有ざるべし 然どイスラエルの子孫にむかひては犬もその舌をうごかさじ人にむかひても獸畜にむかひても然り汝等これによりてエホバがエジプト人とイスラエルのあひだに區別をなしたまふを知べし 汝の此臣等みなわが許に下り來てわれを拜し汝と

なんちに從がふ民みな出よと言ん然る後われ出べしと烈しく怒りてパロの所より出たり

エホバ、モーセにいひたまひけるはパロ汝に聽ざるべし是をもて吾がエジプトの國に奇蹟をおこなふこと増べし モーセとアロンこの諸の奇蹟をことごとくパロの前に行ひたれどもエホバ、パロの心を剛愎にしたまひければ彼イスラエルの子孫をその國より去しめざりき

第二章 エホバ、エジプトの國にてモーセとアロンに告ていひたまひけるは 此月を汝らの月の首となせ汝らは是を年の正月となすべし 汝等イスラエルの全會衆に告て言べし此月の十日に家の父たる者おのおの羔羊を取べし即ち家ごとに一箇の羔羊を取べし もし家族少くして其羔羊を盡すことあたはずばその家の隣なる人とともに人の數にしたがひて之を取べし各人の食ふ所にしたがひて汝等羔羊を計るべし 汝らの羔羊は疵なき當歳の牡なるべし汝等綿羊あるひは山羊の中よりこれを取べし 而して此月の十四日まで之を守りおきイスラエルの會衆みな薄暮に之を屠り その血をとりて其之を食ふ家の門口の兩旁の概と鴨居に塗べし 而して此夜その肉を火に炙て食ひ又酔いれぬパンに苦菜をそへて食ふべし 其を生にても水に煮ても食ふな

かれ火に炙べし其頭と脛と臟腑とを皆くらはへ 其を明朝まで残しおくなかれ其明朝まで残れる者は火にて焼つ

くすべし なんぢら斯之を食ふべし即ち腰をひきからげ足に鞋を穿き手に杖をとりて急て之を食ふべし是エホバの逾越節なり 是夜われエジプトの國を巡りて人と畜とを論ずエジプトの國の中の長子たる者を盡く撃殺し又エジプトの諸の神に罰をかうむらせん我はエホバなり その血なんぢらが居るところの家にありて汝等のために記號とならん我血を見る時なんぢらを逾越すべし又わがエジプトの國を撃つ時災なんぢらに降りて滅ぼすことなかるべし 汝らは是日を記念えてエホバの節期となし世々これを祝ふべし汝等之を常例となして祝ふべし

七日の間酔いれぬパンを食ふべしその首の日にパン酵を汝等の家より除け凡て首の日より七日までに酵入たるパンを食ふ人はイスラエルより絶るべきなり 且首の日に聖會をひらくべし又第七日に聖會を汝らの中に開け是ふたつの日には何の業をもなすべからず只各人の食ふ者のみ汝等作ることを得べし 汝ら酔いれぬパンの節期を守るべし其は此日に我なんぢらの軍隊をエジプトの國より導きいだせばなり故に汝ら常例となして世々是日をまもるべし 正月に於てその月の十四日の晩より同月の二十一日の晩まで汝ら酔いれぬパンを食へ

七日の間なんぢらの家にパン酵をおくべからず凡て酔いれたる物を食ふ人は其異邦人たると本國に生れし者たるを問はず皆イスラエルの聖會より絶るべし 汝ら酔いれたる物は何を食ふべからず凡て汝らの居處に於ては酔いれぬパンを食ふべし

是に於てモーセ、イスラエルの長老を盡くまねきて之にいふ汝等その家族に備ひて一頭の羔羊を撿み取り之を屠りて逾越節のために備へよ 又牛膝草一束を取て盃の血に濡し盃の血を門口の鴨居および二旁の柱にそそぐべし明朝にいたるまで汝等一人も家の戸をいづるなかれ 其はエホバ、エジプトを撃に巡りたまふ時鴨居と兩旁の柱に血のあるを見ればエホバ其門を逾越し殺滅者をして汝等の家に入て撃ざらしめたまふべければなり 汝ら是事を例となして汝となんぢの子孫永くこれを守るべし 汝等エホバがその言たまひし如くになんぢらに與へたまはんところの地に至る時はこの禮式をまもるべし 若なんぢらの子女この禮式は何の意なるやと

二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一

三六 汝らに問ば 汝ら言ふべし是はエホバの逾越節の祭祀なりエホバ、エジプト人を撃たまひし時エジプトに在る
三七 イスラエルの子孫の家を逾越てわれらの家を救ひたまへりと民すなはち鞠て拜せり 三八 イスラエルの子孫去て
三九 エホバのモーセとアロンに命じたまひしごとくなし斯おこなへり

四〇 爰にエホバ夜半にエジプトの國の中の長子たる者を位に坐するパロの長子より牢獄にある俘虜の長子まで
四一 盡く撃たまふ亦家畜の首生もしかり 斯有しかばパロとその諸の臣下およびエジプト人みな夜の中に起あが
四二 リエジプトに大なる號哭ありき死人あらざる家なかりければなり 四三 ハロすなはち夜の中にモーセとアロンを召
四四 ていひけるは汝らとイスラエルの子孫起てわが民の中より出さり汝らがいへる如くに往てエホバに事へよ 亦
四五 なんぢらが言ることく汝らの羊と牛をひきて去れ汝らまた我を祝せよと 是においてエジプト人我等みな死
四六 と言て民を催逼て速かに國を去しめんとせしかば 民捏粉の未だ酔いれざるを執り捏盤を衣服に包みて肩に負
四七 ふ 而してイスラエルの子孫モーセの言のごとく爲しエジプト人に銀の飾物、金の飾物および衣服を乞たるに
四八 天

四九 エホバ、エジプト人をして民をめぐらしめ彼等にこれを與へしめたまふ斯かれらエジプト人の物を取り
五〇 斯てイスラエルの子孫ラメセスよりスコテに進みしが子女の外に徒にて歩める男六十萬人ありき 又
五一 衆多の寄集人および羊牛等はなはだ多の家畜彼等とともに上れり 爰に彼等エジプトより携へいでたる捏粉を
五二 もて酔いれぬパンを烘り未だ酔をいれざりければなり是かれらエジプトより運いだされて滯滯るを得ざりしに由
五三 り又何の餼糧をも備へざりしに因る 四 楮イスラエルの子孫のエジプトに住居しその住居の間は四百三十年なり
五四 き 四百三十年の終にいたり即ち其日にエホバの軍隊みなエジプトの國より出たり 是はエホバが彼等をエ
五五 ジプトの國より導きいだしたまひし事のためにエホバの前に守るべき夜なり是はエホバの夜にしてイスラエルの
五六 子孫が皆世々まもるべき者なり

五七 エホバ、モーセとアロンに言たまひけるは逾越節の例は是のごとし異邦人はこれを食ふべからず 但し

欠

二一 モーセ手を海の上に伸ければエホバ終夜強き東風をもて海を退かしめ海を陸地
 二二 たり 二三 イスラエルの子孫海の中の乾ける所を行くに水は彼等の右左に墻となれり 二四 エジプト人等ハ
 二五 騎兵みなその後にしたがひて海の中に入る 二六 既にエホバ火と雲との柱の中よりエジプト人の軍勢を望みエジプ
 二七 ト人の軍勢を惱まし 二八 其車の輪を脱して行に重くならしめたまひければエジプト人言ふ我儕イスラエルを離れ
 二九 て逃ん其はエホバかれらのためにエジプト人と戦へばなりと

三〇 時にエホバ、モーセに言たまひけるは汝の手を海の上に伸て水をエジプト人とその戦車と騎兵の上に流れ
 三一 反らしめよと 三二 モーセすなはち手を海の上に伸けるに夜明におよびて海本の勢力にかへりたればエジプト人之
 三三 に逆ひて逃たりしがエホバ、エジプト人を海の中に擲ちたまへり 三四 即ち水流反りて戦車と騎兵を覆ひイスラエ
 三五 ルの後にしたがひて海にいらしバロの軍勢を悉く覆へり一人も遺れる者あざりき 三六 然どイスラエルの子孫は
 三七 海の中の乾ける所を歩みしが水はその右左に墻となれり 三八 エホバこの日イスラエルをエジプト人の手より救
 三九 ひたまへりイスラエルはエジプト人が海邊に死をるを見たり 四〇 イスラエルまたエホバがエジプト人に爲たまひ
 四一 し大なる事を見たり是に於て民エホバを畏れエホバとその僕モーセを信じたり

第五章

一 是に於てモーセおよびイスラエルの子孫この歌をエホバに誦ふ云く我エホバを歌ひ頌ん彼は高ら
 二 かに高くいますなり彼は馬とその乗者を海になげうちたまへり 三 わが力わが歌はエホバなり彼は
 四 わが救拯となりたまへり彼はわが神なり我これを頌美ん彼はわが父の神なり我これを崇めん 五 エホバは軍人に
 六 して其名はエホバなり 七 彼バロの戦車とその軍勢を海に投すてたまふバロの勝れたる軍長等は紅海に沈めり
 八 大水かれらを淹ひて彼等石のごとくに淵の底に下る 九 エホバよ汝の右の手は力をもて榮光をあらはすエホバ
 一〇 よ汝の右の手は敵を碎く 一一 汝の大なる榮光をもて汝は汝にたち逆ぶ者を滅したまふ汝怒を發すれば彼等は葉の
 一二 ごとくに焚つくさる 一三 汝の鼻の息によりて水積かさなり浪堅く立て岸のごとくに成り大水海の中に漲る 一四 敵

一五 は言ふ我追て追つき掠取物を分たん我かれらに因てわが心を飽しめん我劍を抜んわが手かれらを亡さんと 一六 汝
 一七 氣を吹たまへば海かれらを覆ひて彼等は猛烈き水に鉛のごとくに沈めり 一八 エホバよ神の中に誰か汝に如ものあ
 一九 らん誰か汝のごとく聖して榮あり讃べくして威ありて奇事を行なふ者あらんや 二〇 汝その右の手を伸たまへば地
 二一 かれらを呑む 二二 汝はその腹ひし民を恩恵をもて導き汝の力をもて彼等を汝の聖き居所に引たまふ 二三 國々の民
 二四 聞て慄へベリシテに住む者畏懼を懐く 二五 エドムの君等駭きモアブの剛者戰慄くカナンに住る者みな消うせん
 二六 畏懼と戰慄かれらに及ぶ汝の腕の大なるがために彼らは石のごとくに黙然たりエホバよ汝の民の通り過るま
 二七 で汝の買たまひし民の通り過るまで然るべし 二八 汝民を導きてこれを汝の産業の山に植たまはんエホバよ是すなは
 二九 ち汝の居所とせんとて汝の設けたまひし者なり主よ是汝の手の建たる聖所なり 三〇 エホバは世々限なく王たるべし
 三一 斯バロの馬その車および騎兵とともに海にいりしにエホバ海の水を彼等の上に流れ還らしめたまひしがイ
 三二 スラエルの子孫は海の中にありて早地を通れり 三三 時にアロンの姉なる預言者ミリアム諷を手にとるに婦等みな
 三四 彼にしたがひて出で諷をとり且踊る 三五 ミリアムすなはち彼等に和へて言ふ汝等エホバを歌ひ頌よ彼は高らかに
 三六 高くいますなり彼は馬とその乗者を海に擲ちたまへりと
 三七 斯てモーセ紅海よりイスラエルを導きてシユルの曠野にいり曠野に三日歩みたりしが水を得ざりき 三八 彼
 三九 ら遂にメラにいたりしがメラの水苦くして飲ことを得ざりき是をもて其名はメラ(苦)と呼ぶ 四〇 是に於て民モー
 四一 セにむかひて泣き我儕何を飲んかと言ければ 四二 モーセ、エホバに呼はりしにエホバこれに一本の木を示したま
 四三 ひたれば即ちこれを水に投いれしに水甘くなれり彼處にてエホバ民のために法度と法律をたてたまひ彼處にてこ
 四四 れを試みて 四五 言たまはく汝もし善く汝の神エホバの聲に聽したがひエホバの目に善と見ること爲しその誠命
 四六 に耳を傾けその諸の法度を守ば我わがエジプト人に加へしところのその疾病を一も汝に加へざるべし其は我はエ
 四七 ホバにして汝を醫す者なればなりと

二七 斯て彼等エリムに至れり其處に水の井十二棕欄七十本あり彼處にて彼等水の

第一六章

一 斯てエリムを出たちてイスラエルの子孫の會衆そのエジプトの地を出しより二箇月

二 エリムとシナイの間なるシンの曠野にいたりけるが 其曠野においてイスラエルの全會衆モーセ

三 とアロンに向ひて咥けり 即ちイスラエルの子孫かれらに言けるは我侪エジプトの地に於て肉の鍋の側に坐り

四 飽までにパンを食ひし時にエホバの手によりて死たれば善りし者を汝等はこの曠野に我等を導きいだしてこの

五 全會を飢に死しめんとするなり

六 時にエホバ、モーセに言たまひけるは視よ我パンを汝らのために天より降さん民いでて日用の分を毎日

七 斂むべし斯して我かれらが吾の法律にしたがふや否を試みん 第六日には彼等その取られたる者を調理ふべし

八 其は日々に斂る者の二倍なるべし モーセとアロン、イスラエルの全の子孫に言けるは夕にいたらば汝等はエ

九 ホバが汝らをエジプトの地より導きいだしたまひしなるを知にいたらん 又朝にいたらば汝等エホバの榮光を

一〇 見ん其はエホバなんぢらがエホバに向ひて咥くを聞たまへばなり我等を誰となして汝等は我等に向ひて咥くや

一一 モーセまた言けるはエホバ夕には汝等に肉を與へて食はしめ朝にはパンをあたへて飽しめたまはん其はエホバ

一二 已にむかひて汝等が咥くところの怨言を聞給へばなり我侪を誰と爲や汝等の怨言は我等にむかひてするに非ず

一三 エホバにむかひてするなり モーセ、アロンに言けるはイスラエルの子孫の全會衆に言へ汝等エホバの前に

一四 近よれエホバなんぢらの怨言を聞給へりと アロンすなはちイスラエルの子孫の全會衆に語しかば彼等曠野を

一五 望むにエホバの榮光雲の中に顯はる エホバ、モーセに告て言たまひけるは 我イスラエルの子孫の怨言を

一六 聞り彼等に告て言へ汝等夕には肉を食ひ朝にはパンに飽べし而して我のエホバにして汝等の神なることを知に

一七 いたらんと

一八 即ち夕におよびて鶏きたりて營を覆ふ又朝におよびて露營の四圍におきしが そのおける露乾くにあた

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

三〇

三一

三二

べし是はわが汝等をエジプトの地より導きいだせし時に曠野にて汝等を養ひしところのためなり 而してモーセ、アロンに言けるは壺を取てその中にマナーオメルを盛てこれをエホバの前におきて等の代々の子孫のためにたくはふべし エホバのモーセに命じたまひし如くにアロンこれを律法の前におきてたくはふ イスラエルの子孫は人の住る地に至るまで四十年が間マナを食へり即ちカナンの地の境にいたるまでマナを食へり オメルはエバの十分の一なり

第十七章

イスラエルの子孫の會衆エホバの命にしたがひて皆シンの曠野を立出で旅路をかさねてレビデムに幕張せしが民の飲む水あざりき 是をもて民モーセと争ひて言ふ我情に水をあたへて飲しめよモーセかれらに言けるは汝ら何ぞ我とあそふや何ぞエホバを試むるや 彼處にて民水に渴き民モーセにむかひて啖き言ふ汝などて我等をエジプトより導きいだして我等とわれらの子女とわれらの家畜を渴に死しめんとするや 是に於てモーセ、エホバに呼はりて言ふ我この民に何をなすべきや彼等は殆ど我を石にて擲んとするなり エホバ、モーセに言たまひけるは汝民の前に進み民の中の或長老等を伴ひかの汝が河を撃し杖を手に執て往よ 視よ我をこにて汝の前にあたりてホルブの磐の上に立ん汝磐を撃べし然せば其より水出ん民これを飲べしモーセすなはちイスラエルの長老等の前にて斯おこなへり かくて彼の處の名をマツサと呼び又メリバと呼り是はイスラエルの子孫の争ひしに由り又そのエホバはわれらの中に在すや否と言てエホバを試みしに由なり 時にアマレクきたりてイスラエルとレビデムに戦ふ モーセ、ヨシユアに言けるは我等のために人を擧み出てアマレクと戦へ明日我神の杖を手にとりて岡の嶺に立ん 一ヨシユアすなはちモーセの己に言しごとくに爲しアマレクと戦ふモーセ、アロンおよびホルは岡の嶺に登りしが 二モーセ手を舉ればイスラエル勝ち手を垂ればアマレク勝り 然るにモーセの手重くなりたればアロンとホル石をとりてモーセの下におきてその上に坐せしめ一人は此方一人は彼方にありてモーセの手を支へたりしかばその手日の没まで垂下ざりき 是におい

てヨシユア刃をもてアマレクとその民を敗れり エホバ、モーセに言たまひけるは之を書に筆して記念となしヨシユアの耳にこれをいれよ我必ずアマレクの名を塗抹て天下にこれを誌ゆること无らしめんと 斯てモーセ一座の壇を築きその名をエホバニシ(エホバ吾旗)と稱ふ モーセ云けらくエホバの實位にむかひて手を舉ることありエホバ世々アマレクと戦ひたまはん

第十八章

茲にモーセの外舅なるミデアンの祭司エテロ神が凡てモーセのため又その民イスラエルのために爲したまひし事エホバがイスラエルをエジプトより導き出したまひし事を聞り 是に於てモーセの外舅エテロかの遣り還されてありしモーセの妻テツポラとその二人の子を擧へ來る 其の子の一人の名はグルシヨムと云ふ是はモーセ我他國に客となりると言たればなり 今一人の名はエリエゼルと曰ふ是はかれ吾父の神われを助け我を救ひてバロの劍を免かれしめたまふと言たればなり 斯モーセの外舅エテロ、モーセの子等と妻をつれて曠野に來りモーセが神の山に陣を張る處にいたる 彼すなはちモーセに言けるは汝の外舅なる我エテロ汝の妻および之と供なるその二人の子をたづさへて汝に詣ると モーセ出てその外舅を迎へ禮をなして之に接吻し互に其安否を問て共に天幕に入る 而してモーセ、エホバがイスラエルのためにバロとエジプト人となすたまひし諸の事と途にて遭し諸の艱難およびエホバの己等を拯ひたまひし事をその外舅に語りければ エテロ、エホバがイスラエルをエジプト人の手より救ひだして之に諸の恩典をたまひし事を喜べり 一エテロすなはち言けるはエホバは頌べき哉汝等をエジプト人の手とバロの手より救ひだした民をエジプト人の手の下より拯ひだせり 今我知るエホバは諸の神よりも大なり彼等傲慢を逞しうして事をなせしがエホバかれらに勝りと 而してモーセの外舅エテロ燔祭と犠牲をエホバに持きたれりアロンおよびイスラエルの長老等皆きたりてモーセの外舅とともに神の前に食をなす 二次の日にいたりてモーセ坐して民を審判しが民は朝より夕までモーセの傍に立り 三モーセの外舅モーセ

の凡て民に爲ところを見て言けるは 汝が民になす此事は何なるや 何故に汝は一人坐しをりて民朝より夕まで汝の傍にたつや 一八七 モーセの外男に言けるは 民神に問んとて我に來るなり 一八八 彼等事ある時は我に來れば我此と彼とを審判きて神の法度と律法を知しむ 一八九 モーセの外男これに言けるは 汝のなすところ善らず 汝かならず氣力おとろへん 汝も汝ともなる民も然らん 此事汝には重に過ぐ 汝一人にては之を爲ことあたはざるべし 一九〇 今吾言を聽け我なんちに策を授けん 願くは神なんちとともに在せ 汝民のために神の前に居り訴訟を神に陳よ 一九一 汝かれらに法度と律法を教へ 彼等の歩むべき道と爲べき事とを彼等に示せ 一九二 又汝全群の民の中より賢して神を畏れ眞實を重んじ利を惡むところの人を選び之を民の上に立て 千人の司となし 百人の司となし 五十人の司となし 十人の司となすべし 一九三 而して彼等をして常に民を鞠かしめ 大事は凡てこれを汝に陳し 小事は凡て彼等のみづからこれを判かしむべし 斯汝の身の煩瑣を省き 彼らをして汝と其の任を共にせしめよ 一九四 汝もし此事を爲し神また斯汝に命じなば 汝はこれに勝ん 此民もまた安然にその所に到ることを得べし 一九五 モーセの外男の言にしたがひてその凡て言しごとく成り 一九六 モーセすなはちイスラエルの中より遍く賢き人を選びてこれを民の長となし 千人の司となし 百人の司となし 五十人の司となし 十人の司となせり 一九七 彼等常に民を鞠き 難事はこれをモーセに陳べ 小事は凡て自らこれを判けり 一九八 斯てモーセその外男を遣したればその國に往ぬ

第九章 一九九 イスラエルの子孫エジプトの地を出て後 第三月 三日にいたりて 其日にシナイの曠野に至る 二〇〇 即ちふれらレビデムを出たちてシナイの曠野にいたり 曠野に幕を張り 彼處にてイスラエルは山の前に營を設けたり 二〇一 爰にモーセ登りて神に詣るに エホバ山より彼を呼て言たまはく 汝はヨコブの家を言ひイスラエルの子孫に告べし 二〇二 汝らはエジプト人に我がなしたるところの事を見我が驚の翼をのべて 汝らを負て我にいたらしめしを見たり 二〇三 然ば汝等もし善く我が言を聽き 誓約を守らば 汝等は諸の民に愈りてわが寶となるべし 二〇四 全地はわが所有なればなり 二〇五 汝等は我に對して祭司の國となり 聖き民となるべし 是等の言語を汝イスラエルの

子孫に告べし 二〇六 是に於てモーセ夾りて民の長老等と呼び エホバの己に命じたまひし言を盡くその前に陳たれば 民皆等しく應へて言けるは エホバの言たまひし所は皆われら之を爲べしと モーセすなはち民の言をエホバに告ぐ 二〇七 エホバ、モーセに言たまひけるは 視よ我密雲の中にをりて 汝に隨ひ 是民をして我が汝と語るを聞しめて 汝を永く信ぜしめんがためなりと モーセ民の言をエホバに告たり 二〇八 エホバ、モーセに言たまひけるは 汝民の所に往て 今日明日これを聖め之にその衣服を濯せ 二〇九 準備をなして三日を待て 其は第三日に エホバ全體の民の目の前にてシナイ山に降ればなり 二一〇 汝民のために四周に境界を設けて言べし 汝等慎んで山に登るなかれその境界に捫るべからず 山に捫る者はかならず殺さるべし 二一一 手を之に觸べからず 其者はかならず石にて撃ころされ 或は射ころさるべし 獸と人とを言す生ることを得じ 喇叭を長く吹鳴さば 人々山に上るべしと 二一二 モーセすなはち山を下り民にいたりて 民を聖め 民その衣服を濯よ 二一三 モーセ民に言けるは 準備をなして三日を待て 婦人に近づくべからず 二一四 かくて三日の朝にいたりて 雷と電および密雲山の上にあり 又喇叭の聲ありて 甚だ高かり營にある民みな震ふ 二一五 モーセ營より民を引いて 神に會し 民山の麓に立に 二一六 シナイ山都て煙を出せり エホバ火の中にありて その上に下りたまへばなり 其の煙の煙のごとく 立のほり山すべて震ふ 二一七 喇叭の聲 高くなりゆきてはげしくなりける時 モーセ言を出すに 神聲をもて 應へたまふ 二一八 エホバ、シナイ山に下りその山の頂上にいまし而して エホバ山の頂上にモーセを召たまひければ モーセ上れり 二一九 エホバ、モーセに言たまひけるは 下りて民を誓めよ 恐らくは民推破りて エホバに來りて見んとし 多の者死るにいたらん 二二〇 又エホバに近くところの祭司等にその身を潔めしめよ 恐くは エホバかれらを撃ん 二二一 モーセ、エホバに言けるは 民はシナイ山に得のほらじ 其は汝われらを誓めて山の四周に境界をたて 山を聖めよと言たまひたればなり 二二二 エホバかれに言たまひけるは 往け 下れ 而して 汝とアロンともに上り來るべし 但祭司等と民には推破りて 我にのほりきたらしめざれ 恐らくは我かれら

を撃ん モーセ民にくだりゆきてこれに告たり

神この一切の言を宣て言たまはく

第二十章

我は汝の神エホバ汝をエジプトの地その奴隷たる家より導き出せし者なり

汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず

汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にある者の何の形状をも作るべからず 之を拜むべからずこれに事ふべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を惡む者にむかひては父の罪を子にむくいて三四代におよぼし 我を愛しわが誠命を守る者には恩恵をばどし

て千代にいたるなり

汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからずエホバはおのれの名を妄に口にあぐる者を罰せではおかざるべし

安息日を憶えてこれを聖潔すべし 六日の間勞きて汝の一切の業を爲べし 七日は汝の神エホバの

安息なれば何の業務をも爲べからず汝の息子息女も汝の僕婢も汝の家畜も汝の門の中に在る他國の人も然り 其はエホバ六日の中に天と地と海と其等の中一切の物を作りて第七日に息みたればなり是をもてエホバ安息日を祝ひて聖日としたまふ

汝の父母を敬へ是は汝の神エホバの汝にたまふ所の地に汝の生命の長からんためなり

汝殺すなかれ

汝姦淫するなかれ

汝盜むなかれ

汝その隣人に對して虚妄の證據をたつるなかれ

汝その隣人の家を食べるなかれ又汝の鄰人の妻およびその僕 婢 牛 驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を食

るなかれ

民みな雷と電と喇叭の音と山の煙るとを見たり民これを見て懼れをのゝきて速く立ち

けるは汝われらに語れ我等なんぞ神の我らに語りたまふことあらざらしめよ恐くは我等死ん

るは畏るゝなかれ神汝らを試みため又その長怖を汝らの面のおきて汝らに罪を犯さざらしめんために臨み

たまへるなり 是において民は速くに立ちしがモーセは神の在すところの濃雲に進みいたる

エホバ、モーセに言たまひけるは汝イスラエルの子孫に斯いふべし汝等は天よりわが汝等に語ふを見たり

汝等何をも我にならべて造るべからず銀の神をも金の神をも汝等のために造るべからず 汝土の壇を我に

築きてその上に汝の燔祭と酬恩祭 汝の羊と牛をそなふべし我は凡てわが名を憶えしむる處にて汝に臨みて汝を

祝まん 汝もし石の壇を築につくるならば礎石をもてこれを築くべからず其は汝もし壘をこれに當なば之を濶

すべければなり 汝階よりわが壇に升るべからず是汝の取る處のその上に露ることなからんためなり

是は汝が民の前に立べき律例なり

第二十一章

汝ヘブルの僕を買ふ時は六年の間之に職業を爲しめ第七年には贖を索すしてこれを釋つべし

彼もし獨身にて來らば獨身にて去べし若妻あらばその妻これとともに去べし もしその主人これに妻をあた

へて男子又は女子これに生れたらば妻とその子等は主人に屬すべし彼は獨身にて去べし 僕もし我わが主人と

我が妻子を愛す我釋たるゝを好まずと明白に言ば 其の主人これを士師の所に携ゆき又戸あるひは戸柱の所に

つれゆくべし而して主人雖をもてかれの耳を刺とほすべし彼は何時までもこれに事ふべきなり

人若その妻を賣て紳となす時は僕のごとくに去べからず 彼もしその約せし主人の心に適ざる時はその

主人これを贖はしむることを得べし然ど之に眞實ならずして亦これを異邦人に賣ことをなすを得べからず 又

もし之を己の子に與へんと欲しなばこれを女子のごとくに待ふべし 又もしその子のために別に娶ることある

とも彼に食物と衣服を與ふる事とその交接の道とはこれを間斷しむべからず 其人かれに此三を行はずば彼は金をつくのはずして出さることを得べし

人を撃て死しめたる者は必ず殺さるべし 若人みづから靈策ことなきに神人をその手にかゝらしめたまふことある時は我汝のために一箇の處を設くればその人其處に逃るべし 人もし故にその隣人を謀りて殺す時は汝これをわが壇よりも執へゆきて殺すべし

その父あるひは母を撃つものは必ず殺さるべし

人を拐帶したる者は之を賣たるも尙その手にあるも必ず殺さるべし

その父あるひは母を罵る者は殺さるべし

人相争ふ時に一人石または拳をもてその對手を撃ちしに死にいたらずして床につくことあらんに 若起あがりて杖によりて歩むにいたらば之を撃たる者は赦さるべし但しその業を休める賠償をなして之を全く愈しむべきなり

人もし杖をもてその僕あるひは婢を撃んにその手の下に死ば必ず罰せらるべし 然ど彼もし一日二日生のびなば其人は罰せられざるべし彼はその人の金子なればなり

人もし相争ひて姪める婦を撃ちその子を墮させんに別に害なき時は必ずその婦人の夫の要むる所にしたがひて刑られ法官の定むる所を爲べし 若害ある時は生命にて生命を償ひ 目にて目を償ひ齒にて齒を償ひ手にて手を償ひ足にて足を償ひ 烙にて烙を償ひ傷にて傷を償ひ打傷にて打傷を償ふべし

人もしその僕の一の目あるひは婢の一の目を撃てこれを喪さばその目のために之を釋つべし 又もしその僕の一箇の齒か婢の一箇の齒を打落ばその齒のために之を釋つべし 牛もし男あるひは女を衝て死しめなばその牛をば必ず石にて撃殺すべしその肉は食ふべからず但しその牛

の主は罪なし 然ど牛もし素より衝くことをなす者にしてその主これがために忠告をうけし事あるに之を守りおかずして遂に男あるひは女を殺すに至らしめなばその牛は石にて撃れその主もまた殺さるべし 若彼贖罪金を命ぜられなば凡てその命ぜられし者を生命の償に出すべし 男子を衝も女子を衝もこの例にしたがひてなすべし 牛もし僕あるひは婢を衝ばその主人に銀三十シケルを與ふべし又その牛は石にて撃ころすべし

人もし坑を啓くか又は人もし穴を掘くことをなしこれを覆はずして牛あるひは驢馬これに陥ば 穴の主これを償ひ金をその所有主に與ふべし但しその死たる畜は己の有となるべし

此人の牛もし彼人のを衝殺さば二人その生る牛を賣てその償を分つべし又その死たるものをも分つべし 然どその牛素より衝くことをなす者なること知るにその主これを守りおかさりしならばその人かならず牛をもて牛を償ふべし但しその死たる者は己の有となるべし

第二二章 人もし牛あるひは羊を竊みてこれを殺し又は賣る時は五の牛をもて一の牛を賠償四の羊をもて一の羊を賠償ふべし 人もし盜賊の壇り入るを見てこれを撃て死しむる時はこれがために血をながすに及ばず 然ど若日いでてよりならば之がために血をながすべし盜賊は全く償をなすべし若物あらざる時は身をうりてその竊める物を償ふべし 若その竊める物實に生てその手にあらばその牛驢馬羊たるにかゝはらず倍してこれを償ふべし

人もし田圃あるひは葡萄園の物を食はせその家畜をはなちて人の田圃の物を食ふにいたらしむる時は自己の田圃の嘉物と自己の葡萄園の嘉物をもてその償をなすべし

火もし逸て荆棘にうつりその積あげたる穀物あるひは未だ刈ざる穀物あるひは田野を燬ばその火を焚たる者かならずこれを償ふべし

人もし金あるひは物を人に預るにその人の家より竊みとられたる時はその盜者あらはれなばこれを倍して

償はしむべし盗者もしあらはれずば家の主人を法官につれゆきて彼がその人の物に手をかけたるや否を見るべし何の過愆を論ず牛にもあれ驢馬にもあれ羊にもあれ衣服にもあれ又は何の失物にもあれ凡て人の見て是其なりと言ふ者ある時は法官その兩造の言を聴べし而して法官の罪ありとする者これを倍してその對手に償ふべし

人もし驢馬か牛か羊か又はその他の家畜をその隣人にあづけんに死か傷けらるゝか又は搶ひさらるゝことありて誰もこれを見し者なき時は 二人の間にその隣人の物に手をかけずとエホバを指て誓ふことあるべし然る時はその持主これを承諾べし彼人は償をなすに及ばず 然ど若自己の許より竊まれたる時はその所有主にこれを償ふべし 若またその裂ころされし時は其を證據のために持きたるべしその裂ころされし者は償ふにおよばず

人もしその隣人より借たる者あらんにその物傷けられ又は死することありてその所有主それとともにをらざる時は必ずこれを償ふべし 其の所有主それと共にをらばこれを償ふにおよばず雇し者なる時もしかり其は雇れて來りしなればなり

人もし聘定あらざる處女を誘ひてこれと寝たらば必ずこれに聘禮して妻となすべし 其の父もしこれをその人に與ふることを固く拒まば處女にする聘禮にてらして金をはらふべし

魔術をつかふ女を生しおくべからず 凡て畜を犯す者をば必ず殺すべし

エホバをおきて別の神に犠牲を獻る者をば殺すべし 汝他國の人を惱すべからず又これを害ぐべからず汝らもエジプトの國に在る時は他國の人たりしなり 汝凡て寡婦あるひは孤子を惱すべからず 汝もし彼等を惱まして彼等われに呼らば我かならずその號呼を聴べし 汝が怒烈しくなり我劍をもて汝らを殺さん汝らの妻は寡婦となり汝らの子女は孤子とならん

汝もし汝とともにあるわが民の貧しき者に金を貸す時は金貨のごとくなすべからず又これより利足をとるべからず 汝もし人の衣服を質にとらば日のいる時までこれを歸すべし 其はその身を蔽ふ者は是のみにして是はその膚の衣なればなり彼何の中に寝んや彼われに餓はらば我きかん我は慈悲ある者なればなり 汝神を罵るべからず民の酋長を誣ふべからず 汝の豐滿なる物と汝の搾りたる物とを獻ぐることを怠るなかれ汝の長子を我に與ふべし 汝また汝の牛と羊をも斯なすべし即ち七日母とともにをらしめて八日にこれを我に與ふべし 汝等は我の聖民となるべし汝らは野にて獸に裂れし者の肉を食ふべからず汝らこれを犬に投與ふべし

汝虚妄の風説を言ふらすべからず悪しき人と手をあはせて人を誣る證人となるべからず 汝衆の人にしがひて惡をなすべからず訴訟において答をなすに方りて衆の人にしがひて道を曲べからず 汝また貧しき人の訴訟を曲て庇くべからず

汝もし汝の敵の牛あるひは驢馬の迷ひ去に遭はかならずこれを牽てその人に歸すべし 汝もし汝を惡む者の驢馬のその負の下に仆れ臥すを見れば憐みてこれを遣さるべからず必ずこれを助けてその負を釋べし

汝貧しき者の訴訟ある時にその判決を曲べからず 虚假の事に遠かれ無辜者と義者とはこれを殺すなかれ我は惡しき者を義とすることあらざるなり 汝賄賂を受べからず賄賂は人の目を暗まし義者の言を曲しむるなり 他國の人を虐ぐべからず汝等はエジプトの國に在る時は他國の人にてありたれば他國の人の心を知なり

汝六年の間汝の地に種播きその實を獲るべし 但し第七年にはこれを息ませて耕さずにおくべし而して汝の民の貧しき者に食ふことを得せしめよ其餘れる者は野の獸これを食はん汝の葡萄園も橄欖園も斯のごとくなすべし 汝六日の間汝の業をなし七日に息むべし斯汝の牛および驢馬を息ませ汝の婢の子および他國の人をして息をつかしめよ 汝が汝に言し事に凡て心を用ひよ他の神々の名を稱ふべからずまた之を汝の口より

聞えしめざれ

汝年に三度わがために節筵を守るべし 汝無酵パンの節禮をまもるべし即ちわが汝に命ぜしごとくア
ピ月の月の定の時において七日の間解いれぬパンを食ふべし其はその月に汝エジプトより出たればなり徒手にて
わが前に出る者あるべからず 又 種時の節筵を守るべし是すなはち汝が勞苦て田野に播る者の初の實を祝
ふなり又收藏の節筵を守るべし是すなはち汝の勞苦によりて成る者を年の終に田野より收藏する者なり 汝の男
たる者は皆年に三次主エホバの前に出べし

汝わが犠牲の血を解いれしパンとともに獻ぐべからず又わが節筵の脂を翌朝まで残しおくべからず 汝
の地に初に結べる實の初を汝の神エホバの室に持きたるべし汝山羊羔をその母の乳にて養べからず

視よ我天の使をつかはして汝に先たせ途にて汝を守らせ汝をわが備へし處に導かしめん 汝等その前に

謹みをりその言にしたがへ之を怒らするなかれ彼なんぢらの咎を赦さざるべしわが名かれの中にあればなり
汝もし彼が言にしたがひ凡てわが言とを爲ば我なんぢの敵の敵となり汝の仇の仇となるべし 汝が使

汝にさきだちゆきて汝をアモリ人ヘテ人ベリシ人カナン人ヒビ人およびエブス人に導きたらん我かれらを絶べ
し 汝かれらの神を拜むべからずこれに奉事べからず彼らの作にならふなかれ汝其等を悉く毀ちその偶像を打

摧くべし 汝等の神エホバに事へよ然ばエホバ汝らのパンと水を祝し汝らの中より疾病を除きたまはん 汝
の國の中には流産する者なく妊ざる者なかるべし我汝の日の數を益さん 我わが畏懼をなんぢの前に遣し汝が

至るところの民をことごとく敗り汝の諸の敵をして汝に後を見せしめん 我黃蜂を汝の先につかはさん是ヒビ
人カナン人およびヘテ人を汝の前より逐はらふべし 我かれらを一年の中には汝の前より逐はらはじ恐くは土

地荒れ野の獸増て汝を害せん 我漸々にかれらを汝の前より逐はらん汝は遂に増てその地を獲にいたらん
我なんぢの境をさだめて紅海よりベリシテ人の海にいたらせ曠野より河にいたらしめん我この地に住る者を

欠

欠

汝合歡木をもて横木を作り幕屋の此方の板のために五本を設くべし 又幕屋の彼方の板のために横木五本を設け幕屋の後すなはちその西の方の板のために横木五本を設くべし 板の真中にある中間の横木をば端より端まで通らしむべし 而してその板に金を著せ金をもて之がために鎖を作りて横木をこれに貫き又その横木に金を著すべし 汝山にて示されしところのその模範にしたがひて幕屋を建べし

汝また青紫 紅の線および麻の捻糸をもて幕を作り巧にケルピムをその上に織いだすべし 而して金を著たる四本の合歡木の柱の上に之を掛べしその鈎は金にしその柱は四の銀の座の上に置べし 汝その幕を銀の下に掛け其處にその幕の中に律法の櫃を藏むべしその幕すなはち汝らのために聖所と至聖所を分たん 汝至聖所にある律法の櫃の上に贖罪所を置べし 而してその幕の外に案を置る幕屋の南の方に燈臺を置て案に對はしむべし案は北の方に置べし

又青紫 紅の線および麻の捻糸をもて幔を織なして幕屋の入口に掛べし 又その幔のために合歡木をもて柱五本を造りてこれに金を著せその鈎を金にすべし又その柱のために銅をもて五箇の座を鑄べし

第二十七章

汝合歡木をもて長五キュビト 調五キュビトの壇を作るべしその壇は四角その高は三キュビトなるべし 其の四隅の上に其の角を作りてその角を其より出しめその壇には銅を著すべし 又灰を受る壺と火鏟と鉢と肉叉と火鼎を作るべし壇の器は皆銅をもて之を作るべし 汝壇のために銅をもて金網を作りその網の上にその四隅に銅の鎖を四箇作るべし 而してその網を壇の中程の邊の下に置て之を壇の半に達せしむべし 又壇のために杠を作るべし即ち合歡木をもて杠を造り銅をこれに著すべし 其の杠を鎖に貫きその杠を壇の兩旁にあらしめて之を昇べし 壇は汝板をもて之を空に造り汝が山にて示されしごとくにこれを造るべし

汝また幕屋の庭をつくるべし南に向ひては庭のために南の方に長百キュビトの細布の幕を設けてその一方

に當べし。その二十の柱およびその二十の座は銅にし其柱の鈎およびその桁は銀にすべし。又北の方にありて長百キュビトの幕をその縦に設くべしその二十の柱とその柱の二十の座は銅にし柱の鈎とその桁は銀にすべし。庭の横すなはちその西の方には五十キュビトの幕を設くべしその柱は十その座も十。また東に向ひては庭の東の方の潤は五十キュビトにすべし。而して此一方に十五キュビトの幕を設くべしその柱は三その座も三。又彼一方にも十五キュビトの幕を設くべしその柱は三その座も三。庭の門のために青紫、紅の練および麻の捻糸をもて織なしたる二十キュビトの幔を設くべしその柱は四その座も四。庭の四周の柱は皆銀の桁をもて續けその鈎を銀にしその座を銅にすべし。庭の縦は百キュビトその横は五十キュビト宛その高は五キュビト。麻の捻糸をもてつくりなしその座を銅にすべし。凡て幕屋に用ふるところの諸の器具並にその鈎および庭の鈎は銅をもて作るべし。

汝又イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をともしすべし。集會の幕屋に於て律法の前なる幕の外にアロンとその子等晩より朝までエホバの前にその燈火を燃ふべし是はイスラエルの子孫が世々たえず守るべき定例なり。

第二十八章

汝イスラエルの子孫の中より汝の兄弟アロンとその子等すなはちアロンとその子ナダブ、アビウ、エレアザル、イタマルを汝に至らしめて彼をして我にむかひて祭司の職をなさしむべし。汝また汝の兄弟アロンのために聖衣を製りて彼の身に顯榮と榮光あらしむべし。汝凡て心に智慧ある者すなはち我が智慧の靈を充しおきたる者等に語りてアロンの衣服を製しめ之を用てアロンを聖別て我に祭司の職をなさしむべし。彼等が製るべき衣服は是なり即ち胸牌エポデ、明衣、間格の裏衣、頭帽および帶、彼等汝の兄弟アロンとその子等のために聖衣をつくりて彼をして祭司の職を我にむかひてなすことをえせしむべし。即ち彼等金、青紫、紅の糸および麻糸をとりて用ふべし。

又金、青紫、紅の線および麻の捻糸をもて巧にエポデを織なすべし。エポデには二の肩帯をほどこしその兩の端を連ねて之を合すべし。エポデの上においてこれを束ぬるところの帶はその物同うしてエポデの製のごとくにすべし即ち金、青紫、紅の糸および麻の捻糸をもてこれを作るべし。汝二箇の葱疋をとりてその上にイスラエルの子等の名を織つくべし。即ち彼等の誕生にしたがひてその名六を一の玉に織りその遺餘の名六を外玉に織べし。玉に彫刻する人の印を刻が如くに汝イスラエルの子等の名をその二の玉に織つけその玉を金の槽に嵌べし。この二の玉をエポデの肩帯の上につけてイスラエルの子等の記念の玉とならしむべし即ちアロン、エホバの前にあひて彼等の名をその兩の肩に負て記念とならしむべし。汝金の槽を作るべし。而して純金を組紐の如き二箇の鏈を作りその組紐をかの槽につくべし。

汝また審判の胸牌を巧に織なしエポデの製のごとくに之をつくるべし即ち金、青紫、紅の線および麻の捻糸をもてこれを製るべし。是は四角にして二重なるべく其長は半キュビトその潤も半キュビトなるべし。汝またその中に玉を嵌て玉を四行にすべし即ち赤玉、黃玉、瑪瑙の一行を第一行とすべし。第二行は紅玉、青玉、金剛石、第三行は深紅玉、白瑪瑙、紫玉。第四行は黃綠玉、碧玉、凡て金の槽の中にこれを嵌べし。その玉はイスラエルの子等の名に當ひその名のごとくにこれを十二にすべし而してその十二の支派の各の名は印を刻ごとくにこれを織つくべし。汝純金を紐のごとくに組たる鏈を胸牌の上につくべし。また胸牌の上に金の環二箇を作り胸牌の兩の端にその二箇の環をつけ。かの金の紐二條を胸牌の端の二箇の環につくべし。而してその二條の紐の兩の端を二箇の槽に結びエポデの肩帯の上につけてその前にあらしむべし。又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の兩の端につくべし即ちそのエポデに對ふところの内之邊に之をつくべし。汝また金の環二箇を造りてこれをエポデの兩旁の下の方につけその前の方にてその聯接處に對ひてエポデの帶の上にあらしむべし。胸牌は青紫をもてその環によりて之をエポデの環に結びつけエポデの帶の上に

あらしむべし然せば胸牌エポデを離ること無るべし アロン聖所に入る時はその胸にある審判の胸牌にイスラエルの子等の名を帯てこれをその心の上に置きエホバの前に恒に記念とならしむべし 汝審判の胸牌にウリムとトンミムをいれアロンをしてそのエホバの前に入る時にこれをその心の上に置しむべしアロンはエホバの前に常にイスラエルの子孫の審判を帯てその心の上に置べし

エポデに屬する明衣は凡てこれを青く作るべし 頭をいる孔はその真中に設くべし又その孔の周圍には織物の縁をつけて鍔の領盤のごとくにして之を綻びざらしむべし その裾には青紫 紅の糸をもて石榴をつくりてその裾の周圍につけ又四周に金の鈴をその間々につくべし 即ち明衣の裾には金の鈴に石榴又金の鈴に石榴とその周圍につくべし アロン奉事をなす時にこれを著べし彼が聖所にいりてエホバの前に至る時また出きたる時にはその鈴の音聞ゆべし斯せば彼死することあらじ

汝純金をもて一枚の前板を作り印を刻がごとくにその上にエホバに聖と鑄つけ 之を青紐につけて頭帽の上にあらしむべし即ち頭帽の前の方にこれをつくべし 是はアロンの額にあるべしアロンはイスラエルの子孫が獻ぐるところの聖物すなはちその獻ぐる諸の聖き供物の上にあるところの罪を負べしこの板をば常にアロンの額にあらしむべし是エホバの前に其等の受納られんためなり 汝麻糸をもて裏衣を間格に織り麻糸をもて頭帽を織りまた帯を織工に織なすべし

汝またアロンの子等のために裏衣を製り彼らのために帯を製り彼らのために頭巾を製りてその身に顯榮と榮光あらしむべし 而して汝これを汝の兄弟アロンおよび彼ともなるその子等に着せ膏を彼等に澆ぎこれを立てこれを聖別てこれをして祭司の職を我になさしむべし 又かれらのためにその陰所を蔽ふ麻の褲を製り腰より膝に達らしむべし アロンとその子等は集會の幕屋に入る時又は祭壇に近づきて聖所に職事をなす時はこれを著べし斯せば彼をかうむりて死ることなからん是は彼および彼の後の子孫の永く守るべき例なり

第二十九章

汝かれらを聖別て彼らをして我にむかひて祭司の職をなさしむるには斯これに爲べし即ち若き牡牛と二の全き牡山羊を取り 無酵パン油を和たる無酵菓子および油を塗たる無酵煎餅を取べし是等は麥粉をもて製るべし 而してこれを一個の筐にいれ牡牛および二の牡山羊とともにこれをその筐のまゝに持きたるべし 汝またアロンとその子等を集會の幕屋の口に携きたりて水をもてかれらを洗ひ清め 衣服をとりて裏衣エポデに屬する明衣エポデおよび胸牌をアロンに着せエポデの帯を之に帯しむべし 而してかれの首に頭帽をかむらせその頭帽の上にかの聖金板を載しめ 澆油を取てこれを彼の首に傾け澆ぐべし 又かれの子等を携來りて之に裏衣を着せ 之に帯を帯しめ頭巾をこれにかむらすべし即ちアロンとその子等に斯なすべし祭司の職はかれらに歸す永くこれを例となすべし汝斯アロンとその子等を立べし

汝集會の幕屋の前に牡牛をひき來らしむべし而してアロンとその子等その牡牛の頭に手を按べし かくして汝集會の幕屋の口にてエホバの前にその牡牛を宰すべし 汝その牡牛の血をとり汝の指をもてこれを壇の角に塗りその血をばことごとく壇の下に澆ぐべし 汝またその臍腑を裏むところの諸の脂肝の上の網膜および二の腎とその上の脂を取てこれを壇の上に燔べし 但しその牡牛の肉とその皮および糞は營の外にて火に焼べし是は罪祭なり

汝かの牡山羊一頭を取るべし而してアロンとその子等その牡山羊の上に手を按べし 汝その牡山羊を宰しその血をとりてこれを壇の上の周圍に澆ぐべし 汝その牡山羊を切割きその臍腑とその足を洗ひて之をその肉の塊とその頭の上におくべし 汝その牡山羊を壇の上に悉く焼べし是エホバにたてまつる燔祭なり是は馨しき香にしてエホバにたてまつる火祭なり

汝また今一の牡山羊をとるべし而してアロンとその子等その牡山羊の頭の上に手を按べし 汝すなはちその牡山羊を殺しその血をとりてこれをアロンの右の耳の端およびその子等の右の耳の端につけ又その右の手の

二 大指と右の足の拇指につけその血を壇の周圍に灌ぐべし 又壇の上の血をとり灌油をとりて之をアロンとその衣服およびその子等とその子等の衣服に灌ぐべし 斯彼とその衣服およびその子等とその子等の衣服清淨なるべし
 三 汝その牡山羊の脂と脂の尾および其臟腑を裹る脂 肝の上の網膜 二箇の腎と其上の脂および右の腿を取べし 是は任職の牡山羊なり 汝またエホバの前にある無酵パンの筐の中よりパン一個と油ぬりたる菓子一箇と煎餅一個を取べし 汝これらを悉くアロンの手と其子等の手に授けこれを拵てエホバに拵祭となすべし 而して汝これらを彼等の手より取て壇の上にて燔祭にしくはへて焼くべし是エホバの前に懸しき香となるべし是すなはちエホバにたてまつる火祭なり

四 汝またアロンの任職の牡山羊の胸を取てこれをエホバの前に拵て拵祭となすべし是汝の受るところの分なり 汝その拵るところの拵祭の物の胸およびその擧るところの擧祭の物の腿すなはちアロンとその子等の任職の牡山羊の胸と腿を聖別つべし 是はアロンとその子等に歸すべしイスラエルの子孫永くこの例をぞるべきなり 是はイスラエルの子孫が酬恩祭の犠牲の中よりとるところの擧祭にしてエホバになすところの擧祭なり
 五 アロンの聖衣は其後の子孫に歸すべし子孫これを着て膏をそゝがれ職に任ぜらるべきなり アロンの子孫の中彼にかはりて祭司となり集會の幕屋にいらりて聖所に職をなす者は先七日の間これを着べし
 六 汝任職の牡山羊を取り聖所にてその肉を煮べし アロンとその子等は集會の幕屋の戸口においてその牡山羊の肉と筐の中のパンを食ふべし 罪を贖ふ物すなはち彼らを立て彼らを聖別るに用るところの物を彼らは食ふべし餘の人は食ふべからず其は聖物なればなり もし任職の肉あるひはパン且まで遺りをらばその遺者は火をもてこれを焼べし是は聖ければ食ふべからず
 七 汝わが凡て汝に命することくにアロンとその子等に斯なすべし即ちかれらのために七日のあひだ任職の禮をおこなふべし 汝日々に罪祭の牡牛一頭をさし上げて贖をなすべし又壇のために贖罪をなしてこれを清めこれ

に膏を灌ぎこれを聖別べし 汝七日のあひだ壇のために贖をなして之を聖別め至聖き壇とならしむべし凡て壇に捫る者は聖なるべし

八 汝が壇の上さまぐべき者は是なり即ち一歳の羔二を日々絶す献ぐべし 一の羔は朝にこれを献げ一の羔は夕にこれを献べし 一の羔に麥粉十分の一に搗たる油一ヒンの四分の一を和たるを添へ又灌祭として酒一ヒンの四分の一を添べし 今一の羔羊は夕にこれを献げ朝とおなじき素祭と灌祭をこれと共にさしげ馨しき香とならしめエホバに火祭たらしむべし 是すなはち汝らが代々絶す集會の幕屋の門口にてエホバの前に献ぐべき燔祭なり我其處にて汝等に會ひ汝と語ふべし 其處にて我イスラエルの子孫に會ん幕屋はわが榮光によりて聖なるべし 我集會の幕屋と祭壇を聖めん亦アロンとその子等を聖めて我に祭司の職をなさしむべし 我イスラエルの子孫の中に居て彼らの神とならん 彼等は我が彼らの神エホバにして彼等の中に住んとて彼等をエジプトの地より導き出せし者なることを知ん我はかれらの神エホバなり

第三十章

一 汝香を焚く壇を造るべし即ち合歡木をもてこれを造るべし 其の長は一キユビトその寬も一キユビトにして四角ならしめ其高は二キユビトにし其角は其より出しむべし 而してその上その四傍その角ともに純金を着せその周圍に金の縁を作るべし 汝またその兩面に金の縁の下に金の環二箇を之がために作るべし即ちその兩傍にこれを作るべし是すなはちこれを昇ところの杠を貫く所なり 其の杠は合歡木をもてこれを作りて之に金を着すべし 汝これを律法の櫃の傍なる幕の前に置て律法の上なる贖罪所に對はしむべし其處はわが汝に會ふ處なり アロン朝ごとにその上に懸しき香を焚べし彼燈火を盪ふる時はその上に香を焚べきなり アロン夕に燈火を燃す時はその上に香を焚べし是香はエホバの前に汝等が代々絶すべからざる者なり 汝等その上に異なる香を焚べからず燔祭をも素祭をも獻ぐべからず又その上に灌祭の酒を灌ぐべからず アロン年に一回贖罪の罪祭の血をもてその壇の角のために贖をなすべし 汝等代々年に一度是がために贖を

なすべし是はエホバに最も聖き者たるなり

二一 エホバ、モーセに告げ言たまはく 汝がイスラエルの子孫の数を數へじらぶるにあたりて彼等は各人の數へらるゝ時にその生命の贖をエホバにたてまつるべし是はその數ふる時にあたりて彼等の中に災害のあらざらんためなり 凡て數へらるゝ者の中に入る者は聖所のシケルに邁ひて半シケルを出すべし一シケルはラナリ即ち半シケルをエホバにたてまつるべし 凡て數へらるゝ者の中に入る者即ち二十歳以上の者はエホバに獻納物をなすべし 汝らの生命を贖ふためにエホバに獻納物をなすにあたりては富者も半シケルより多く出すべからず貧者も其より少く出すべからず 汝イスラエルの子孫より贖の金を取てこれを幕屋の用に供ふべし是はエホバの前にイスラエルの子孫の記念となりて汝らの生命を贖ふべし

二二 エホバ、モーセに告げ言たまはく 汝また銅をもて洗盤をつくりその臺をも銅になして洗ふことのために供へ之を集會の幕屋と壇との間に置てその中に水をいれおくべし アロンとその子等はそれに就て手と足を洗ふべし 彼等は集會の幕屋に入る時に水をもて洗ふことを爲て死をまぬかるべし亦壇にちかづきてその職をなし火祭をエホバの前に焚く時も然すべし 即ち斯その手足を洗ひて死を免かるべし是は彼とその子孫の代々に常に守るべき例なり

二三 エホバまたモーセに言たまひけるは 汝また重立たる香物を取れ即ち淨液藥五百シケル香しき肉桂その半二百五十シケル香しき苜蓿二百五十シケル 桂枝五百シケルを聖所のシケルに邁ひて取り又橄欖の油一ヒンを取べし 汝これをもて聖液膏を製るべしすなはち煎物を製る法にしたがひて香膏を製るべし是は聖液膏たるなり 汝これを集會の幕屋と律法の櫃に塗り 案とそのもろもろの器具燈臺とそのもろもろの器具および香壇 並に燔祭の壇とそのもろもろの器具および洗盤とその臺とに塗べし 汝是等を聖めて至聖らしむべし凡てこれに捫る者は聖くならん 汝アロンとその子等に膏をそそぎて 之を立て彼らをして我に祭司の職を

なさしむべし 汝イスラエルの子孫に告げていふべし是は汝らが代々我の爲に用ふべき聖液膏なり 是は人の身に澆ぐべからず汝等また此量をもて是に等き物を製るべからず是は聖し汝等これを聖物となすべし 凡て之に等き物を製る者凡てこれを餘人につくる者はその民の中より絶るべし

二四 エホバ、モーセに言たまはく汝ナタフ、シケレテ、ヘルベナの香物を取りその香物を淨き乳香に和あはすべしその量は各等からしむべきなり 汝これを以て香を製るべし即ち煎物を製る法にしたがひてこれをもて煎物を製り鹽をこれにはへ潔く且聖らしむべし 汝またその幾分を細に搗て我が汝に會ふところなる集會の幕屋の中にある律法の前にこれを供ふべし是は汝等において最も聖き者なり 汝が製るところの香は汝等その量をもてこれを自己のために製るべからず是は汝においてエホバのために聖き者たるなり 凡て是に均き者を製りてこれを喫ぐ者はその民の中より絶るべし

第三章

一 エホバ、モーセに告げ言たまひけるは 我ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレルを名指て召し 神の靈をこれに充して智慧と了知と知識と諸の類の工に長しめ 奇巧を盡して金銀及び銅の作をなすことを得せしめ 玉を切り嵌め木に彫刻みて諸の類の工をなすことを得せしむ 視よ我またダンの支派のアヒサマクの子アホリアブを與へて彼ともならしむ凡て心に智ある者に我智慧を授け彼等をして我が汝に命ずる所の事を盡くなさしむべし 即ち集會の幕屋律法の櫃その上の贖罪所幕屋の諸の器具 案ならびにその器具 純金の燈臺とその諸の器具および香壇 燔祭の壇とその諸の器具洗盤とその臺 供職の衣服祭司の職をなす時に用ふるアロンの聖衣およびその子等の衣服 および液膏ならびに聖所の塵しき香是等を我が凡て汝に命ぜしごとくに彼等製造すべきなり

二 エホバ、モーセに告げ言たまひけるは 汝イスラエルの子孫に告げいふべし汝等かならず吾安息日を守るべし是は我と汝等の間の代々の徴にして汝等に我の汝等を聖からしむるエホバなるを知しむる爲の者なればなり

一四 即ち汝等安息日を守るべし是は汝等に聖日なればなり凡て之を潰す者は必ず殺さるべし凡てその日に働作を
 一五 なす人はその民の中より絶るべし 一六 六日の間業をなすべし第七日は大安息にしてエホバに聖なり凡て安息日に
 一七 働作をなす者は必ず殺さるべし 一八 斯イスラエルの子孫は安息日を守り代々安息日を祝ふべし是永遠の契約なり
 一九 是は永久に我とイスラエルの子孫の間の徴たるなり其はエホバ六日の中に天地をつくりて七日に休みて安息
 二〇 に入たまひたればなり

二一 エホバ、シナイ山にてモーセに語ることを終たまひし時律法の板二枚をモーセに賜ふ是は石の板にして神
 二二 が手をもて書したまひし者なり

第三章

一 茲に民モーセが山を下ることの運びを見民集りてアロンの許に至り之に言けるは起よ汝われらを
 二 導く神を我情のために作れ其は我らをエジプトの國より導き上りし彼モーセ其人は如何になりしか
 三 知さればなり 四 アロンかれらに言けるは汝等の妻と息子息女等の耳にある金の環をとりはづして我に持きたれ
 五 と 六 是において民みなその耳にある金の環をとりはづしてアロンの許に持来りければ 七 アロンこれを彼等の
 八 手より取り鑄鑿をもて之が形を造りて横を鑄なしたるに人々言ふイスラエルよ是は汝をエジプトの國より導き
 九 ばりし汝の神なりと 一〇 アロンこれを見てその前に壇を築き而してアロン宣告て明日はエホバの祭禮なりと言ふ
 一一 是において人衆明朝早く起いでて燔祭を献げ酬恩祭を供ふ民坐して飲食し起て戯る

一二 エホバ、モーセに言たまひけるは汝往て下れよ汝がエジプトの地より導き出せし汝の民は惡き事を行ふな
 一三 り 彼等は早くも我が彼等に命ぜし道を離れ己のために横を鑄なしてそれを拜み共に犠牲を獻けて言ふイスラ
 一四 エルよ是は汝をエジプトの地より導きのばりし汝の神なりと 一五 エホバまたモーセに言たまひけるは我この民を
 一六 觀たり視よ是は項の強き民なり 一七 然ば我を阻るなかれ我かれらに向ひて怒を發して彼等を滅し盡さん而して汝
 一八 をして大なる國をなさしむべし 一九 モーセその神エホバの面を和めて言けるはエホバよ汝などて彼の大なる權能と

二〇 強き手をもてエジプトの國より導き出だしたまひし汝の民にむかひて怒を發したまふや 二一 何ぞエジプト人を
 二二 して斯言しむべけんや曰く彼は禍をくだして彼等を山に殺し地の面より滅し盡さんとて彼等を導き出せしなりと
 二三 然ば汝の烈き怒を息め汝の民にこの禍を下さんとせしを思ひ直したまへ 二四 汝の僕アブラハム、イサク、イスラ
 二五 エルを憶ひたまへ汝は自己さして彼等に誓ひて我天の星のごとくに汝等の子孫を増し又わが言ふところの此地を
 二六 ことごとく汝等の子孫にあたへて永くこれを有たしめんと彼等に言たまへりと 二七 エホバ是においてその民に
 二八 禍を降んとせしを思ひ直したまへり

二九 モーセすなはち身を轉して山より下れりかの律法の二枚の板その手にあり此板はその兩面に文字あり即ち
 三〇 此面にも彼面にも文字あり 三一 此板は神の作なりまた文字は神の書にして板に彫つてあり 三二 ヨシユア民の呼
 三三 ばる聲を聞てモーセにむかひ營中に戰爭の聲すと言ければ 三四 モーセ言ふ是は勝鬨の聲にあらす又敗北の號呼聲
 三五 にもあらす我が聞ところのものは歌唱ふ聲なりと 三六 斯てモーセ營に近づくに及びて横と舞踏を見れば怒を發
 三七 してその手よりの板を擲ちこれを山の下に碎けり 三八 而して彼等が作りし横をとりてこれを火に焼き碎きて粉
 三九 とにしてこれを水に撒きイスラエルの子孫に之をましむ

四〇 モーセ、アロンに言けるは此民汝に何をなしてか汝かれらに大なる罪を犯させしや 四一 アロン言けるは
 四二 吾主よ怒を發したまふ勿れ此民の惡なるは汝の知ところなり 四三 彼等われに言けらく我らを導く神をわれらの
 四四 ために作れ其は我らをエジプトの國より導き上りし彼モーセ其人は如何になりしか知さればなりと 四五 是におい
 四六 て我凡て金をもつ者はそれをとりはづせと彼等に言ければ則ちそれを我に與へたり我これを火に投たれば此横
 四七 出きたれりと

四八 モーセ民を視るに縦肆に事をなすアロン彼等をして縦肆に事をなさしめられたれば彼等はその敵の中に嘲笑と
 四九 なるなり 五〇 茲にモーセ營の門に立ち凡てエホバに歸する者は我に來れと言ければレビの子孫みな集りてかれ

に至る ^{二七} モーセすなはち彼等に言けるはイスラエルの神エホバ斯言たまふ汝等のおの剣を横たへて門より門と營の中を彼處此處に行めぐりて各人その兄弟を殺し各人その伴侶を殺し各人その隣人を殺すべしと ^{二八} レビの子孫すなはちモーセの言のごとくに爲たればその日民凡三千人殺されたり ^{二九} 是に於てモーセ言ふ汝等のおのその子をもその兄弟をも顧ずして今日エホバに身を献げ而して今日福社を得よ

^{三〇} 明日モーセ民に言けるは汝等は大きな罪を犯せり今我エホバの許に上りゆかんとす我なんぢらの罪を贖ふを得ることもあらん ^{三一} モーセすなはちエホバに歸りて言けるは嗚呼この民の罪は大なる罪なり彼等は自己のため金の神を作れり ^{三二} 然どかなは彼等の罪を赦したまへ然すば願くは汝の書しるしたまへる書の中より吾名を抹さりたまへ ^{三三} エホバ、モーセに言たまひけるは凡てわれに罪を犯す者をば我これをわが書より抹さらん ^{三四} 然ば今往て民を我が汝につけたる所に導けよ ^{三五} 吾使者 汝に先だちて往ん ^{三六} 但しわが罰をおこなふ日には我かれらの罪を罰せん ^{三七} エホバすなはち民を撃たまへり ^{三八} 是はかれら積を造りたるに因る ^{三九} 即ちアロンこれを造りしなり

第三章

^一 茲にエホバ、モーセに言たまひけるは汝がエジプトの國より導き上りし民此を起いでて我がアブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を汝の子孫に與へんと言しその地に上るべし ^二 我一の使を遣して汝に先だたしめん我カナン人アモリ人ヘテ人ベリジ人ヒビ人エブス人を逐はらひ ^三 なんぢらをして乳と蜜の流るゝ地にいたらしむべし我は汝の中に在りては共に上らじ汝は項の強き民なれば恐くは我途にて汝を滅すにいたらん ^四 民この惡き告を聞て憂へ一人もその妝飾を身につくる者なし ^五 エホバ、モーセに言たまひけるはイスラエルの子孫に言へ汝等は項の強き民なり我もし一刻も汝の中に在りて往ば汝を滅すにいたらん然ば今汝らの妝飾を身より取すて上然せば我汝に爲べきことを知んと ^六 是をもてイスラエルの子孫ホレブ山より以來はその妝飾を取すて居ぬ

^七 モーセ幕屋をとりてこれを營の外に張て營と遙に離れしめ之を集會の幕屋と名けたり凡てエホバに求むることのある者は出ゆきて營の外なるその集會の幕屋にいたる ^八 モーセの出で幕屋にいたる時には民みな起あがりてモーセが幕屋にいるまで各々その天幕の門口に立てかれを見る ^九 モーセ幕屋にいれば雲の柱くだりて幕屋の門口に立つ而してエホバ、モーセともいひたまふ ^{一〇} 民みな幕屋の門口に雲の柱の立つを見れば民みな起て各人その天幕の門口にて拜をなす ^{一一} 人がその友に言談ごとくにエホバ、モーセと面をあはせてものいひたまふ ^{一二} モーセはその天幕に歸りしがその僕なる少者ヌンの子ヨシユアは幕屋を離れざりき

^{一三} 茲にモーセ、エホバに言けるは視たまへ汝はこの民を導き上れと我に言たまひながら誰を我とともに遣したまふかを我にしらしめたまはず汝かつて言たまひけらく我名をもて汝を知る汝はまた我前に恩を得たりと ^{一四} 然ば我もし誠に汝の目の前に恩を得たらば願くは汝の道を我に示して我に汝を知しめ我をして汝の目の前に恩を得せしめたまへ又汝この民の汝の有なるを念たまへ ^{一五} エホバ言たまひけるは我 觀汝と共にゆくべし我汝をして安泰にならしめん ^{一六} モーセ、エホバに言けるは汝もしみづから行たまはずば我等を此より上らしめたまふ勿れ ^{一七} 我と汝の民とが汝の目の前に恩を得ることは如何にして知るべきや是汝が我等とともに往たまひて我と汝の民とが地の諸の民に異る者となるに由るにあらずや

^{一八} エホバ、モーセに言たまひけるは汝が言ることの事をも我爲ん汝はわが目の前に恩を得たればなり我名をもて汝を知なり ^{一九} モーセ願くは汝の榮光を我に示したまへと言ければ ^{二〇} エホバ言たまはく我わが諸の善を汝の前に通らしめエホバの名を汝の前に宣ん我は恵んとする者を恵み憐まんとする者を憐むなり ^{二一} 又言たまはく汝はわが面を見ることあたはず我を見て生る人あらざればなり ^{二二} 而してエホバ言たまひけるは視よ我が傍に一の處あり汝の影の上に立べし ^{二三} 吾榮光其處を過る時に我なんぢを營の穴にいれ我が過る時にわが手をもて汝を蔽はん ^{二四} 而してわが手を除る時に汝わが背後を見るべし吾面は見るべきにあらず

第三章

一 茲にエホバ、モーセに言たまひけるは汝石の板二枚を前のごとくに研て作れ汝が碎きし彼の前の板にありし言を我その板に書さん 詰朝までに準備をなし朝の中にシナイ山に上り山の巔に於て吾前に立て 誰も汝とともに上るべからず又誰も山の中に居べからず又その山の前にて羊や牛を牧ふべからず

二 モーセすなはち石の板二枚を前のごとくに研て造り朝早く起て手に二枚の石の板をとりエホバの命じたまひしごとくにシナイ山にのぼりゆけり

三 エホバ雲の中にありて降り彼とともに其處に立ちてエホバの名を宣たまふ

四 エホバすなはち彼の前を過て宣たまはくエホバ、エホバ憐憫あり恩恵あり怒ることの遅く恩恵と眞實の大なる神 恩恵を千代までも施し惡と過と罪とを赦す者又罰すべき者をば必ず赦すことをせず父の罪を子に報い子の子に報いて三四代におよぼす者

五 モーセ急ぎ地に躬を鞠めて拜し 言けるはエホバよ我もし汝の目の前に恩を得たらば願くは主我等の中にいまして行たまへ是は項の強き民なればなり我等の惡と罪を赦し我等を汝の所有となしたまへ

六 エホバ言たまふ視よ我契約をなす我未だ全地に行はれし事あらず何の國民の中にも行はれし事あざるところの奇跡を汝の總帥の民の前に行ふべし汝が住ところの國民みなエホバの所行を見ん我が汝をもて爲ところの事は怖るべき者なればなり

七 汝わが今日汝に命ずるところの事を守れ視よ我アモリ人カナン人ヘテ人ベリジ人ヒビ人エブス人を汝の前より逐はらふ

八 汝みづから慎め汝が往ところの國民と契約をむすぶべからず恐くは汝の中において機檻となることあらん

九 汝らかへつて彼等の祭壇を崩しその偶像を毀ちそのアシラ像を研たふすべし

一〇 汝は他の神を拜むべからず其はエホバはその名を嫉妬と言て嫉妬神なればなり

一一 然ば汝その地の居民と契約を結ぶべからず恐くは彼等がその神々を慕ひて其と姦淫をおこなひその神々に犠牲をさぐる時に汝を招きてその犠牲に就て食はしむる者あらん

一二 又恐くは汝が汝の女子等を汝の息子等に妻すことありて彼等の女子等その神々を慕ひて姦淫を行ひ汝の息子等をして彼等の神々を慕て姦淫をおこなはしむるにいたらん

一三 汝おのれのために神々を録なすべからず

一四 汝無酵パンの節筵を守るべし即ち我が汝に命ぜしごとくアビブの月のその期におよびて七日の間無酵パンを食ふべし其は汝アビブの月にエジプトより出たればなり

一五 首出たる者は皆吾の所有なり亦汝の家畜の首出の牡なる者も牛羊ともに皆しかり

一六 但し驢馬の首出は羔羊をもて贖ふべし若し贖はずばその頸を折べし汝の息子の中の初子は皆贖ふべし我前に空手にて出るものあるべからず

一七 六日の間汝働作をなし第七日に休むべし耕耘時にも收穫時にも休むべし

一八 汝七週の節筵すなはち麥秋の初穂の節筵を爲し又年の終に收藏の節筵をなすべし

一九 年に三回汝の男子みな主エホバ、イスラエルの神の前に出べし

二〇 我國々の民を汝の前より逐はらひて汝の境を試くせん汝が年に三回のぼりて汝の神エホバのまへに出る時には誰も汝の國を取んとする者あらじ

二一 汝わが犠牲の血を有酵パンとともに供ふべからず又逾越の節の犠牲は明朝まで存しおくべからざるなり

二二 汝の土地の初穂の初を汝の神エホバの家に携ふべし汝山羊羔をその母の乳にて養ふべからず

二三 斯てエホバ、モーセに言たまひけるは汝是等の言語を書しるせ我是等の言語をもて汝およびイスラエルと契約をむすべばなり

二四 彼はエホバとともに四十日四十夜其處に居しが食物をも食す水をも飲ざりきエホバその契約の詞なる十誡をかの板の上に書したまへり

二五 モーセその律法の板二枚を己の手に執てシナイ山より下りしがその山より下りし時にモーセはその面の己がエホバと言ひしによりて光を發つを知ざりき

二六 アロンおよびイスラエルの子孫モーセを見てその面の皮の光を發つを視怖れて彼に近づかさざりしかば

二七 モーセかれらを呼りアロンおよび會衆の長等すなはちモーセの所に歸りたればモーセ彼等と言ふ

二八 斯ありて後イスラエルの子孫みな近よりければモーセ、エホバがシナイ山にて己に告たまひし事等を盡くこれに諭せり

二九 モーセかれらと語ふことを終て覆面帕をその面にあてたり

三〇 但し

モーセはエホバの前にいりてともに語る事ある時はその出るまで覆面帕を除きてをりまた出きたりてその命ぜられし事をイスラエルの子孫に告ぐ 一五 イスラエルの子孫モーセの面を見るにモーセの面の皮光を發つモーセは入てエホバと言ふまでまたその覆面帕を面にあてをる

第三章

一 モーセ、イスラエルの子孫の會衆を盡く集てこれに言ふ是はエホバが爲せと命じたまへる言なり 二 即ち六日の間は働作を爲べし第七日は汝等の聖日エホバの大安息日なり凡てこの日に働作をなす者は殺さるべし 三 安息日には汝等の一切の住處に火をたく可らず

四 モーセ、イスラエルの子孫の會衆に偏く告て言ふ是はエホバの命じたまへるところの事なり 五 曰く汝等が有る物の中より汝等エホバに獻ぐる者を取べし凡て心より願ふ者は其を携へきたりてエホバに獻ぐべし即ち金銀銅 青紫 紅の線 麻糸 山羊の毛 赤染の牡羊の皮 羶の皮 合歡木 燈油 漚膏と馨しき香をつくる香物 葱珞エポデと胸牌に嵌る玉

六 凡て汝等の中の心に智慧ある者來りてエホバの命じたまひし者を悉く造るべし 七 即ち幕屋その天幕その頂蓋その鈎その版その横木その柱その座 八 かの櫃とその杠 九 贖罪所障蔽の幕 一〇 案子とその杠およびその諸の器具供前のパン 一一 燈明の臺その器具とその蓋および燈火の油 一二 香壇とその杠 一三 漚膏馨しき香幕屋の入口の幔 一四 燔祭の壇およびその銅の網その杠その諸の器具洗盤とその臺 一五 庭の幕その柱その座庭の口の幔 一六 幕屋の釘庭の釘およびその紐 一七 聖所にて職をなすところの供職の衣即ち祭司の職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖衣および其子等の衣服

一八 斯てイスラエルの子孫の會衆みなモーセの前を離れて去しが 一九 凡て心に感したる者凡て心より願ふ者は來りてエホバへの獻納物を携へいたり集會の幕屋とその諸の用に供へ又聖衣のために供へたり 二〇 即ち凡て心より願ふ者は男女ともに環卸耳環指環頸玉諸の金の物を携へいたり又凡て金の獻納物をエホバに爲す者も

然せり 二一 凡て青紫 紅の線および麻絲 山羊の毛 赤染の牡羊の皮 羶の皮ある者は是を携へいたり 二二 凡て銀および銅の獻納物をなす者はこれを携へきたりてエホバに獻げ又物を造るに用ふべき合歡木ある者は其を携へいたり 二三 また凡て心に智慧ある婦女等はその手をもて紡ぐことをなしその紡きたる者なる青紫 紅の線および麻絲を携へきたり 二四 凡て智慧ありて心に感したる婦人は山羊の毛を紡げり 二五 又長たる者どもは葱珞およびエポデと胸牌に嵌べき玉を携へいたり 二六 燈火と漚膏と馨しき香とに用ふる香物と油を携へいたり 二七 斯てイスラエルの子孫悦んでエホバに獻納物をなせり即ちエホバがモーセに藉て爲せと命じたまひし諸の工事をなさしむるために物を携へきたらんと心より願ふところの男女は皆是のごとくになしたり

二八 モーセ、イスラエルの子孫に言ふ視よエホバ、ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレルを名指て召たまひ 二九 神の靈をこれに充して智慧と了知と知識と諸の工事に長しめ 三〇 奇巧を盡して金銀および銅の作をなすことを得せしめ 三一 玉を切り嵌め木に彫刻みて諸の類の工をなすことを得せしめ 三二 彼の心を明かにして教ふることを得せしめたまふ彼とダンの支派のアヒサマクの子アホリアブ俱に然り 三三 斯智慧の心を彼等に充して諸の類の工事をなすことを得せしめたまふ即ち彫刻文織および青紫 紅の線と麻絲の刺繡並に機織等凡て諸の類の工をなすことを得せしめ奇巧をこれに盡さしめたまふなり

第三章

一 備ベザレルとアホリアブおよび凡て心の願ふ人即ちエホバが智慧と了知をあたへて聖所の用に供ふるところの諸の工をなすことを知得せしめたまへる者等はエホバの凡て命じたまひし如くに事をなすべかりし

二 モーセすなはちベザレルとアホリアブおよび凡て心の願ふ人すなはちその心にエホバが智慧をさづけたまひし者凡そ來りてその工をなさんと心に望ところの者を召よせたり 三 彼等は聖所の用にそなふるところの工事をなさしむるためにイスラエルの子孫が携へきたりし諸の獻納物をモーセの手より受とりしが民は尙また朝

ごとく自意の獻納物をモーセに持きたる 是に於て聖所の諸の工をなすところの智き人等みな各々その爲ところの工をやめて來り モーセに告て言けるは民餘りに多く持きたればエホバが爲せと命じたまひし工事をなすに用ふるに餘ありと

モーセすなはち命を傳へて營中に宣布しめて云く男女ともに今よりは聖所に獻納物をなすに及ばずと是をもて民は携へきたることを止たり 其はその有ところの物すでに一切の工をなすに足て且餘あればなり

猶彼等の中心に智慧ありてその工を爲るところの者十の幕をもて幕屋を造れりその幕は麻の捻糸と青紫紅の絲をもて巧にケルピムを織なして作れる者なり

その幕は各々長二十八キユビトその幕は各々寛四キユビトその幕はみな寸尺一なり

而してその幕五箇を互に連ねあはせ又その幕五箇をたがひに連ねあはせ一聯の幕の邊においてその連絡處の端に青色の繻を造り又他の一聯の幕の邊においてその連絡處にこれを造れり

一聯の幕に繻五十をつくりまた他の一聯の幕の連絡處の邊にも繻五十をつくりその繻は彼と此と相對す

而して金の鈎五十をつくりその鈎をもてその幕を彼と此と相連ねたれば一箇の幕屋となる

又山羊の毛をもて幕をつくりて幕屋の上の天幕となせりその造れる幕は十一なり

その幕は各々長三十キユビトその幕はおのおの寛四キユビトにして十一の幕は寸尺同一なり

その幕五を一幅に連ねまたその幕六を一幅に連ね

その幕の邊において連絡處に繻五十をつくり又次の一連の幕の邊にも繻五十をつくり

銅の鈎五十をつくりてその天幕をつらねあはせて一とならしめ

赤染の牡羊の皮をもてその天幕の頂蓋をつくりてその上に雜の皮の蓋を設けたり

又合歡木をもて幕屋の堅板をつくれり

板の長は十キユビト板の寛は一キユビト半

一の板に二の榫ありて彼と此と交指ふ幕屋の板には皆かくのごとく造りなせり

又幕屋のために板を作れり即ち南に於て南の方に板二十枚

その二十枚の板の下に銀の座四十をつくれり即ち此板の下にも二の座ありてその二の榫を承け

二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

彼板の下にも二の座ありてその二の榫を承く

幕屋の他の方すなはちその北の方のためにも板二十枚を作れり

又その銀の座四十をつくれり即ち此板の下にも二の座あり

又幕屋の後面すなはちその西のために板六枚をつくり

幕屋の後の兩隅のために板二枚宛をつくれり

その二枚は下にて相合しその頂まで一に連なれり一箇の環に於て然りその二枚ともに是のごとし是等は二隅のたんに設けたる者なり

その板は八枚ありその座は銀の座十六座あり各々の板の下に二の座あり

又合歡木をもて横木を作れり即ち幕屋の此方の板のために五本を設け

幕屋の彼方の板のために横木五本を設け幕屋の後すなはちその西の板のために横木五本を設けたり

又中間の横木をつくりて板の眞中において端より端まで通らしめ

而してその板に金を着せ金をもて之がために鎖をつくりて横木をこれに貫き又その横木に金を着たり

又青紫紅の絲および麻の捻糸をもて幕をつくり巧にケルピムをその上に織いだし

それがために合歡木をもて四本の柱をつくりてこれに金を着せたりその鈎は金なり又銀をもてこれがために座四を鑄たり

又青紫紅の絲および麻の捻糸をもて幕屋の入口に掛る幔を織なし

その五本の柱とその鈎とを造りその柱の頭と桁に金を着せたり但しその五の座は銅なりき

第三十七章

ベザレル合歡木をもて櫃をつくれりその長は二キユビト半その寛は一キユビト半、その高は一キユビト半

而して純金をもてその内外を蔽ひてその上の周圍に金の縁を造れり

又金の環四箇を鑄てその四の足につけたり即ち此旁に二箇の輪

彼旁に二箇の輪を付く

又合歡木をもて柱を作りてこれに金を着せ

その柱を櫃の傍の環にさし入れて之をもて櫃をかくべからしむ

又純金をもて贖罪所を造れりその長は二キユビト半その寛は一キユビト半なり

又金をもて二箇のケルピムを作れり即ち櫃にて打て之を贖罪所の兩傍に作り

一箇のケルピムを此方の末に一箇のケルピムを彼方の末に置り即ち贖罪所の兩傍にケルピムを作れり

九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

ケルビムは翼を高く展べ其翼をもて贖罪所を掩ひ其面をたがひに相向く即ちケルビムの面は贖罪所に向ふ
 一〇 又合歡木をもて案を作れり其長は二キユビト其寛は一キユビト其高は一キユビト半 而て純金を之に着せ其周圍に金の縁をつけ 又其四圍に掌寛の邊を作り其邊の周圍に金の小縁を作れり 而て之が爲に金の環四箇を鑄其足の四隅に其環を付たり 即ち環は邊の側に在て案を昇く杠を入る處なり 而て合歡木をもて案を昇く杠を作りて之に金を着せたり 又案の上の器具即ち皿匙杓及び酒を灌ぐ壺を純金にて作れり
 一七 又純金をもて一箇の燈臺を造れり即ち槌をもて打て其燈臺を作れり其臺座軸彎節及び花は其に連る六の枝その旁より出づ即ち燈臺の三の枝は此旁より出で燈臺の三の枝は彼旁より出づ 巴旦杏の花の形せる三の彎節および花とともに此枝にあり又巴旦杏の花の形せる三の彎節および花とともに彼枝にあり燈臺より出る六の枝みな斯のごとし 巴旦杏の花の形せる四の彎節および花とともに燈臺にあり 兩箇の枝の下に一箇の節あり又兩箇の枝の下に一箇の節あり又兩箇の枝の下に一箇の節あり燈臺より出る六の枝みな是のごとし 三 其の節と枝とは其に連れり皆槌にて打て純金をもて造れり 又純金をもて七箇の燈臺と燈鉤と剪燈盤を造れり 燈臺とその諸の器具は純金一タラントをもて作れり
 三三 又合歡木をもて香壇を造れり其長一キユビトその寛一キユビトにして四角なりその高は二キユビトにしてその角は其より出づ 其上その四旁その角ともに純金を着せその周圍に金の縁を作れり 又その兩面に金の縁の下に金の環二箇をこれがために作り即ちその兩旁にこれを作る是すなはち之を昇ところの杠を買くところなり 又合歡木をもてその杠をつくりて之に金を着せたり 又薫物をつくる法にしたがひて聖潔膏と香油の清き香とを製れり

第三十八章

一 又合歡木をもて燔祭の壇を築けりその長は五キユビト其寛は五キユビトにして四角その高は三キユビト 而してその四隅の上に其の角を作りてその角を其より出しめその壇には銅を着せたり

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

又その壇の諸の器具すなはち壺と火鏟と鉢と肉又と火鼎を作れり壇の器はみな銅にて造る 又壇のために銅の網をつくりこれを壇の中程の邊の下に置きて壇の半に達せしめ 其の網の四隅に四箇の環を鑄て杠を買く處となし 合歡木をもてその杠をつくりて之に銅を着せ 壇の兩旁の環にその杠をつらぬきて之を昇べからしむその壇は板をもてこれを空につくれり
 八 また銅をもて洗盤をつくりその臺をも銅にす即ち集會の幕屋の門にて役事をなすところの婦人等の鏡をもて之を作れり
 一〇 又庭を作れり南に於ては庭の南の方に百キユビトの細布の幕を設く 其の柱は二十その座は二十にして共に銅なりその柱の鉤および桁は銀なり 北の方には百キユビトの幕を設く其の柱は二十その座は二十にして共に銅なりその柱の鉤と桁は銀なり 西の方には五十キユビトの幕を設く其の柱は十その座は十その柱の鉤と桁は銀なり 東においては東の方に五十キユビトの幕を設く 而してこの一旁に十五キユビトの幕を設く其の柱は三その座も三 又かの一旁も十五キユビトの幕を設く其の柱は三その座も三 即ち庭の門の此旁彼旁ともに然り 庭の周圍の幕はみ細布なり 柱の座は銅 柱の鉤と桁は銀 柱の頭の包は銀なり庭の柱はみな銀の桁にて連る 庭の門の棧は青紫紅の絲および麻の撚絲をもて織なしたる者なり其の長は二十キユビトその寛における高は五キユビトにして幕の幕と等し 其の柱は四その座は四にして共に銅其の鉤は銀その頭の包と桁は銀なり 幕屋およびその周圍の庭の釘はみな銅なり
 二二 幕屋につける物すなはち律法の幕屋につける物を量るに左のごとし祭司アロンの子イタマル、モーセの命にしたがひてレビ人を率ゐ用ひてこれを量れるなり 二 ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレル凡てエホバのモーセに命じたまひし事等をなせり 三 ダンの支派のアヒサマクの子アホリアブ彼とともにありて雕刻織文をなし青紫紅の絲および麻絲をもて文繡をなせり

聖所の諸の工作をなすに用たる金は聖所のシケルにしたがひて言ば都合二十九タラント七百三十シケルなり是すなはち献納たる所の金なり 會衆の中の核數られし者の献げし銀は聖所のシケルにしたがひて言ば百タラント千七百七十五シケルなり 凡て數らるゝ者の中に入し者即ち二十歳以上の者六十萬三千五百五十人ありたれば聖所のシケルにしたがひて言ば一人に一ベカとなる是すなはち半シケルなり 百タラントの銀をもて聖所の座と幕の座を鑄たり百タラントをもて百座をつくれば一座すなはち一タラントなり 又千七百七十五シケルをもて柱の鉤をつくり柱の頭を包み又柱を連ねあはせたり 又獻納たる所の銅は七十タラント二千四百シケルなり 是をもちひて集會の幕屋の門の座をつくり銅の壇とその銅の網および壇の諸の器具をつくり 庭の周圍の座と庭の門の座および幕屋の諸の釘と庭の周圍の諸の釘を作れり

第三九章

エホバのモーセに命じたまひしごとくせり

又金青 紫 紅の緯および麻の捻絲をもてエポデを製り 金を薄片に打展べ剪て織となしこれを青紫 紅の緯および麻の捻絲に和てこれを織なし 又これがために肩帯をつくりて之を連ねその兩の端において之を連ぬ エポデの上において之を束ぬるところの帯はその物同じうして其の製のごとし即ち金青 紫 紅の緯および麻の捻絲をもて製る者なりエホバのモーセに命じたまひしごとくなり

又葱荊を環て金の槽に嵌め印を刻がごとくにイスラエルの子等の名をこれに鑄つけ これをエポデの肩帯の上につけてイスラエルの子孫の記念の玉とならしむエホバのモーセに命じたまひしごとし

また胸牌を巧に織なしエポデの製のごとくに金青 紫 紅の緯および麻の捻絲をもてこれを製れり 胸牌は四角にして之を二重につくりたれば二重にしてその長半キユビトその闊半キユビトなり その中に玉四行を嵌む即ち赤玉 黄玉 瑪瑙の一行を第一行とす 第二行は 紅玉 青玉 金剛石 第三行は 深紅玉

白瑪瑙 紫玉 第四行は 黄綠玉 葱荊 碧玉 凡て金の槽の中にこれを嵌たり その玉はイスラエルの子等の名にしたがひ其名のごとくに之を十二になし而して印を刻がごとくにその十二の支派の各の名をこれに鑄つけたり 又純金を織のごとくに組たる緯を胸牌の上につけたり 又金をもて二箇の槽をつくり二の金の環をつくりその二の環を胸牌の兩の端につけ かの金の紐二條を胸牌の端の二箇の環につけたり 而してその二條の紐の端を二箇の槽に結びエポデの肩帯の上につけてその前にあらしむ 又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の兩の端につけたり即ちそのエポデに對ふところの内の邊にこれをつく また金の環二箇を造りてこれをエポデの兩傍の下の方につけてその前の方にてその聯接處に對てエポデの帯の上にあらしむ 胸牌は青緯をもてその環によりて之をエポデの環に結つけエポデの帯の上にあらしめ胸牌をしてエポデを離るゝことなからしむエホバのモーセに命じたまひしごとし

又エポデに屬する明衣は凡てこれを青く織なせり 上衣の孔はその真中にありて鍔の領盤のごとしその孔の周圍に緯ありて綻びざらしむ 而して明衣の裾に青 紫 紅の捻絲をもて石榴を作りつけ 又純金をもて鈴をつくりその鈴を明衣の裾の石榴の間につけ周圍において石榴の間々にこれをつけたり 即ち鈴に石榴鈴に石榴と供職の明衣の裾の周圍につけたりエホバのモーセに命じたまひしごとし

又アロンとその子等のために織布をもて裏衣を製り 細布をもて頭帽を製り細布をもて美しき頭巾をつくり麻の捻絲をもて帯をつくり 麻の捻絲および青 紫 紅の緯をもて帯を織なせりエホバのモーセに命じたまひしごとし

又純金をもて聖冠の前板をつくり印を刻がごとくにその上にエホバに聖といふ文字を書つけ 之に青緯をつけて之を頭帽の上に結つけたりエホバのモーセに命じたまひし如し

斯おこなへり 人衆幕屋と天幕とその諸の器具をモーセの許に携へいたる即ちその鉤その板その横木その柱
 その座 赤染の牡羊の皮の蓋の障蔽の幕 律法の櫃とその杠贖罪所 案とその諸の器具供前の
 パン 純金の燈臺とその盥すなはち陳列る 燈臺とその諸の器具ならびにその燈火の油 金の壇 澆膏 香
 幕屋の門の幔子 銅の壇 その銅の網とその杠およびその諸の器具 洗盤とその盥 庭の幕とその柱とその座
 庭の門の幔子 その柱とその釘ならびに幕屋に用ふる諸の器具 集會の天幕のために用ふる者 聖所にて職を
 なすところの供職の衣服即ち祭司の職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖衣およびその子等の衣服 斯
 エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくにイスラエルの子孫その諸の工事をなせり モーセその一切の工作
 を見るにエホバの命じたまひしごとくに造りてあり即ち是のごとくに作りてあればモーセ人衆を祝せり

第四〇章

茲にエホバ、モーセに告て言たまひけるは 正月の元日に汝集會の天幕の幕屋を建てし
 而して汝その中に律法の櫃を置る幕をもてその櫃を障蔽し 又案を携へり陳設の物を陳設け
 且燈臺を携へりてその 燈臺を置るべし 汝また金の香壇を律法の櫃の前に置る幔子を幕屋の門に掛け
 祭の壇を集會の天幕の幕屋の門の前に置る 洗盤を集會の天幕とその壇の間に置るて之に水をいれ 庭
 の周圍に藩籬をたて庭の門に幔子を垂れ 而して澆膏をとりて幕屋とその中の一切の物に澆ぎて其とその諸
 の器具を聖別べし是聖物とならん 汝また燔祭の壇とその一切の器具に膏をそそぎてその壇を聖別べし壇は
 至聖物とならん 又洗盤とその盥に膏をそそぎて之を聖別め アロンとその子等を集會の幕屋の門につれき
 たりて水をもて彼等を洗ひ アロンに聖衣を着せ彼に膏をそそぎてこれを聖別め彼をして祭司の職を我になさ
 しむべし 又かれの子等をつれきたりて之に明衣を着せ その父になせると共に之に膏を澆ぎて祭司の職
 を我になさしむべし彼等の膏そそがれて祭司たることは代々變らざるべきなり モーセかく行へり即ちエホバ
 の己に命じたまひし如くに爲たり

第二年の正月にいたりてその月の元日に幕屋建ぬ 乃ちモーセ幕屋を建てその座を置るその板をたてそ
 の横木をさしこみその柱を立て 幕屋の上に天幕を張り天幕の蓋をその上にほどせりエホバのモーセに命じ
 給ひし如し 而してかれ律法をとりて櫃に蔽め杠を櫃につけ贖罪所を櫃の上に置る 櫃を幕屋に携へり
 障蔽の幕を垂て律法の櫃を隠せりエホバのモーセに命じたまひしごとし 彼また集會の幕屋において幕屋の北
 の方にてかの幕の外に案を置る 供前のパンをその上にエホバの前に陳設たりエホバのモーセに命じたまひし
 如し 又集會の幕屋において幕屋の南の方に燈臺をおきて案にむかはしめ 燈臺をエホバの前にかゝげた
 りエホバのモーセに命じたまひしごとし 又集會の幕屋においてかの幕の前に金の壇を居る 其の上に馨し
 き香を焚りエホバのモーセに命じたまひしごとし 又幕屋の門に幔子を垂れ 集會の天幕の幕屋の門に燔祭
 の壇を置るその上に燔祭と素祭をさしげたりエホバのモーセに命じたまひし如し 又集會の天幕とその壇の間
 に洗盤をおき其に水をいれて洗ふことの爲にす モーセ、アロンおよびその子等其につきて手足を洗ふ 即
 ち集會の幕屋に入る時または壇に近づく時に洗ふことをせりエホバのモーセに命じたまひしごとし 又幕屋
 と壇の周圍の庭に藩籬をたて庭の門に幔子を垂ぬ是モーセその工事を竣たり
 斯て雲集會の天幕を蓋てエホバの榮光幕屋に充たり モーセは集會の幕屋に在ることを得ざりき是雲
 その上に止り且エホバの榮光幕屋に盈たればなり 雲幕屋の上より昇る時にはイスラエルの子孫途に進めり
 其途々凡て然り 然ど雲の昇らざる時にはその昇る日まで途に進むことをせざりき 即ち雲は幕屋の上に
 エホバの雲あり夜はその中に火ありイスラエルの家の者皆これを見るその途々すべて然り
 出埃 及記 をはり

利未記

第一章

エホバ集會の幕屋よりモーセを呼びこれに告て言たまはく
 イスラエルの子孫に告てこれに言
 へ汝等の中の人もし家畜の禮物をエホバに供んとせば牛あるひは羊をとりてその禮物となすべし
 もし牛の燔祭をもてその禮物になさんとせば全き牡牛を供ふべしすなはち集會の幕屋の門にてこれをエホ
 バの前にその受納たまふやうに供ふべし
 彼の燔祭とする者の首に手を按べし然ば受納られて彼のために
 贖罪とならん
 彼エホバの前にその情を幸るべし又アロンの子等なる祭司等は其の血を携へきたりて集會の幕
 屋の門なる壇の四圍にその血を灑ぐべし
 彼またその燔祭の牲の皮を剥ぎこれを切わかつべし
 祭司アロン
 の子等壇の上に火を置きその火の上に薪柴を陳べ
 而してアロンの子等なる祭司等その切わかてる者その首お
 よびその脂を壇の上なる火の上にある薪の上に乗べし
 その臟腑と足はこれを水に洗ふべし斯て祭司は一切
 を壇の上に焼て燔祭となすべし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

またその禮物もし群の羊あるひは山羊の燔祭ならば全き牡を供ふべし
 彼壇の北の方においてエホバの
 前にこれを幸るべしアロンの子等なる祭司等は其の血を壇の四圍に灑ぐべし
 彼また之を切わかちその首とそ
 の脂を載とるべし而して祭司これを皆壇の上なる火の上にある薪柴の上に陳ぶべし
 またその臟腑と足はこれ
 を水に洗ひ祭司一切を携へきたりて壇の上に焼べし是を燔祭となす是即ち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり
 若また禽を燔祭となしてエホバに獻るならば鴨鳩または雉鷄を携へ來りて禮物となすべし
 祭司はこ
 れを壇にたづさへゆきてその首を切やぶりこれを壇の上に焼べしまたその血はこれをしほりいだして壇の一方に
 ぬるべし
 またその穀袋とその内の物はこれを除きて壇の東の方なる灰棄處にこれを棄べし
 またその翼は
 切はなすこと无にこれを割べし而して祭司これを壇の上にて火の上なる薪柴の上に焼べし是を燔祭となす是すな
 はち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

第二章

人素祭の禮物をエホバに供ふる時は麥粉をもてその禮物となしその上に油をそまぎ又その上に
 乳香を加へ
 これをアロンの子等なる祭司等の許に携へゆくべし斯てまた祭司はその麥粉と油
 一握をその一切の乳香とともに取り之を記念の分となして壇の上に焼べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき
 香たるなり
 素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是はエホバに獻る火祭の一にして至聖物たるなり
 汝もし爐に焼たる物をもて素祭の禮物となさんとせば麥粉に油を和て作れる無酵菓子および油を抹たる
 無酵煎餅を用ふべし
 汝の素祭とする禮物もし餅に焼たる物ならば麥粉に油を和て餅いれず作れる者を用ふ
 べし
 汝これを細に割てその上に油をそまぐべし是を素祭となす
 汝の素祭とする禮物もし釜に煮たる物な
 らば麥粉と油をもて作れる者を用ふべし
 汝これ等の物をもて作れる素祭の物をエホバに携へいたるべし是を
 祭司に授さば祭司はこれを壇にたづさへ往き
 その素祭の中より記念の分をとりて壇の上に焚べし是すなはち
 火祭にしてエホバに馨しき香たるなり
 素祭の餘はアロンとその子等に飯すべし是はエホバにさゝぐる火祭の
 一にして至聖物たるなり

月そ汝等がエホバにたづさへいたる素祭は都て餅いれて作るべからず汝等はエホバに獻る火祭の中に餅
 または蜜を入れて焚べからず
 但し初熟の禮物をそなふる時には汝等これをエホバにそなふべし然と馨しき香の
 ためにこれを壇にそなふる事はなすべからず
 汝素祭を獻るには凡て鹽をもて之に味くべし汝の神の契約の鹽
 を汝の素祭に缺こと勿れ汝禮物をなすには都て鹽をそなふべし
 汝初穂の素祭をエホバにそなへんとせば穂を火にやきて殻をさりたる者をもて汝の初穂の禮物にそなふべ
 し
 汝また油をその上にほどこし乳香をその上加ふべし是を素祭となす
 祭司はその殻を去たる穀物の中
 および油の中よりその記念の分を取りその一切の乳香とともにこれを焚べし
 是すなはちエホバにさゝぐる火祭

なり

第三章

人もし酬恩祭の犠牲を献るに當りて牛をとりて之を献るならば牝牡にかゝはらずその全き者をエホバの前に供ふべし 二 すなはちその禮物の首に手を按き集會の幕屋の門にこれを宰るべし而してアロンの子等なる祭司等その血を壇の周圍に瀉ぐべし 三 彼はまたその酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバに献べし即ち臍を裏むところの脂と臍の上の一切の脂 四 および二箇の腎とその上の脂の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達する者を取べし 五 而してアロンの子等壇の上において火の上なる薪の上の燔祭の上にこれを焚べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

もしまたエホバに酬恩祭の犠牲を献るにあたりて羊をその禮物となすならば牝牡にかゝはらず其全き者を供ふべし 六 若また羔羊をその禮物となすならば之をエホバの前に牽來り 七 その禮物の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍にそぐべし 八 彼の酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバに献べし即ちその脂をとりその尾を脊骨より全く斷きりまた臍を裏むところの脂と臍の上の一切の脂 九 および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達する者をとるべし 一〇 祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭にしてエホバにたてまつる食物なり

もし山羊を禮物となすならばこれをエホバの前に牽來り 一一 其の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍に瀉ぐべし 一二 彼またその中よりして禮物をとりエホバに火祭をささぐべしすなはち臍を裏むところの脂と臍の上のすべての脂 一三 および兩箇の腎とその上の脂と腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達する者をとるべし 一四 祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭として奉つる食物にして馨しき香たるなり脂はみなエホバに歸すべし 一五 汝等は脂と血を食ふべからず是は汝らがその一切の住處において代々永く守るべき例なり

第四章

エホバまたモーヤに告て言たまはく 一 イスラエルの子孫に告ていふべし人もし誤りてエホバの誠命に違ひて罪を犯しその爲べからざる事の一を行ふことあり 二 また若膏そがれし祭司罪を犯して民を罪に陥るゝこととき事あらばその犯せし罪のために全き償の若き者を罪祭としてエホバに献べし 三 即ちその牡犢を集會の幕屋の門に牽きたりてエホバの前にいたりその牡犢の首に手を按きその牡犢をエホバの前に宰るべし 四 かくて膏そがれし祭司その牡犢の血をとりてこれを集會の幕屋にたづさへ入り 五 而して祭司指をその血にひたしてエホバの前室所の障蔽の幕の前にその血を七次そぐべし 六 祭司またその血をとりてエホバの壇の底下に瀉べし 七 またその牡犢の脂をことごとく取て罪祭に用ふべし即ち臍を裏むところの油と臍の上の一切の脂 八 および兩箇の腎と其上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達する者を取べし 九 之を取には酬恩祭の犠牲の牛より取が如くすべし而して祭司これを燔祭の壇の上に焚べし 一〇 その牡犢の皮とその一切の肉およびその首と臍と臍と糞等 一一 凡てその牡犢はこれを營の外に携へだして灰を棄る場なる清淨處にいたり火をもてこれを薪柴の上に焚べし即ち是は灰棄處に焚べきなり

またイスラエルの全會衆過失をなしたるにその事會衆の目にあらはれずして彼等つひにエホバの誠命の爲べからざる者を爲し罪を獲ることあらんに 一二 もし其犯せし罪あらはれなば會衆の者若き償を罪祭に献べし即ちこれを集會の幕屋の前に奉いたり 一三 會衆の長老等エホバの前にてその牡犢の首に手を按きその一人牡犢をエホバの前に宰るべし 一四 而して膏そがれし祭司その牡犢の血を集會の幕屋に携へり 一五 祭司指をその血にひたしてエホバの前障蔽の幕の前にこれを七次そぐべし 一六 祭司またその血をとりエホバの前にて集會の幕屋にある壇の角にこれを焚べし其血は凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭の壇の底下に瀉べし 一七 また其脂をことごとく取て壇の上に焚べし 一八 すなはち罪祭の牡犢になしたることくにこの牡犢にもなし祭司これをもて彼等の

ために贖罪をなすべし然せば彼等赦されん かくして彼の牡犢を營の外にたづさへ出し初次の牡犢を焚して
とくにこれを焚べし是すなはち會衆の罪祭なり

また牧伯たる者罪を犯しその神エホバの誠命の爲べからざる者を誤り爲て罪を獲ことあらんに 若その
罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を禮物に持きたり 山羊の首に手を按き燔祭の性を宰る場にてエ
ホバの前にこれを宰るべし是すなはち罪祭なり 祭司は指をもてその罪祭の性の血をとり燔祭の壇の角にこれ
を抹り燔祭の壇の底下にその血を流さ 酬恩祭の犠牲の脂のごとくにその脂を壇の上に焚べし祭司かれの罪
のために贖事をなすべし然せば彼は赦されん

また國の民の中に誤りて罪を犯しエホバの誠命の爲べからざる者の一を爲し罪を獲る者あらんに 若そ
の罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を宰きたりその犯せし罪のためにこれを禮物になすべし 即ちその罪
祭の性の首に手を按き燔祭の性の場にてその罪祭の性を宰るべし 而して祭司は指をもてその血を取り燔祭の壇の角
にこれを抹りその血をことごとくその壇の底下に流さ 祭司また酬恩祭の性より脂をとることごとくにその脂をことごと
く取りこれを壇の上に焚てエホバに馨しき香をたてまつるべし 祭司かれのために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん
彼もし羔羊を罪祭の禮物に持きたらんとせば牝の全き者を携へきたり 其の罪祭の性の首に手を按き
燔祭の性を宰る場にてこれを宰りて罪祭となすべし かくて祭司指をもてその罪祭の性の血を取り燔祭の壇の
角にこれを抹りその血をことごとくその壇の底下に流さ 羔羊の脂を酬恩祭の犠牲より取ることごとくにその脂を
ことごとく取べし而して祭司はエホバに獻ぐる火祭のごとくにこれを壇の上に焚べし 祭司彼の犯せる罪のため
に贖をなすべし然せば彼は赦されん

第五章

人もし證人として出たる時に讒誓の聲を聴ながらその見たる事またはその知る事を陳ずして罪を
犯さばその咎は己の身に歸すべし 人もし汚穢たる獸の死體汚穢たる家畜の死體汚穢たる昆蟲の

死體など凡て汚穢たる物に觸ることあらばその事に心づかさざるもその身は汚れて辜あり 人もし又心づかすして
人の汚穢による事あらばその人の汚穢は如何なる汚穢にもあれその之を知るにいたる時は辜あり 人もし心
づかすして誓を發し妄に口をもて惡をなさんと云ひ誓をなさんと云はばその人の誓を發して妄に言ふところは如何
なる事にもあれそのこれを知るにいたる時は此等の一において辜あり 若これらの一において辜ある時は某の
事において罪を犯せりと云あらはし 其の愆のためその犯せし罪のために羊の牝なる者すなはち羔羊あるひは
牝山羊をエホバにたづさへ來りて罪祭となすべし 斯て祭司は彼の罪のために贖罪をなすべし

もし羔羊にまで手のとどかさざる時は鳩二羽か雛二羽をその犯せし愆のためにエホバに持きたり一を
罪祭にもちひ一を燔祭に用ふべし 即ちこれを祭司にたづさへ往べし 祭司はその罪祭の者を先にさぐべし 即
ちその首を頸の根より切やぶるべし但しこれを切はなすべからず 而してその罪祭の者の血を壇の一方にそ
ぎその餘の血をば壇の底下にしぼり出すべし是を罪祭となす 又またその次のは慣例のごとくに燔祭にさぐべ
し 祭司彼が犯せし罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されん

もし二羽の鳩か二羽の雛き鳩まで手のとどかさざる時はその罪ある者麥粉一エバの十分一を禮物にもち
きたりてこれを罪祭となすべしその上に膏をかくべからず又その上に乳香を加ふべからず是は罪祭なればなり
彼祭司の許にこれを携へゆくべし 祭司はこれを一握とりて記念の分となし壇の上にてエホバの火祭の上にてこ
れを焚べし是を罪祭となす 祭司は彼が是等の一を犯して獲たる罪のために贖をなすべし然せば彼は赦され
んその殘餘は素祭とひとしく祭司に歸すべし

エホバ、モーセに告て言たまはく 人もし過失を爲し知ずしてエホバの聖物を干して罪を獲ことあらば
汝の估價に依り聖所のシケルにしたがひて數シケルの銀にあたる全き牡羊を群の中よりとりその愆のためにこれ
をエホバに携へきたりて愆祭となすべし而してその聖物を干して獲たる罪のために償をなしたまはに五分の一を

くはへて祭司に付すべし祭司はその愆祭の牡羊をもて彼のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん
 人もし罪を犯しエホバの誠命の爲べからざる者の一を爲すことあらば假令これを知ざるも尙罪ありその罪
 を任べきなり 一八 即ち汝の估價にしたがひて群の中より全き牡羊をとり愆祭となしてこれを祭司にたづさへいた
 るべし祭司は彼が知ずして誤りし過誤のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん 一九 是を愆祭となすその人は
 誠にエホバに罪を獲たり

第六章

エホバまたモーセに告て言たまはく 人もしエホバにむかひて不信をなして罪を獲ことあり即
 ち人の物をあづかり又は質にとり又は奪ひおきて然る事あらずと言ひ或は人を虐る事を爲し 或
 は人の落せし物を拾ひおきて然る事なしと言ひ偽りて誓ふことを爲す等凡て人の爲て罪を獲るところの事を一に
 ても行はば 是罪を犯して身に罪ある者なればその奪し物その虐けて取たる物その預りし物その拾ひとりし物
 および凡てその偽り誓し物を還すべし即ちその原物を還しその上に五分の一をこれに加へその愆祭をささぐる
 日にこれをその本主に付すべし 彼その愆祭をエホバに携へきたるべし即ち汝の估價にしたがひその愆のため
 に群の中より全き牡羊をとりて祭司にいたるべし 祭司はエホバの前において彼のために贖罪をなすべし然せば
 は彼はその中のいづれを行ひて愆を獲るもゆるさるべし

エホバまたモーセに告て言たまはく アロンとその子等に命じて言へ燔祭の例は是のごとし此燔祭は壇
 の上なる壇の上に且まで終夜あらしむべし即ち壇の火をしてこれと共に燃つゝあらしむべきなり 祭司は麻の
 衣服を着て麻の褲をその内に纏ひ壇の上にて火にかけたる燔祭の灰を取て壇の旁に置き 而してその衣服を
 脱ぎ他の衣服をつけてその灰を營の外に携へいだし清淨地にもちゆくべし 壇の上の火をばたえず燃しむべし
 熄しむべからず祭司は朝ごとに薪柴をその上に燃し燔祭の物をその上に陳べまた酬恩祭の脂をその上に焚べし
 火はつねに壇の上にあえず燃しむべし熄しむべからず

素祭の例は是のごとしアロンの子等これをエホバの前すなはち壇の前にささぐべし 即ち素祭の麥粉と
 その膏を一握とりまた素祭の上の乳香をことごとく取て之を壇の上に焚き馨しき香となし記念の分となしてエホ
 バにたてまつるべし 其の遺餘はアロンとその子等これを食ふべし即ち群をいれずして之を聖所に食ふべし
 集會の幕屋の庭にて之を食ふべきなり 之を群いれて焼べからずわが火祭の中より我これを彼等にあたへてそ
 の分となさしむ是は罪祭と愆祭のごとくに至聖し アロンの子等の男たる者はみな之を食ふことを得べし是は
 エホバにたてまつる火祭の例にして汝等が代々永くまゐるべき者なり凡てこれに觸る者は聖なるべし

エホバ、モーセに告て言たまはく アロンとその子等が膏をさがる日にエホバにささぐべき禮物は是
 のごとし麥粉一エバの十分の一を素祭となして恒に献ぐべし即ちその半を朝にその半を夕にささぐべし 是は
 鍋の内に油をもて作りその焼たる時に汝これを携へきたるべし即ちこれを幾個にも劈て素祭となしエホバに献げ
 て馨しき香とならしむべし アロンの子等の中膏をそまがれて彼に繼で祭司となる者はこれを献ぐべし斯は
 エホバに對して永く守るべき例なり是は全く焚つくすべし 凡て祭司の素祭はみな全く焚つくすべし食ふべか
 らざるなり

エホバまたモーセに告て言たまはく アロンとその子等に告ていふべし罪祭の例は是のごとし燔祭の牲
 を宰る場にて罪祭の牲をエホバの前に宰るべし是は至聖物なり 罪のために之をささぐるところの祭司これを
 食ふべし即ち集會の幕屋の庭において聖所に之を食ふべし 凡てその内に觸る者は聖なるべしその血もし衣服
 に灑ぎかゝることあらばその灑ぎかゝれる者を聖所に洗ふべし またこれを賣たる土瓦の器皿は碎くべし若こ
 れを賣たる者銅の鍋ならば水をもてこれを磨き洗ふべし 祭司等の中の男たる者は皆これを食ふことを得べ
 し是は至聖し 然どその血を集會の幕屋にたづさへりて聖所にて贖罪をなしたる罪祭はこれを食ふべからず
 火をもてこれを焚べし

第七章

また愆祭の例は是のごとし是は至聖者なり 燔祭を宰る場にて愆祭を宰るべし而して祭司その血を壇の四周にそそぎ その脂をことごとく献ぐべし即ちその脂の尾その臟腑を裏むところの諸の脂 兩個の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者および肝の上の網膜の腎の上におよべる者を取り 祭司これを壇の上に焚てエホバに火祭とすべし之を愆祭となす 祭司等の男たる者はみな之を食ふことを得是は聖所に食ふべし至聖者なり 罪祭も愆祭もその例は一にして異らずこれは贖罪をなすところの祭司に歸すべし 人の燔祭をさゝぐるところの祭司その祭司は其の献ぐる燔祭の物の皮を自己に得べし 凡て爐に焼たる素祭の物および凡て釜と鍋にて製へたる者はこれを献ぐるところの祭司に歸すべし 凡そ素祭は油を和たる者も乾たる者もみなアロンの諸の子等に均く歸すべし

エホバに献ぐべき酬恩祭の犠牲の例は是のごとし 若これを感謝のために献ぐるならば油を和たる無酵菓子と油をぬりたる無酵煎餅および麥粉に油をまぜて焼たる菓子とその感謝の犠牲にあはせて献ぐべし 菓子の外にまた有酵パンを酬恩祭なる感謝の犠牲にあはせてその禮物に供ふべし 即ちこの全體の禮物の中より一箇宛を取りエホバにさゝげて奉祭となすべし是は酬恩祭の血を瀉ぐところの祭司に歸すべきなり 感謝のために献ぐる酬恩祭の犠牲の肉はこれを献げしその日の中に食ふべし少にても翌朝まで存しおくまじきなり 其の犠牲の禮物もし願還かまたは自意の禮物ならばその犠牲をさゝげし日にこれを食ふべしその殘餘はまた明日これを食ふことを得るなり 但しその犠牲の肉の殘餘は第三日にいたらば火に焚べし 若その酬恩祭の犠牲の肉を第三日に少にても食ふことをなさば其は受納られずまた禮物と算らるゝことなくして反て憎むべき者とならん是を食ふ者その罪を任べし

その肉もし汚穢たる物にふるゝ事あらば食ふべからず火に焚べしその肉は淨き者みなこれを食ふことを得るなり 若その身に汚穢ある人エホバに屬する酬恩祭の犠牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべし

また人もし人の汚穢あるひは汚れたる獸畜あるひは忌しき汚れたる物等すべて汚穢に觸ることありながらエホバに屬する酬恩祭の犠牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべし

エホバまたモーセに告げ言たまはく イスラエルの子孫に告げ言べし牛羊山羊の脂は都て汝等これを食ふべからず 自ら死たる獸畜の脂および裂ころされし獸畜の脂は諸般の事に用ふるを得れどもこれを食ふことは絶てなすべからず 人のエホバに火祭として献ぐるところの牲畜の脂は誰もこれを食ふべからず之を食ふ人はその民の中より絶るべし 汝等は其の一切の住處において鳥獸の血を決して食ふべからず 何の血によらずこれを食ふ人あればその人は皆民の中より絶るべし

エホバ、モーセに告げ言たまはく イスラエルの子孫に告げ言べし酬恩祭の犠牲をエホバに献ぐる者はその酬恩祭の犠牲の中よりその禮物を取てエホバにたづさへ來るべし 汝等は其の酬恩祭の犠牲の右の腿を奉祭となして携へきたるべし即ちその脂と胸とをたづさへ來りその胸をエホバの前に擡て擡祭となすべし 而して祭司その脂を壇の上に焚べしその胸はアロンとその子等に歸すべし 汝等は其の酬恩祭の犠牲の右の腿を奉祭となして祭司に與ふべし アロンの子等の酬恩祭の血と脂とを献ぐる者その右の腿を得て自己の分となすべし 我イスラエルの子孫の酬恩祭の犠牲の中よりその擡る胸と擡たる腿をとりてこれを祭司アロンとその子等に與ふ是はイスラエルの子孫の中に永く行はるべき例典なり

第八章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく、
 二 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と
 三 二頭の牡羊と無酵パン二箇を携へきたり、
 四 また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ、
 五 モーセはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ、
 六 モーセ會衆にむかひて言ふエホバの爲せと命じたまへる事は斯のごとしと

七 而してモーセ、アロンとその子等を携きたり水をもて彼等を洗ひ清め、
 八 アロンに裏衣を着せ帯を帯しめ、
 九 明衣を纏はせエポデを着しめエポデの帯を之に帯しめこれをもてエポデを其身に結つけ、
 一〇 また胸牌をこれに着させその胸牌にウリムとトンミムをつけ、
 一一 その首に頭帽をかむらしめその頭帽の上すなはちその額に金の板の聖前板をつけたりエホバのモーセに命じたまひし如し

一二 モーセまた灌膏をとり幕屋とその中の一切の物に灌ぎてこれを聖別め、
 一三 且これを七度壇にそそぎ壇とその諸の器具および洗盤とその盥に膏そそぎてこれを聖別め、
 一四 また灌膏をアロンの首にそそぎ之に膏そそぎて聖別たり、
 一五 モーセまたアロンの子等をつれきたりて裏衣をこれに着せ帯をこれに帯しめ頭巾をこれに蒙らせたりエホバのモーセに命じたまひし如くなり

一六 また罪祭の牡牛を牽きたりてアロンとその子等その罪祭の牡牛の頭に手を按り、
 一七 斯てこれを殺してモーセその血をとり指をもてその血を壇の四周の角につけて壇を濯淨しまた壇の底下にその血を灌ぎて之を聖別め之がために贖となせり、
 一八 モーセまたその臍腑の上の一切の脂肝の上の網膜および兩腎の腎とその脂をとりて之を壇の上に焚り、
 一九 但しその牡牛その皮その肉およびその糞は營の外にて火に焚りエホバのモーセに命じたまひし如し

二〇 また燔祭の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按たり、
 二一 斯てこれを宰してモーセその血を壇の周圍に灑げり、
 二二 而してモーセその牡羊を切さきその頭と肉塊と脂とを焚り、
 二三 また水をもてその臍腑と腎を洗ひてモーセその牡羊をことごとく壇の上に焚り是は馨しき香のためにさそぐる燔祭にしてエホバにたてまつる火祭たるなりエホバのモーセに命じたまひし如し

二四 また他の牡羊すなはち任職の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按り、
 二五 斯てこれを殺してモーセその血をとり之をアロンの右の耳の端とその右の手の大指と右の足の指につけ、
 二六 またアロンの子等をつれきたりてその右の耳の端と右の手の大指と右の足の指にその血をつれたり而してモーセその血を壇の周圍に灑げり、
 二七 彼またその脂と脂の尾および臍腑の上の一切の脂と肝の上の網膜ならびに兩腎の腎とその脂とその右の腿とを取り、
 二八 またエホバの前なる無酵パンの筐の中より無酵菓子一箇と油ぬりたるパンの菓子一箇と煎餅一箇を取り是等をその脂の上とその右の腿の上に載せ、
 二九 是を凡てアロンの手とその子等の手に授け之をエホバの前に搖て搖祭となさしめたり、
 三〇 而してモーセまた之を彼等の手より取り壇の上にて燔祭の上にてこれを焚り是は馨しき香のためにたてまつる任職祭にしてエホバにさそぐる火祭なり、
 三一 斯てモーセその胸をとりエホバの前にこれを搖て搖祭となせり任職の牡羊の中是はモーセの分に歸する者なりエホバのモーセに命じたまひし如し

三二 而してモーセ灌膏と壇の上の血とをとりて之をアロンとその衣服に灑ぎまたその子等とその子等の衣服にそそぎアロンとその衣服およびその子等とその子等の衣服を聖別たり、
 三三 斯てモーセまたアロンとその子等に言けるは集會の幕屋の門にて汝等その肉を煮よ而して任職祭の筐の内なるパンと偕にこれを其處に食へ是はアロンとその子等これを食ふべしと我に命ありしにしたがふなり、
 三四 その肉とパンの餘れる者は汝等これを火に焚べし、
 三五 汝等はその任職祭の竟る日まで七日が間は集會の幕屋の門口より出べからず其は汝等の任職は七日にわたればなり、
 三六 今日行ひて汝等のために罪をあがなふが如くにエホバ斯せよと命じたまふなり、
 三七 汝等は集會の幕屋の門口に七日の間日夜居てエホバの命令を守れ然せば汝等死る事

なからん我かく命ぜられたるなり 一五三 すなはちアロンとその子等はエホバのモーセによりて命じたまひし事を盡く爲り

第九章

一五四 斯て第八日にいたりてモーセ、アロンとその子等およびイスラエルの長老等と呼 一五五 而してアロンに言けるは汝若き牡犢の全き者を罪祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のために取りてこれをエホバの前に獻ぐべし 一五六 汝イスラエルの子孫に告げ言べし汝等牡山羊を罪祭のために取りまた犢牛と羔羊の當歳にして全き者を燔祭のために取きたれ 一五七 また酬恩祭のためにエホバの前に供ふる牡牛と牡羊を取り且油を和たる素祭をとりきたるべしエホバ今日汝等に關れたまふべければなり 一五八 是に於てモーセの命ぜし物を集會の幕屋の前に携へ來り會衆みな進よりてエホバの前に立ければ 一五九 モーセ言ふエホバの汝等に爲と命じたまへる者はすなはち是なり斯せばエホバの榮光汝等にはあらはれん 一六〇 モーセすなはちアロンに言けるは汝壇に往き汝の罪祭と汝の燔祭を獻げて己のためと民のために贖罪を爲した民の禮物を獻げて之がために贖罪をなし凡てエホバの命じたまひし如くせよ 一六一 是に於てアロン壇に往き自己のためにする罪祭の體を宰れり 一六二 しかしてアロンの子等その血をアロンの許にたづさへ來りければアロン指をその血にひたして之を壇の角につけその血を壇の底下に瀉ぎ 一六三 また罪祭の性の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に焼り凡てエホバのモーセに命じたまひし如し 一六四 またその肉と皮は營の外にて火に焚り

一六五 アロンまた燔祭の性を宰りしがその子等これが血を自己の許に携へきたりければ之を壇の周圍に瀉げり 一六六 彼等また燔祭の牲すなはちその肉塊と頭をかれに持きたりければ彼壇の上にこれを焚き 一六七 またその臟腑と腔を洗ひ壇の上にて之を燔祭の上に焚り 一六八 彼また民の禮物を携へきたれり 一六九 即ち民のためにする罪祭の山羊を取て之を宰り前のごとくに之を獻げて

罪祭となし 一七〇 また燔祭の性を宰りたりて定例のごとくに之をさゝげたり 一七一 また素祭を携へきたりてその中より一握をとり朝の燔祭にくはへてこれを壇の上に焚り 一七二 アロンまた民のためにする酬恩祭の犠牲なる牡牛と牡羊を宰りしがその子等これが血を己にもちきたりければ之を壇の周圍に瀉げり 一七三 彼等またその牡牛と牡羊の脂およびその脂の尾と臟腑を裏む者と腎と肝の上の網膜とを携へきたれり 一七四 即ち彼等その脂をその胸の上に載きたりけるにアロンその脂を壇の上に焚り 一七五 其の胸と右の腿はアロンこれをエホバの前に掲て燔祭となせり凡てモーセの命じたる如し 一七六 アロン民にむかひて手を舉てこれを祝し罪祭燔祭酬恩祭を獻ぐることを畢て下れり 一七七 モーセとアロン集會の幕屋にいり出きたりて民を祝せり斯てエホバの榮光全體の民に顯れ 一七八 火エホバの前より出で壇の上の燔祭と脂を燔つくせり民これを見て聲をあげ俯伏ぬ 一七九 茲にアロンの子等なるナダブとアビウともにその火盤をとりて火をこれにいれ香をその上に盛て

第一〇章 一八〇 異火をエホバの前に獻げたり是はエホバの命じたまひし者にあらざりしかば 一八一 火エホバより出で彼等を燬ほろぼせりすなはち彼等はエホバの前に死うせぬ 一八二 モーセ、アロンに言けるはエホバの宜ふところは是のごとし云く我は我に近づく者等の中に我の聖ことを顯はし又全躰の民の前に榮光を示さんアロンは默然たり

一八三 モーセかくてアロンの叔父ウジエルの子等なるミサエルとエルザパンを呼び汝等進みよりて聖所の前より汝等の兄弟等を營の外に携へ出せと之にいひければ 一八四 すなはち進みよりて彼等その裏衣のまゝに營の外に携へ出しモーセの言ることくせり 一八五 モーセまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルにいひけるは汝らの頭を露すなかれまた汝らの衣を裂なかれ恐くは汝等死んまた震怒全躰の民におよぶらん但汝等の兄弟たるイスラ

一八六 エルの全家エホバのかく火をもて燬ほろぼしたまひし事を哀くべし 一八七 汝等はまた集會の幕屋の門より出べからず恐くは汝等死ん其はエホバの液膏 汝らの上にあればなりと彼等モーセの言のごとくに爲り

舊約聖書 一五七

地に匍ところの匍行者の中汝等に汚穢となる者は是なり即ち鼯鼠、鼯鼠、大蟻、蟻、蛤蚧、龍子、守宮、蛇、蟻、諸の匍者の中是等は汝等には汚穢たるなり凡てその死たるに捫る者は晩まで汚るべし 是等の者の死て上に墜たる物は何にもあれ汚るべし木の器具にもあれ衣服にもあれ皮革にもあれ囊袋にもあれ凡そ事に用ふる器は皆これを水に漂はせ是は晩まで汚穢ん斯せば是は清まるべし また是等の中の者瓦の器につればその内にある者みな汚るべし汝らその器を毀つべきなり また水の入たる食ふべき食物も是等によりて汚るべく諸般の器にある飲べき飲物も是等に由て汚るべし 是等の者の死體物の上に墮ればその物都て汚るべし爐にもあれ土鍋にもあれ之を毀つべきなり是は汚れて汝等には汚れたる者となればなり 然ど泉水あるひは塘池水の汚は汚ること無し唯その死體に觸る者汚るべし 是等の者の死體は掃べき種の上に墮るも其は汚ることなし 然ど種の上に水のかゝれる時にその死體上に墮れば其は汝等には汚たるべし 汝等が食ふところの獸畜の死たる時はその死體に捫る者は晩まで汚るべし その死體を食ふ者はその衣服を濯ふべし其身は晩まで汚るべしなりその死體を携ふる者もその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るべしなり 地の上に匍ところの諸の匍行者は忌べき者なり食ふべからず 即ち地に匍ところの諸の匍行者の中凡て腹びひ行く者四足にて歩く者ならびに多の足を有つ者は等とば汝等食ふべからず是等は忌べき者たるなり 汝等は匍ところの匍行者のためにその身を忌はしき者にするなかれ是等をもてその身を汚すなかれ又是等に汚るるなかれ 我は汝等の神エホバなれば汝等その身を聖潔せよ然ば汝等聖者とならん我聖ければなり汝等は必ず地に匍ところの匍行者をもてその身を汚すことをせざれ 我は汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より導きいだせしエホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし 是すなはち獸畜と鳥と水に動く諸の生物と地に匍ふ諸の匍行者にかゝはるところの例にして 汚たる者と潔き者とを分ち食ふべし生物と食はれざる生物とを分つ者なり

第二章

エホバまたモーセに告て曰たまはく イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るべしなり また第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし その婦女は尙その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは聖物にさはるべからず 聖所にいるべからず 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を經べきなり

而してその男子あるひは女子につきての成潔の日滿なば燔祭の爲に當處の羔羊を取り罪祭のために犠き 燔あるひは鴈鳩を取てこれを集會の幕屋の門に携へきたり祭司にいたるべし 祭司は之をエホバの前にさし げてその婦女のために贖罪をなすべし然せばその出血の穢潔まるべし是すなはち男子または女子を生る婦女にかかはるところの例なり その婦女もし羔羊にまで手の届かざる時は鴈鳩二羽か又は雛き鴿二羽を携へきたるべし是は燔祭のため一は罪祭のためなり祭司これがために贖罪をなすべし然せば婦女は潔まるべし

第三章

エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 人の身の皮に腫あるひは疥あるひは光る處あらんにもし之がその身の皮にあること癩病の患處のごとくならばその人を祭司アロンまたは祭司たるアロンの子等に携へいたるべし また祭司は肉の皮のその患處を觀べしその患處の毛もし白くなり且その患處身の皮よりも深く見えなば是癩病の患處なり祭司かれを見て汚たる者となすべし もし又その身の皮の光る處白くありて皮よりも深く見えなばまたその毛も白くならずば祭司その患處ある人を七日の間禁鎖おき 第七日にまた祭司之を觀べし若その患處變るところ無くまたその患處皮に蔓延ること無ば祭司またその人を七日の間禁鎖おき 第七日にいたりて祭司ふたゝびその人を觀べしその患處もし薄らぎまたその患處皮に蔓延らずば祭司これを潔者となすべし是は疥なりその人は衣服を洗ふべし然せば潔くならん 然どその人祭司に觀られて潔き者となりたる後にいたりてその疥皮に廣く蔓延らば再び祭司にその身を見すべし 祭司これを觀てその疥皮に

蔓延るを見れば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病なり

人もしその身に癩病の患處あらば祭司にこれを携ゆくべし 祭司これを觀にその皮の腫白くしてその毛も白くなり且その腫に爛肉の見ゆるあらば 是舊き癩病のその身の皮にあるなれば祭司これを汚たる者となすべしその人は汚たる者なればこれを禁錮るにおよばず 若また癩病大にその皮に發しその患處ある者の皮に過く満て首より足まで凡て祭司の見るところにおよばず 祭司これを視若その身に過く癩病の満たるを見ればその患處ある者を深き者となすべし其人は全く白くなりたれば深きなり 然どもし爛肉その人に顯れば汚たる者なり 祭司爛肉を視ばその人を汚たる者となすべし爛肉は汚たる者なり是すなはち癩病たり 若またその爛肉變て白くならばその人は祭司に詣るべし 祭司これを視るにその患處もし白くなりをらば祭司その患處ある者を深き者となすべしその人は深きなり

また肉の皮に癩瘡ありしに愈て 其の癩瘡の地方に白き腫おこり又は白くして微紅き光る處おこるありて之を祭司に見ることあらんに 祭司これを視るに皮よりも卑く見てもその毛白くなりをらば祭司その人を汚たる者となすべし其は癩瘡より起り癩病の患處たるなり 然ど祭司これを觀に其處に白き毛あらずまた皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁錮おくべし 而してもし大に皮に蔓延ば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處なり 然どその光る處もしその所に止りて蔓延すば是は癩瘡の痕跡なり 祭司その人を深き者となすべし

また肉の皮に火傷あらんにその火傷の跡もし微紅くして白く又は只白くして光る處とならば 祭司これを視べし若その光る處の毛白くなりてその處皮よりも深く見れば是火傷より起り癩病なれば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處たるなり 然ど祭司これを視にその光る處に白き毛あらずまたその處皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁錮おく 第七日に祭司これを視べしもし大に皮に蔓延

りをらば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處なり 若その光る處その所に止り皮に蔓延らずして却て薄らぎをらば是火傷の腫なり祭司其人を深き者となすべし其は是火傷の痕跡なればなり 男あるひは女もし頭または鬚に患處あらば 祭司その患處を觀べし若皮よりも深く見えまた其處に黄なる細き毛あらば祭司その人を汚れたる者となすべし其は瘡にして頭または鬚にある癩病なり 若また祭司その瘡の患處を視に皮よりも深からずしてまた其處に黒き毛あること無ば祭司その瘡の患處ある者を七日の間禁錮おく 第七日に祭司その患處を視べしその瘡もし蔓延すまた其處に黄なる毛あらずして皮よりもその瘡深く見ずば 其人は剃ことをなすべし但しその瘡の上は剃べからず祭司其瘡ある者を尙また七日の間禁錮おく 第七日に祭司またその瘡を視べし若その瘡皮に蔓延すまた皮よりも深く見ずば祭司その人を深き者となすべしその人はまたその衣服をあらふべし然せば潔くならん 若その深き者となりし後にいたりてその瘡大に皮に蔓延りなば 祭司その人を視べし若その瘡皮に蔓延らば祭司は黄なる毛を奪るにおよばずその人は汚たる者なり 然ど若その瘡止たるごとくに見えて黒き毛の其處に生ずるあらばその瘡痊たる者にてその人は潔し祭司その人を深き者となすべし

また男あるひは女その身の皮に光る處すなはち白き光る處あらば 祭司これを視べし若その身の皮の光る處薄白からは白斑のその皮に生じたるなればその人は潔し 人もしその髪の毛頭より脱おつるあるも秃なれば潔し 人もしその面に近き處の頭の毛脱おつるあるも秃の秃たるなれば潔し 然ども若その秃頭または秃額に白く微紅き患處あらば是はその秃頭または秃額に癩病の發したるなり 祭司これを觀べし若その秃頭あるひは秃額の患處の腫白くして微紅くあり身の肉に癩病のあらはるゝごとくならば 是癩病人にして汚たる者なり祭司その人をもて全く汚たる者となすべしその患處その頭に

あるなり

癩病の患處ある者はその衣服を裂きその頭を露しその口に蓋をあて、居り汚たる者汚たる者とみづから稱ふべし。その患處の身にある日の間は恒に汚たる者たるべしその人は汚たる者なれば人に離れて居るべし即ち營の外に住居をなすべきなり。

若また衣服に癩病の患處起るあらん時は毛の衣にもあれ麻の衣にもあれ 又麻あるひは毛の經線にあるにもせよ緯線にあるにもせよ皮革にあるにもあれ又凡て皮革にて造れる物にあるにもあれ 若その衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に有ところの患處青くあるか又は赤くあらば是癩病の患處なり之を祭司に見べし 祭司はその患處を視その患處ある物を七日の間禁鎖おき 第七日にその患處を視べし若その衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは毛あるひは皮革あるひは凡て皮革にて造れる物にあるところの患處蔓延をらばこれ惡き癩病にしてその物は汚たる者なり 彼その患處あるところの衣服毛または麻の經線緯線あるひは凡て皮革にて造れる物を燬べし是は惡き癩病なりその物を火に燒べし

然ど祭司これを視に患處もしその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に蔓延すば 祭司命じてその患處ある物を濯はせ尙七日の間之を禁鎖おき 而して祭司その濯ひし患處を視べし患處もし色の變ることなくば患處の蔓延ことあらざるも是は汚たる者なり汝これを火に燬べし是は表面にあるも裏面にあるも共に腐蝕の陥なり

然ど濯たる後に祭司これを視るにその患處薄らぎたらばその衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線より患處を切とるべし 然るに尙またその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に患處のあらはるゝあらば是再發なり汝その患處ある物を火に燒べし 又汝が濯ふところの衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物よりして若その患處脱さらば再びこれを濯ふべし然せば潔し 是すなはち毛または麻の衣服および經線緯線ならびに凡て皮革にて造りたる物に起れる癩病の患處をしら

べて潔と汚たるとを定むるところの條例なり

第一四章

エホバ、モーセに告て言たまはく 癩病人の潔めらるゝ日の定例は是のごとし即ちその人を祭司の許に携へゆくべし 先祭司營より出ゆきて觀祭司もし癩病人の身にありし癩病の患處の瘡たるを見れば 祭司その潔めらるゝ者のために命じて生る潔き鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取きたらしめ 祭司また命じてその鳥一羽を瓦の器の内にて活水の上に殺さしめ 而してその生る鳥を取り香柏と紅の線と牛膝草をも取て之を夫活水の上に殺したる鳥の血の中にその生る鳥とともに濡し 癩病より潔められんとする者にこれを七回濯きてこれを潔き者となしその生る鳥をば野に放つべし 潔めらるゝ者はその衣服を濯ひその毛髪をことごとく剃おとし水に身を濯ぎて潔くなり然る後に營に入きたるべし但し七日の間は自己の天幕の外に居るべし 而して第七日にその身の毛髪をことごとく剃べし即ちその頭の髪と鬚と眉とをことごとく剃りまたその衣服を濯ひ且その身を水に濯ぎて潔くなるべし

第八日にいたりてその人二匹の全き羔羊の牡と當歳なる一匹の全き羔羊の牝を取りまた麥粉十分の三に油を和たる素祭と油一ログを取べし 潔禮をなす所の祭司その潔めらるべき人と是等の物とを集會の幕屋の門にてエホバの前に置き 而して祭司かの羔羊の牡一匹を取り一ログの油とともに之を懲祭に献げまた之をエホバの前に掲て搖祭となすべし 此の羔羊の牡は罪祭燔祭の牲を宰る處すなはち聖所にてこれを宰るべし罪祭の物の祭司に歸することく懲祭の物も然るなり是は至聖物たり 而して祭司その懲祭の牲の血を取りその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の五指と右の足の五指に祭司これをつくべし 祭司またその一ログの油をとりて之を自身の左の手の掌に傾ぎ 而して祭司その右の指を左の手の油にひたしその指をもて之を七回エホバの前に濯ぐべし 其の手の殘餘の油は祭司その潔らるべき者の右の耳の端と右の手の五指と右の足の五指に祭司これをつくべし 而して尙その手に殘れる油は祭司これをその潔めらるべき者の首に

二九 つけエホバの前にて祭司その人のために贖罪をなすべし。斯してまた祭司罪祭を献げその汚穢を潔めらるべき者のために贖罪を爲て然る後に燔祭の牲を宰るべし。而して祭司燔祭と素祭を壇の上に献げその人のために祭司贖罪を爲べし然せばその人は潔くならん。

三〇 その人もし貧くして之にまで手の届かざる時は搗て自己の贖罪をなさしむべき愆祭のために羔羊の牡一匹をとり又素祭のために麥粉十分の一に油を和たるを取りまた油一ログを取り。且その手のとゞくところに循ひて鷹鳩二羽かまたは雛き 鳩二羽を取べし其の一は罪祭のための者なり。而してその潔穢の第八日に之を祭司に携へ集會の幕屋の門にきたりてエホバの前にいたるべし。かくて祭司はその愆祭の牡羊と一ログの油を取り祭司これをエホバの前に搗て燔祭となすべし。而して愆祭の羔羊を宰りて祭司その愆祭の性の血を取りこれをその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の指につけ。また祭司その油の中を己の左の手の掌に傾ぎ。而して祭司その右の指をもて左の手の油を七回エホバの前に灑ぎ。亦祭司その潔めらるべき者の右の耳と右の手の大指と右の足の指に於いて愆祭の性の血をつけし處にその手の油をつくべし。またその手に残れる油をば祭司その潔めらるべき者の首に之をつけエホバの前にてその人のために贖罪をなすべし。その人はその手のおよぶところの鷹鳩または雛き 鳩一羽を獻ぐべし。即ちその手のおよぶところの者一を罪祭に一を燔祭に爲べし祭司はその潔めらるべき者のためにエホバの前に贖罪をなすべし。瘡病の患處ありし人にてその潔穢に用ふべき物に手の届ざる者は之をその條例とすべし。

三二 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく。我が汝らの産業に與ふるカナンの地に汝等の至らん時に我汝らの産業の地或家に瘡病の患處を生ぜしむること有ば。その家の主來り祭司に告て患處のこととき者家に現はると言べし。然る時は祭司命じて祭司のその患處を視に行く前にその家を空しむべし是は家にある物の凡て汚れざらんためなり而して後に祭司いりてその家を觀べし。その患處を觀にもしその家の壁に青くまたは赤き

三三 窪の患處ありて壁よりも卑く見えなば。祭司その家を出て家の門にいたり七日の間家を閉おき。祭司第七日にまた來りて觀るべしその患處もし家の壁に蔓延をらば。祭司命じてその患處ある石を取のぞきて邑の外の汚穢所にこれを棄しめ。またその家の内の四周を刮らしむべしその刮りし灰沙は之を邑の外の汚穢所に傾け他の石を取てその石の所に入かふべし而して彼の灰沙をとりて家を塗べきなり。

三四 新石を取のぞき家を刮りてこれを塗かへし後にその患處もし再びおこりて家に發しなば。祭司また來りて觀べし患處もし家に蔓延たらば是家にある惡き瘡病なれば其は汚るゝなり。彼その家を毀ちその石その木およびその家の灰沙をことごとく邑の外の汚穢所に搬びいだすべし。その家を閉おける日の間にこれに入る者は晩まで汚るべし。その家に臥す者はその衣服を洗ふべしその家に食する者もその衣服を洗ふべし。

三五 然ど祭司いりて視にその患處家を塗かへし後に家に蔓延すば是患處の痊たる者なれば祭司その家を潔き者ととなすべし。彼すなはちその家を潔むるために鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取り。その鳥一羽を瓦の器の内にて活る水の上に殺し。香柏と牛膝草と紅の線と生鳥を取てこれをその殺せし鳥の血なる活る水に浸し七回家に灑ぐべし。祭司鳥の血と活る水と生る鳥と香柏と牛膝草と紅の線をもて家を潔め。その生る鳥を邑の外の野に縱ちその家のために贖罪をなすべし然せば其は潔くならん。

三六 是すなはち瘡病の諸患處瘡。および衣服と家屋の瘡病。ならびに腫と癬と光る處とに關る條例にして何の日潔きか何の日汚たるかを教ふる者なり瘡病の條例は是のごとし。

三五 第一五章 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく。イスラエルの子孫に告て言へ凡そ人その肉に流出たるもその肉の流出滯ほるも共にその汚穢となるなり。流出ある者の臥たる床は凡て汚るまたその人の坐したる物は凡て汚るべし。その床に觸る人は衣服をあらひ水に身を澁ぐべしその身は晩まで汚るゝなり。流出

ある人の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身をそぐべしその身は晩まで汚るゝなり 流出ある者の身に觸る人は衣服を洗ひ水に身を濯ぐべしその身は晩まで汚るゝなり もし流出ある者の唾深き者かゝらばその人衣服を洗ひ水に身を濯ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 流出ある者の乗たる物は凡て汚るべし またその下になりし物に觸る人は皆晩まで汚るゝなり また其等の物を携ふる者は衣服を洗ひ水に身をそぐべしその身は晩まで汚るゝなり 流出ある者手を水に洗はずして人にさはらばその人は衣服を洗ひ水に身を濯ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 流出ある者の捫りし瓦の器は凡て碎くべし木の器は凡て水に洗ふべし 流出ある者その流出やみて潔くならば己の成習のために七日を數へその衣服を洗ひ活る水にその體を濯ぐべし然せば潔くなるべし 而して第八日に鴉鳩二羽または雛き鶴二羽を自己のために取り集會の幕屋の門にきてりてエホバの前にゆき之を祭司に付すべし 祭司はその一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司その人の流出のためにエホバの前に贖罪をなすべし

人もし精の洩ることあらばその全身を水にあらふべしその身は晩まで汚るゝなり 凡て精の粘着たる衣服皮革などは皆水に洗ふべし是は晩まで汚るゝなり 男もし女と寝て精を洩さば二人ともに水に身を濯ぐべしその身は晩まで汚るゝなり

また婦女流出あらんにその肉の流出もし血ならば七日の間不潔なり凡て彼に捫る者は晩まで汚るべし その不潔の間に彼が臥たるところの物は凡て汚るべし又彼がその上に坐れる物も皆汚れん 其の床に捫る者は皆衣服を洗ひ水に身を濯ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 彼が凡て坐りし物に捫る者は皆衣服を洗ひ水に身を濯ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 彼の床の上またはその凡て坐りし物の上にある血に捫らばその人は晩まで汚るゝなり 人もし婦女と寝てその不潔を身に得ば七日汚るべしその人の臥たる床は凡て汚れん 婦女もしその血の流出不潔の期の外にありて多くの日に渉ることあり又はその流出する事不潔の期に逾る

あらばその汚穢の流出する日の間は凡てその不潔の時の如くにしてその身汚る 凡てその流出ある日の間彼が臥ところの床は彼におけること不潔の床のごとし凡そ彼が坐れる物はその汚ること不潔の汚穢の如し 是等の物に捫る人は凡て汚るその衣服を洗ひ水に身を濯ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 彼もしその流出やみて淨まらば七日を算ふべし而して後潔くならん 彼第八日に鴉鳩二羽または雛き鶴二羽を自己のために取りこれを祭司に携へ來り集會の幕屋の門にいたるべし 祭司その一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司かれが汚穢の流出のためにエホバの前に贖罪を爲すべし

斯汝等イスラエルの子孫をその汚穢に離れしむべし是は彼等その中間にある吾が幕屋を汚してその汚穢に死ることなからん爲なり

是すなはち流出ある者その精を洩してこれに身を汚せし者 その不潔を患ふ婦女或は男あるひは女の流出ある者汚たる婦女と寝たる者等に關するところの條例なり

第十六章

アロンの子等二人がエホバの前に獻ぐることを爲て死たる後にエホバ、モーセに斯告たまへり 即ちエホバ、モーセに言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかたずして障蔽の幕の内なる聖所にいり櫃の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死することなからんためなり其は我雲のうちにありて贖罪所の上にあらはるべければなり アロン聖所にいるには斯すべしすなはち櫃の牡を罪祭のために取り牡羊を燔祭のために取り 聖き麻の裏衣を着麻の褲をその肉にまとい麻の帯をもて身に帶し麻の頭帽を冠るべし是は聖衣なりその身を水にあらひてこれを着べし またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊二匹を罪祭のために取り牡羊一匹を燔祭のために取べし

アロンは自己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなすべし アロンまたその兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にてエホバの前にこれを置き その兩隻の山羊のために籤を擲べし

九 即ち一の籤をエホバのためにし一の籤をアザゼルのためにすべし 而してアロンそのエホバの籤にあたりし
一〇 山羊を献げて罪祭となすべし 又アザゼルの籤にあたりし山羊はこれをエホバの前に生しおきこれをもて贖罪
一一 をなしこれを野におくりてアザゼルにいたらすべし

一二 即ちアロン己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなし自己のためなる
一三 其罪祭の牡牛を宰り 而して火鼎をとりエホバの前の壇よりして熱れる火を之に盛てまた兩手に細末の馨しき
一四 香を盛て之を障蔽の幕の中に携へり エホバの前に於て香をその火に放べ香の煙の雲をして律法の上なる
一五 贖罪所を蓋はしむべし然せば彼死することあらじ 彼またその牡牛の血をとり指をもて之を贖罪所の東面に灑ぎ
一六 また指をもてその血を贖罪所の前に七回灑ぐべし

一七 斯してまた民のためなるその罪祭の山羊を宰りその血を障蔽の幕の内に携へりかの牡牛の血をもて爲し
一八 ごとくその血をもて爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑ぎ イスラエルの子孫の汚穢とその諸の悖れる罪
一九 とに縁て聖所のために贖罪を爲べし即ち彼等の汚穢の中間にある集會の幕屋のために斯なすべきなり 彼が
二〇 聖所において贖罪をなさんとて入たる時はその自己と己の家族とイスラエルの全會衆のために贖罪をなして
二一 出るまでは何人も集會の幕屋の内に居べからず 斯て彼エホバの前の壇に出きたり之がために贖罪をなすべし
二二 即ちその牡牛の血と山羊の血を取て壇の四周の角につけ また指をもて七回その血を其の上に灑ぎイスラエル
二三 の子孫の汚穢をのぞきて其を潔ようし且聖別べし

二四 斯かれ聖所と集會の幕屋と壇のために贖罪をなしてかの生る山羊を牽きたるべし 然る時アロンその
二五 生る山羊の頭に兩手を按ぎイスラエルの子孫の諸の惡事とその諸の悖反る罪をことごとくその上に承認はして
二六 これを山羊の頭に載せ選びおける人の手をもてこれを野に遣るべし 其の山羊彼等の諸惡を人なき地に任ゆく
二七 べきなり即ちその山羊を野に遣るべし

二八 斯してアロン集會の幕屋にいりその聖所にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處に置き 聖所において
二九 その身を水にそぎ衣服をつけて出で自己の婦祭と民の婦祭とを獻げて自己と民とのために贖罪をなすべし
三〇 また罪祭の牲の脂を壇の上に焚べきなり かの山羊をアザゼルに遣りし者は衣服を濯ひ水に身を濯ぎて
三一 然る後營にいるべし聖所において贖罪をなさんために其血を携へ入たる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とは之を營
三二 の外に携へいだしその皮と肉と糞を火に焼べし之を焼たる者は衣服を濯ひ水に身を濯ぎて然る後營にいるべし
三三 汝等永く此例を守るべし即ち七月にいたらばその月の十日に汝等その身をなやまし何の工をも爲べからず
三四 自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然すべし 其はこの日に祭司汝らのために贖罪をなして
三五 汝らを淨むればなり是汝らがエホバの前にその諸の罪を清められんためになす者なり 是は汝らの大安息日な
三六 り汝ら身をなやますべし是永く守るべき例なり 膏をそがれて任ぜられその父に代りて祭司の職をなすこと
三七 ろの祭司贖罪をなすべし彼は麻の衣すなはち聖衣を衣べし 彼すなはち至聖所のために贖罪をなした集會
三八 の幕屋のためと壇のために贖罪をなした祭司等のためと民の會衆のために贖罪をなすべし 是汝等が永く守
三九 るべき例にしてイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖罪をなす者なり彼すなはちエホバのモーセに命じ
四〇 たまひしごとく爲ぬ

第十七章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく アロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれ
二 に言べしエホバの命するところ斯のごとし云く 凡そイスラエルの家の人の中牛羊または山羊を
三 營の内に宰りあるひは營の外に宰ることを爲し 之を集會の幕屋の門に牽きたりて宰りエホバの幕屋の前にお
四 いて之をエホバに禮物として獻ぐることを爲さる者は血を流せる者と算らるべし彼は血を流したるればその民
五 の中より絶るべきなり 是はイスラエルの子孫をしてその野の表に犧牲とするとその野の犠牲をエホバに牽きた
六 らしめんがためなり即ち彼等は之を牽きたり集會の幕屋の門にいたりて祭司に就きこれを贖罪としてエホバに

六 献ぐべきなり 然る時は祭司その血を集會の幕屋の門なるエホバの壇にそぎまたその脂を馨しき香のために
 七 焚てエホバに奉つるべし 彼等はその慕ひて淫せし魘魅に重て犠牲をさぐ可らず是は彼等が代々永くまもる
 べき例なり

八 汝また彼等に言べし凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人婦祭あるひは犠牲を献ぐる
 九 ことをせんに 之を集會の幕屋の門に携へきたりてエホバにこれを献ぐるにあらすばその人はその民の中より
 絶るべし

一〇 凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人の中何の血によらず血を食ふ者あれば我その血
 一一 を食ふ人にわが面をむけて攻めその民の中より之を斷さるべし 其は肉の生命は血にあればなり我汝等がこれ
 一二 を以て汝等の靈魂のために壇の上にて贖罪をなさんために是を汝等に與ふ血はその中に生命のある故によりて
 一三 贖罪をなす者なればなり 是をもて我イスラエルの子孫にいへり汝らの中何人も血をくらふべからすまた汝ら
 一四 の中に寄寓る他國の人も血を食ふべからすと 凡そイスラエルの子孫の中または汝らの中に寄寓る他國の人
 一五 中もし食はるべき獸あるひは鳥を獵獲たる者あらばその血を瀝ぎいだし土にて之を掩ふべし

一六 凡の肉の生命はその血にして是はすなはちその魂たるなり故に我イスラエルの子孫にいへりなんぢらは何
 一七 の肉の血をもくらふべからす其は一切の肉の生命はその血なればなり凡て血をくらふものは絶るべし およそ
 一八 自ら死たる物または裂ころされし物をくらふ人はなんぢらの國の者にもあれ他國の者にもあれその衣服をあらひ
 一九 水に身をそぐべしその身は晩までけがるなりその後には潔し その人もし洗ふことをせずまたその身を水に
 二〇 滌がすばその罪を任べし

第十八章

一 エホバまたモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て之に言へ我は汝らの神エホバな
 三 り 汝らその住をりしエジプトの國に行はるゝ所の事等々を倣ひ行ふべからすまた我が汝等を導き

いたるカナンの國におこなはるゝ所の事等々を倣ひおこなふべからすまたその例に歩行べからす 汝等は我が法
 を行ひ我が例をまもりてその中にあゆむべし 我は汝等の神エホバなり 汝等わが例とわが法をまもるべし人
 もし是を行はざれば之によりて生べし我はエホバなり

汝等凡てその骨肉の親に近づきて之と淫するなかれ我はエホバなり 汝の母と淫するなかれ是汝の父を
 辱しむるなればなり彼は汝の母なれば汝これと淫するなかれ 汝の父の妻と淫するなかれ是汝の父を辱しむる
 なればなり 汝の姉妹すなはち汝の父の女子と汝の母の女子は家に生れたると家外に生れたるとによらず凡て
 これと淫するなかれ 汝の男子の女子または汝の女子の女子と淫する事なかれ是自己を辱しむるなればなり

汝の父の妻が汝の父によりて産たる女子は汝の姉妹なれば之と淫する勿れ 汝の父の姉妹と淫するなかれ
 是は汝の父の骨肉の親なればなり また汝の母の姉妹と淫する勿れ是は汝の母の骨肉の親なり 汝の父の兄
 弟の妻に親づきて之と淫する勿れ是は汝の叔伯母なり 汝の媳と淫するなかれ是は汝の息子の妻なれば汝これ
 と淫する勿れ 汝の兄弟の妻と淫する勿れ是汝の兄弟を辱しむるなればなり 汝婦人とその婦の女子とに淫
 する勿れまたその婦人の子息の女子またはその女子の女子を取て之に淫する勿れ是等は汝の骨肉の親なれば然す
 るは惡し 汝妻の尙生る間に彼の姉妹を取て彼とおなじく妻となして之に淫する勿れ

婦のその行經の汚穢にある間はこれに近づきて淫するなかれ 汝の鄰の妻と交合して彼によりて己が身
 を汚すなかれ 汝その子女に火の中を通らしめてこれをモロクにさぐぐることを絶て爲され亦汝の神エホバの
 名を汚すことなかれ我はエホバなり 汝女と寝ることくに男と寝るなかれ是は憎むべき事なり 汝獸畜と
 交合して之によりて己が身を汚すこと勿れまた女たる者は獸畜の前に立て之と接ること勿れ是憎むべき事なり
 汝等はこの諸の事をもて身を汚すなかれ我が汝等の前に逐はらふ國々の人はこの諸の事によりて汚れ
 その地もまた汚る是をもて我その惡のために之を罰すその地も亦自らそこに住る民を吐いだすなり 然ば

汝等はわが例と法を守りこの諸の憎むべき事を一も爲べからず汝らの國の人も汝らの中間に寄寓る他國の人も然るべし 汝等の先にあるし此地の人々はこの諸の憎むべき事を行へりその地もまた汚る 汝等は是のごとくするなかれ恐くはこの地汝らの先にあるし國人を吐いだす如くに汝らをも吐いださん 凡そこの憎むべき事等を一にても行ふ者あれば之を行ふ人はその民の中より絶るべし 然ば汝等はわが例規を守り汝等の先におこなはれし是等の憎むべき習俗を一も行ふなかれまた之によりて汝等身を汚す勿れ我は汝等の神エホバなり

第十九章

エホバまたモーセに告て言たまはく 汝イスラエルの子孫の全會衆に告てこれに言へ汝等宜く聖あるべし其は我エホバ汝らの神聖あればなり 汝等おのおのその母とその父を畏れまた吾が安息日を守るべし我は汝らの神エホバなり 汝等虚き物を待むなかれまた汝らのために神々を鑄造ることなかれ我は汝らの神エホバなり

汝等酬恩祭の犠牲をエホバにさしぐる時はその受納らるゝやうに献ぐべし 之を食ふことは之を献ぐる日とその翌日に於てすべし若残りて三日にいたらばこれを火に燒べし もし第三日に少にても之を食ふことあらば是は憎むべき物となりて受納られざるべし 之を食ふ者はエホバの聖物を汚すによりてその罰を蒙るべし即ちその人は民の中より絶さられん

汝らの地の穀物を穫るときには汝等その田野の隅々までを盡く穫可らず亦汝の穀物の遺穂を拾ふべからず また汝の果樹園の果を取つくすべからずまた汝の果樹園に落たる果を斂むべからず貧者と旅客のためにこれを遺しおくべし我は汝らの神エホバなり

汝等竊むべからず僞べからず互に欺くべからず 汝等わが名を指て僞り誓ふべからずまた汝の神の名を汚すべからず我はエホバなり 汝の鄰人を虐ぐべからずまたその物を奪ふべからず貧人の値を明朝まで汝の許に留めおくべからず

聖者を誣ふべからずまた替者の前に贖物をおくべからず汝の神を畏るべし我はエホバなり 汝審判をなすに方りて不義を行なふべからず貧窮者を偏り護べからず權ある者を曲て庇くべからず但公議をもて汝の鄰を審判べし 汝の民の間に往めぐりて人を讒るべからず汝の鄰人の血をながすべからず我はエホバなり

汝心に汝の兄弟を惡むべからず必ず汝の鄰人を勸戒むべし彼の故によりて罪を身にうる勿れ 汝仇をかへすべからず汝の民の子孫に對ひて怨を懷くべからず己のごとく汝の鄰を愛すべし我はエホバなり

汝らわが條例を守るべし汝の家畜をして異類と交らしむべからず異類の種をまぜて汝の田野に播べからず 麻と毛をまじへたる衣服を身につくべからず 凡そ未だ贖ひ出されず未だ解放れざる奴隸の女にして夫に適く

約束をなせし者あらんに人もしこれと交合しなばその二人を誹責むべし然ど之を殺すに及ばず是の婦いまだ解放れざるが故なり 其の男は懲祭をエホバに携へきたるべし即ち懲祭の牡羊を集會の幕屋の門に奉きたるべきなり 而して祭司その人の犯せる罪のためにその懲祭の牡羊をもてエホバの前にこれがために贖罪をなすべし斯せばその人の犯せし罪赦されん

汝等かの地にいたりて諸の果實の樹を植ん時はその果實をもて未だ割禮を受ざる者と見做べし即ち三年の間汝等これをもて割禮を受ざる者となすべし是は食はれざるなり 第四年には汝らそのもろもろの果實を聖物となしこれをもてエホバに感謝の祭を爲べし 第五年に汝等その果實を食ふべし然せば汝らのために多く實を結ばん我は汝らの神エホバなり

汝等何をも血のまゝに食ふべからずまた魔術を行ふべからずト筮をなすべからず 汝等頭の鬘を圓く剪べからず汝等の兩方を損すべからず 汝等死る人のために己が身に傷くべからずまたその身に刺文をなすべからず我はエホバなり

汝の女子を汚して娼妓の業をなさしむべからず恐くは淫事國におこなはれ罪惡國に滿ん 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はエホバなり

汝等愚鬼者を持むなかれト筮師に問ことを爲て之に身を汚さるゝなかれ我は汝らの神エホバなり

白髪の人の前には起あがるべしまた老人の身を敬ひ汝の神を畏るべし我はエホバなり

他國の人汝らの國に寄留て汝とともに在ばこれを虐ぐるなかれ 汝等とともに居る他國の人をば汝らの

中間に生れたる者のごとく己のごとく之を愛すべし汝等もエジプトの國に客たりし事あり我は汝らの神エホバなり

汝等審判に於ても尺度に於ても秤子に於ても升斗に於ても不義を爲べからず 汝等公平秤公平き鐘公平きエバ公平きヒンをもちふべし我は汝らの神エホバ汝らをエジプトの國より導き出せし者なり 汝等わが一切の條例とわが一切の律法を守りてこれを行ふべし我はエホバなり

第二〇章

エホバまたモーセに告て言たまはく 汝イスラエルの子孫に言べし凡そイスラエルの子孫の中て之を撃べし 我またわが面をその人にむけて之を攻めこれをその民の中より絶ん其は彼その子をモロクに獻げて吾が聖所を汚しまたわが聖名を棄せばなり 人がモロクにその子を獻ぐる時に國の民もし目を掩ひて見ざるがごとく之を殺すことをせずば 我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡て彼に倣ひてモロクと淫をおこなふところの者等をその民の中より絶ん

愚鬼者またはト筮師を持みこれに従がふ人あらば我わが面をその人にむけ之をその民の中に絶べし 然ば汝等宜く自ら聖潔して聖あるべし我は汝らの神エホバたるなり 汝等わが條例を守りこれを行ふべし我は汝らを聖別るエホバなり 凡てその父またはその母を詛ふ者はかならず誅さるべし彼その父またはその母を詛ひ

たればその血は自身に歸すべきなり

人の妻と姦淫する人すなはちその那の妻と姦淫する者あればその姦夫淫婦ともにならず誅さるべし

その父の妻と寝る人は父を辱しむるなり兩人ともにならず誅さるべしその血は自己に歸せん 人もし

その子の妻と寝る時は二人ともにならず誅さるべし是憎むべき事を行へばなりその血は自己に歸せん 人もし

婦人と寝ること男子と寝ることをせば是の二人憎むべき事をおこなふなり二人ともにならず誅さるべし

その血は自己に歸せん 人妻を娶る時にその母をも娶らば是惡き事なり彼も彼等ともに火に燒るべし

是汝らの中に惡き事の無らんためなり 男子もし獸畜と交合しなばかならず誅さるべし汝らまたその獸畜を殺すべし 婦人もし獸畜に近づきこれと交らばその婦人と獸畜を殺すべし是等はともに必ず誅さるべしその血は

自己に歸せん

人もしその姉妹すなはちその父の女子あるひは母の女子を取りて此は彼の陰所を見れば此の陰所を見なば

是恥べき事をなすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹と淫したればその罪を任べきなり

人もし經水ある婦人と寝て彼の陰所を露すことあり即ち男子その婦人の源を露し婦人また己の血の源を露す

あらば二人ともその民の中より絶るべし 汝の母の姉妹または汝の父の姉妹の陰所を露すべからず斯する時

はその骨肉の親たる者の陰所をあらはすなれば二人ともその罪を任べきなり 人もしその伯叔の妻と寝る時

は是の伯叔の陰所を露すなれば二人ともその罪を任ひ子なくして死ん 人もしその兄弟の妻を取ば是汚は

しき事なり彼その兄弟の陰所を露したるなればその二人は子なかるべし

汝等は我が一切の條例と一切の律法を守りて之を行ふべし然せば我が汝らを住せんとて導き行ところの地

汝らを吐いだすことを爲じ 汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等はこの諸の

事をなしたれば我かれらを惡むなり 我さきに汝等に言へり汝等その地を踐ん我これを汝らに與へて獲さすべし

是は乳と蜜の流るゝ地なり 我は汝らの神エホバにして汝らを他の民より區別てり 汝等は獸畜の潔と汚たる
 と禽の潔と汚たるを區別べし 汝等は我が汚たる者として汝らのために區別たる獸畜または禽または地に匍ふ
 諸の物をもて汝らの身を汚すべからず 汝等は我の聖者となるべし 其は我エホバ聖ければなり 我また汝等を
 して我の所有とならしめんがために汝らを他の民より區別たるなり

男または女の憑鬼者をなし或は卜筮をなす者はかならず誅さるべし 即ち石をもてこれを撃べし 彼等の血は
 彼らに歸せん

第二章

エホバ、モーセに告て言たまはくアロンの子等なる祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のため
 に身を汚す者あるべからず 但しその骨肉の親のためすなはちその母のため父のため男子のため
 女子のため兄弟のため またその姉妹の處女にして未だ夫あらざる者のためには身を汚すも宜し 祭司はそ
 の民の中の長者なれば身を汚して喪たる者となるべからず 彼等は髪をそりて頭に毛なき所をつくるべからず
 その鬚の兩傍を損すべからずまたその身に傷つくべからず その神に對て聖あるべくまたその神の名をけがす
 べからず 彼等はエホバの火祭すなはち其神の食物を獻ぐる者なれば聖あるべきなり 彼等は妓女または汚れた
 る女を妻に娶るべからずまた夫に出されたる女を娶るべからず 其はその身エホバにむかひて聖ければなり 汝
 かれをもて聖者とすべし 彼は汝の神エホバの食物を獻ぐる者なればなり 汝すなはちこれをもて聖者となすべし
 其は我エホバ汝らを聖別る者聖ければなり 祭司の女たる者淫行をなしてその身を汚さば是はその父を汚すなり
 火をもてこれを燒べし

その兄弟の中灌膏を首にそゝがれ職に任ぜられて祭司の長となる者はその頭をあらはすべからずまた
 その衣服を裂べからず 死人の所に往べからずまたその父のためにも母のためにも身を汚すべからず また
 聖所より出べからずその神の聖所を襲すべからず 其はその神の任職の灌膏首にあればなり 我はエホバなり

彼妻には處女を娶るべし 寡婦休れたる婦または汚れたる婦 妓女等は娶るべからず 惟自己の民の中の處女
 を妻にめとるべし その民の中に自己の子孫を汚すべからず 我はこれを聖別ればなり

エホバ、モーセに告て言たまはく アロンに告て言へ凡そ汝の歴代の子孫の中身に疵ある者は進みより
 てその神エホバの食物を獻ぐる事を爲べからず 凡て疵ある人は進みよるべからず 其は凡そ醫者歌者および鼻
 の缺たる者 成餘るところ 脚の折たる者 手の折たる者 偏癩者 侏儒 目に雲膜ある者 疥ある
 者 癩ある者 外腎の壞れたる者等は進みよるべからず 凡そ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者は進みよりて
 エホバの火祭を獻ぐべからず 彼は身に疵あるなれば進みよりてエホバの食物を獻ぐべからざるなり 神の食物
 の至聖者も聖者も彼は食ふことを得 然ど障蔽の幕に至べからず また祭壇に近よるべからず 其は身に疵あれば
 なり 斯かれわが聖所を汚すべからず 其は我エホバこれを聖別ればなり モーセすなはちアロンとその子等およ
 びイスラエルの一切の子孫にこれを告たり

第二章

エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等に告て彼等をしてイスラエルの子孫の
 聖物をみだりに享用せしめまたその聖別て我にさゝげたる物についてわが名を汚すこと無らしむ
 べし 我はエホバなり 彼等に言へ凡そ汝等の歴代の子孫の中都てイスラエルの子孫の聖別て我にさゝげし 聖物
 に汚たる身をもて近く者あればその人はわが前より絶るべし 我はエホバなり アロンの子孫の中癩病ある者ま
 たは流出ある者は凡てその潔くなるまで聖物を食ふべからず また死骸に汚れたる物に捫れる者または精をもらせ
 る者 または凡て人を汚すところの匍行物に捫れる者または何の汚穢を論はず人をして汚れしむるところの人
 に捫れる者 此のごとき物に捫れる者は晩まで汚るべし またその身を水にて洗ふにあらざれば聖物を食ふべから
 ず 日の入たる時は潔くなるべければその後聖物を食ふべし 是はその食物なればなり 自ら死たる物または
 裂ころされし者食ひて之をもて身を汚すべからず 我はエホバなり 彼等これを襲してこれが爲に罪を獲て

死にいたらざるやう我が例規をまもるべし我エホバ是等を聖せり

外國の人は聖物を食ふ可らず祭司の客あるひは傭人は聖物を食ふべからざるなり 然ど祭司金をもて

人を買たる時はその者はこれを食ふことを得またその家に生れし者も然り彼等は祭司の食物を食ふことを得べし

祭司の女子もし外國の人に嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず 祭司の女子寡婦となるありまたは出さ

るゝありて子なくしてその父の家にかへり幼時のごとくにてあらばその父の食物を食ふことを得べし但し外國の

人はこれを食ふべからず 人もし誤りて聖物を食はゞその聖物にこれが五分一を加へて祭司に付すべし

イスラエルの子孫がエホバに献ぐるところの聖物を彼等襲すべからず 其の聖物を食ふ者にはその愆の罰をかう

むらしむべし其は我エホバこれを聖すればなり

エホバまたモーセに告て言たまはく アロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言

へ凡そイスラエルにをる外國の人の中願還の禮物または自意の禮物をエホバに献げて燔祭となさんとする者は

その受納らるゝやうに牛羊あるひは山羊の牡の全き者を献ぐべし 凡て疵ある者は汝ら献ぐべからず是は

その物なんぢらのために受納られざるべければなり 凡て願を還さんとしまたは自意の禮物をなさんとして牛

あるひは羊をもて酬恩祭の犠牲を獻上る者はその受納らるゝやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらしむべ

からざるなり 即ち盲なる者折たる所ある者切斷たる處ある者腫物ある者疥ある者癬ある者は是の如き者は

汝等これをエホバに献ぐべからずまた壇の上に火祭となしてエホバにたてまつるべからず 牛あるひは羊の成

餘れる所または成足ざる所ある者は汝らこれを自意の禮物には用ふるも宜し然ど願還においては是は受納らる

ることなかるべし 汝等外腎を打壞りまたは壓つぶしまたは割きまたは斬りたる者をエホバに献ぐべからずま

た汝らの國の中に斯る事を行ふべからず 汝らまた異邦人の手よりも是等の物を受て神の食に供ふることを爲

べからず其は是等は缺あり疵ある者なるに因て汝らのために受納らるゝことあらざればなり

エホバ、モーセに告て言たまはく 牛羊または山羊生れなば之を七日その母につけ置べし八日より後は

是はエホバに火祭とすれば受納らるべし 牝牛にもあれ牝羊にもあれ汝らその母と子とを同日に殺すべからず

汝ら感謝の犠牲をエホバに献ぐる時は汝らの受納らるゝやうに献ぐべし 是はその日の内に食つくすべし

明日まで遺しておくべからず我はエホバなり 汝らわが誠命を守り且これを行ふべし我はエホバなり 汝等わ

が名を潰すべからず我はかへつてイスラエルの子孫の中に聖者とあらはるべきなり我はエホバにして汝らを聖く

する者 汝らの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり我はエホバなり

第三章

エホバ、モーセに告て言たまはく イスラエルの子孫につけて之に言へ汝らが宣告て聖會とな

すべきエホバの節期は是のごとし我が節期はすなはち是なり 六日の間業務をなすべし第七日は

休むべき安息日にして聖會なり汝ら何の業をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において守るべきエホバ

の安息日なり

その期々に汝らが宣告すべきエホバの節期たる聖會は是なり すなはち正月の十四日の晩はエホバの

踰越節なり またその月の十五日はエホバの酔いれぬパンの節なり七日の間汝等酔いれぬパンを食ふべし

その首の日には汝ら聖會をなすべし何の職業をも爲すべからず 汝ら七日のあひだエホバに火祭を献ぐべし

第七日にはまた聖會をなし何の職業をもなすべからず

エホバまたモーセにつけて言たまはく イスラエルの子孫につけて之に言へ汝らわが汝らにたまふとこ

ろの地に至るにおよびて汝らの穀物を穫ときは先なんぢらの穀物の初穂一束を祭司にもちきたるべし 彼その

束の受けらるゝやうに之をエホバの前に搖べし即ちその安息日の翌日に祭司これを搖べし また汝らその束

を搖る日に當歳の牡羔の全き者を燔祭となしてエホバに献ぐべし 其の素祭には油を和たる麥粉十分の二をも

ちひ之をエホバに献げて火祭となし馨しき香たらしむべしまたその灌祭には酒一ヒンの四分の一をもちふべし

二四 汝らはその神エホバに禮物をたづさへ来るその日まではパンをも烘麥をも青穂をも食ふべからず是は汝らが
その一切の住居において代々永く守るべき例なり

二五 汝ら安息日の翌日より即ち汝らが搖祭の束を携へきたりし日より數へて安息日七をもてその數を盈すべし

二六 すなはち第七の安息日の翌日まで日數五十を數へをはり新素祭をエホバに獻ぐべし 二七 また汝らの居所よ
り十分の二をもてつくりたるパン二箇を携へきたりて搖べし是は麥粉にてつくり酔をいれて焼べし是初穂をエホ
バにさゝぐる者なり 二八 汝らまた當歲の全き羔羊七匹と少き牡牛一匹と牡山羊二匹を其パンとともに獻ぐべしす
なはち是等をその素祭およびその灌祭とともにエホバにたてまつりて燔祭となすべし是は火祭にしてエホバに
しき香となる者なり 二九 斯てまた牡山羊一匹を罪祭にさゝげ當歲の羔羊二匹を酬恩祭の犠牲にさゝぐべし 而
して祭司その初穂のパンとともにこの二匹の羔羊をエホバの前に擡て搖祭となすべし是等はエホバにたてまつる
聖物にして祭司に歸すべし 三〇 汝らその日に汝らの中に聖會を宣告いたすべし何の職業をも爲べからず是は汝ら
がその一切の住所において永く守るべき條例なり

三一 汝らの地の穀物を穫るときは汝その穫るにのぞみて汝の田野の隅々までをことごとく穫つくすべからず又汝
の穀物の遺穂を拾ふべからずこれを貧乏者と客旅とに遺しおくべし我は汝らの神エホバなり
三二 エホバまたモーセに告て言たまはく 三三 イスラエルの子孫に告て言へ七月においては汝らその月の一日を
もて安息の日となすべし是は喇叭を吹て記念するの日にして即ち聖會たり 汝ら何の職業をもなすべからず
惟エホバに火祭を獻ぐべし

三四 エホバまたモーセに告て言たまはく 三五 殊にまたその七月の十日は贖罪の日にして汝らにおいて聖會たり
汝等身をなやました火祭をエホバに獻ぐべし 三六 その日には汝ら何の工をもなすべからず其は汝らのために汝
らの神エホバの前に贖罪をなすべき贖罪の日なればなり 三七 凡てその日に身をなやますことをせざる者はその民
の中より絶れん 三八 またその日に何の工にても爲ものあれば我その人をその民の中より滅しさらん 三九 汝等何の
工をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において代々永く守るべき條例なり 四〇 是は汝らの休むべき安息
日なり汝らその身をなやますべしまたその月の九日の晩すなはちその晩より翌晩まで汝等その安息をまもるべし
四一 エホバまたモーセに告て言たまはく 四二 イスラエルの子孫に告て言へその七月の十五日は結茅節なり
七日のあひだエホバの前にこれを守るべし 四三 首の日には聖會を開くべし何の職業をもなすべからず 四四 汝等ま
た七日のあひだ火祭をエホバに獻ぐべし而して第八日に汝等の中に聖會を開きまた火祭をエホバに獻ぐべし是は
會の終結なり汝ら何の職業をもなすべからず

四五 諸是等はエホバの節期にして汝らが宣告て聖會となし火祭をエホバに獻ぐべき者なり即ち燔祭 素祭 犠牲
および灌祭等をその獻ぐべき日にしたがひて獻ぐべし 四六 この外にエホバの諸安息日ありまた外に汝らの獻物
ありまた外に汝らの諸の願還の禮物ありまた外に汝らの自意の禮物あり是みな汝らがエホバに獻る者なり
四七 汝らその地の作物を數めし時は七月の十五日よりして七日の間エホバの節をまもるべし即ち初の日にも
安息をなし第八日も安息をなすべし 四八 その首の日には汝等佳樹の枝を取すなはち棕櫚の枝と茂れる樹の
條と水楊の枝とを取りて七日の間汝らの神エホバの前に樂むべし 四九 汝ら歲に七日エホバに此節をまもるべ
し汝ら代々ながくこの條例を守り七月にこれを祝ふべし 五〇 汝ら七日のあひだ茅廬に居りイスラエルに生れたる
人はみな茅廬に居べし 五一 斯するは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時にこれを茅廬に住し
めし事を汝らの代々の子孫に知しめんためなり我は汝らの神エホバなり 五二 モーセすなはちエホバの節期をイス
ラエルの子孫に告たり

五三 第二四章 エホバまたモーセに告て言たまはく 五四 イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火
のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をとますべし 五五 またアロンは集會の幕屋において律法の前

なる幕の外にて絶すエホバの前にその燈火を整ふべし是は汝らが代々ながく守るべき定例なり 彼すなはちエホバの前にて純精の燈臺の上にその燈火を絶す整ふべきなり

汝麥粉を取りこれをもて菓子十二を焼べし菓子一箇には其の十分の二をもちふべし 而してこれをエホバの前にて純精の案の上に二累に積み一累に六宛あらしむべし 汝また淨き乳香をその累の上に置きこれをしてそのパンの上にてありて記念とならしめエホバにたてまつりて火祭となすべし 安息日ごとに絶すこれをエホバの前に供ふべし是はイスラエルの子孫の獻ぐべき者にして永遠の契約たるなり 此はアロンとその子等に歸す彼等これを聖所に食ふべし是はエホバの火祭の一にして彼に歸する者にて至聖し是をもて永遠の條例となすべし

茲にその父はエジプト人母はイスラエル人なる者ありてイスラエルの子孫の中にいで來れることありしがそのイスラエルの婦の生たる者イスラエルの人と營の中に爭論をなせり 時にそのイスラエルの婦の生たる者エホバの名を瀆して詛ふことをなしければ人々これをモーセの許にひき來れり(その母はダンの支派のデブリの女子にして名をシロミナと曰ふ) 人々かれを閉こめておきてエホバの示諭をかうむるを俟り

時にエホバ、モーセにつけて言たまはく かの詛ふことをなせし者を營の外に曳いだし之を聞たる者に皆その手を彼の首に按しめ全會衆をして彼を石にて撃しめよ 汝またイスラエルの子孫に告て言べし凡てその神を詛ふ者はその罰を蒙るべし 一六 エホバの名を瀆す者はかならず誅されん全會衆かならず石をもて之を撃べし外國の人にて自己の國の人にてエホバの名を瀆すにおいては誅さるべし 人を殺す者はかならず誅さるべし 獸畜を殺す者はまた獸畜をもて獸畜を償ふべし 人もしその鄰人に傷損をつけなばそのなせし如く自己もせらるべし 即ち挫は挫 目は目 齒は齒をもて償ふべし人に傷損をつけしごとく自己も然せらるべきなり 獸畜を殺す者は是を償ふべく人を殺す者は誅さるべきなり 外國の人にも自己の國の人にもこの法は同一なり我は汝らの神エホバなり 一七 モーセすなはちイスラエルの子孫にむかひかの營の外にて詛ふことをなせし者

を曳いだして石にて撃てと言ければイラスエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第二十章 エホバ、シナイ山にてモーセに告て言たまはく 一 イスラエルの子孫につけて之に言ふべし我が汝らに與ふる地に汝ら至らん時はその地にもエホバにむかひて安息を守らしむべし 六年のあひだ汝その田野に種播きまた六年のあひだ汝その果園の物を剪伐てその果を斂むべし 然ど第七年には地に安息をなさしむべし是エホバにむかひてする安息なり汝その田野に種播べからずまたその果園の物を剪伐べからず 汝の穀物の自然生たる者は獲べからずまた汝の葡萄樹の修理なしに結べる葡萄は斂むべからず是地の安息の年なればなり 安息の年の産物は汝らの食となるべしすなはち汝と汝の僕と汝の婢と汝の傭人と汝の所に寄寓る他國の人 ならびに汝の家畜と汝の國の中の獸みなその産物をもて食となすべし

汝安息の年を七次かぞふべし是すなはち七年を七回かぞふるなり安息の年七次の間はすなはち四十九年なり 七月の十日になんち喇叭の聲を鳴わたらしむべし即ち贖罪の日になんちら國の中にあまねく喇叭を吹ならさしめ かくしてその第五十年を聖め國中の一切の人民に自由を宣しめすべしこの年はなんちらにはヨベルの年なりなんちらのおのその産業に歸りおのおのその家にかへるべし 一 其の五十年はなんちらにはヨベルなりなんちら種播べからずまた自然生たる物を獲べからず修理なしになりたる葡萄を斂むべからず 一 此の年はヨベルにしてなんちらに聖ければなりなんちらは田野の産物をくらふべし

このヨベルの年にはなんちらのおのその産業にかへるべし 一 なんちの鄰に物を賣りまたは汝の鄰の手より物を買ふ時はなんちらたがひに相欺むべからず 一 一ヨベルの後の年の數にしたがひてなんちその鄰より買ことをなすべし彼もまたその果を得べき年の數にしたがひてなんちに賣ことをなすべきなり 一 年の數多ときはなんちその値を増し年の數少なきときはなんちその値を減すべし即ち彼その果の多少にしたがひてこれを汝に賣るべきなり 一 汝らたがひに相欺むべからず汝の神を畏るべし我は汝らの神エホバなり

舊約聖書 レ ビ 記 第二十章一—一七節 一八五

一八 汝等わが法度を行ひまたわが律法を守りてこれを行ふべし然せば汝ら安泰にその地に住ことを得ん 地
 一九 はその産物を出さん汝等は飽までに食ひて安泰に其處に住ことを得べし 汝等是我等もし第七年に種をまかず
 二〇 またその産物を斂めずば何を食はんやと言か 我命じて第六年に恩澤を汝等に降し三年だけの果を結ばしむべ
 二一 し 汝等第八年には種を播ん然ど第九年までその蓄き果を食ふことを得んすなはちその果のいできたるまで汝
 二二 ら蓄き者を食ふことを得べし

二三 地を賣には限りなく賣べからず地は我の有なればなり 汝らは客旅また寄寓者にして我とともに在るなり
 二四 汝らの産業の地に於ては凡てその地を贖ふことを許すべし 汝の兄弟もし零落てその産業を賣しことあら
 二五 ばその贖業人たる親戚きたりてその兄弟の賣たる者を贖ふべし 若また人の之を贖ふ者あらずして己みづから
 二六 之を贖ふことを得にいたらば 其の賣てよりの年を數へて之が餘の分をその買主に償ふべし然せばその産業に
 二七 かへることを得ん 然ど若これをその人に償ふことを得ずばその賣たる者は買主の手にヨベルの年まで在て
 二八 ヨベルに及びてもどさるべし彼すなはちその産業にかへることを得ん

二九 人石垣ある城邑内の住宅を賣ことあらんに賣てより全一年の間はこれを贖ふことを得べし即ち期定の日
 三〇 の内にその贖をなすべきなり もし全一年の内に贖ふことなくばその石垣ある城邑内の家は買主の者に確定
 三一 して代々ながくこれに屬しヨベルにもどされざるべし 然ど周圍に石垣あらざる村落の家はその國の田畝の
 三二 附屬物と見做べし是は贖はるべくまたヨベルにいたりてもどさるべきなり レビ人の邑々すなはちレビ人の産
 三三 業の邑々の家はレビ人何時にても贖ふことを得べし 人もレビ人の産業の邑においてレビ人より家を買こと
 三四 あらば彼の賣たる家はヨベルにおよびて返さるべし其はレビ人の邑々の家はイスラエルの子孫の中は是がもてる
 三五 産業なればなり 但しその邑々の郊地の田畝は賣べからず是の永久の産業なればなり

汝の兄弟零落かつ手懐ひて汝の傍にあらば之を扶助け之をして客旅または寄寓者のごとくに汝とともにありて生命を保たしむべし 汝の兄弟より利をも息をも取べからず神を畏るべしまた汝の兄弟をして汝とともにありて生命を保たしむべし 汝かれに利をとりて金を貸べからずまた益を得んとて食物を貸べからず 我は汝等の神エホバにしてカナンの地を汝らに與へ且なんちらの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり

一 汝の兄弟零落て汝に身を賣ことあらば汝これを奴隷のごとくに使役べからず 彼をして傭人または寄寓者のごとくにして汝とともに在しめヨベルの年まで汝に仕へしむべし 其時には彼その子女とともに汝の所より出去りその一族にかへりその父祖等の産業に歸るべし 彼らはエジプトの國より我が導き出せし我の僕なれば身を賣て奴隷となる可らず 汝嚴く彼を使ふべからず汝の神を畏るべし 汝の有つ奴隷は男女ともに汝の四周の異邦人の中より取べし男女の奴隷は是る者の中より買べきなり また汝らの中に寄寓る異邦人の子女の中よりも汝ら買ことを得また彼等の中汝らの國に生れて汝らと偕に居る人々の家よりも然り彼等は汝らの所有となるべし 汝ら彼らを獲て汝らの後の子孫の所有に遺し之に彼等を有ちてその所有となさしむることを得べし 彼等は永く汝らの奴隷とならん然ど汝らの兄弟なるイスラエルの子孫をば汝等たがひに嚴しく相使ふべからず 汝の中なる客旅又は寄寓者にして富を致しその傍に住る汝の兄弟零落て汝の中なるその客旅あるひは寄寓者あるひは客旅の家の分支などに身を賣ることあらば 其の身を賣たる後に贖はるゝことを得その兄弟の一人これを贖ふべし 其の伯叔または伯叔の子これを贖ふべくその家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた若能せば自ら贖ふべし 然る時は彼己が身を賣たる年よりヨベルの年までをその買主とともに數へその年の數にしたがひてその身の代の金を定むべしまたその人に仕へし日は人を備ひし日のごとくに數ふべきなり 若なほ遺れる年多からばその數にしたがひまたその買れし金に照して贖の金をその人に償ふべし 若またヨベルの年までに遺れる年少からばその人とともに計算をなしその年數にてらして贖の金を之に償ふべし 汝のその人に仕ふる

の中の遺れる者にはその敵の地において我これに恐懼を懐かしめん彼等は木葉の搖く聲にもおどろきて逃げその
逃る事は剣をさけて逃るがごとくまた追ものもなきに願ふばん 彼等は追ものも無に劍の前にあるが如くたが
ひに相つまづきて倒れん汝等はその敵の前に立つことを得じ なんぢ等はもろもろの國の中にありて滅うせん
なんぢらの敵の地なんぢらを呑つくすべし なんぢらの中の遺れる者はなんぢらの敵の地においてその罪の中
に瘠衰へまた己の身につけるその先祖等の罪の中に瘠衰へん

かくて後彼らその罪とその先祖等の罪および己が我に悖りし咎と我に敵して事をかせし事を懺悔せん
我も彼等に敵して事をなし彼らその敵の地に曳いたりしが彼らの割禮を受ざる心をして卑くなり甘んじて
その罪の罰を受けるに至るべければ 我またヤコブとむすびし吾が契約およびイサクとむすびし吾が契約を追憶
しまたアブラハムとむすびしわが契約を追憶し且その地を眷顧ん 彼等その地を離るべければ地は彼等の之に
居る者なくして荒てをる間その安息をたのしまん彼等はまた甘んじてその罪の罰を受ん是は彼等わが律法を蔑如に
しその心にわが法度を忌きらひたればなり かれ等斯のときに至るもなほ我彼らが敵の國にをる時にこれを
棄すまたこれを忌きはじ斯我かれらを滅ぼし盡してわがかれらと結びし契約をやぶることを爲さるべし我は彼
らの神エホバなり 我かれらの先祖等とむすびし契約をかれらのために追憶さん彼らは前に我がその神となら
んとて國々の人の目の前にてエジプトの地より導き出せし者なり我はエホバなり

是等はすなはちエホバがシナイ山において己とイスラエルの子孫の間にモーセによりて立たまひし法度と
條規と律法なり

第二十七章

エホバ、モーセに告て言たまはく イスラエルの子孫につけてこれに言へ人もし誓願をかけな
ばなんぢの估價にしたがひてエホバに献納物をなすべし なんぢの估價はかくすべしすなはち二
十歳より六十歳までは男には其價を聖所のシケルに循ひて五十シケルに估り 女にはその價を三十シケルに估

るべし また五歳より二十歳までは男にはその價を二十シケルに估り女には十シケルに估るべし また一箇
月より五歳までは男にはその價を銀五シケルに估り女にはその價を銀三シケルに估るべし また六十歳より上
は男にはその價を十五シケルに估り女には十シケルに估るべし その人もし貧くして汝の估價に勝ざる時は
祭司の前にいたり祭司の估價をうくべきなり祭司はその誓願者の力にしたがひて估價をなすべし

人もしそのエホバに禮物として献ることを爲すところの牲畜の中を取り誓願の物となしてエホバに献る時
は其物は都て聖し 之を更むべからずまた佳を惡に惡を佳に易べからず若し牲畜をもて牲畜に易ることをせば
其と共に易たる者ともに聖なるべし もし人のエホバに禮物として獻ることを爲さるところの汚たる畜の中な
らばその畜を祭司の前に奉いたるべし 祭司はまたその佳惡にしたがひてこれが估價をなすべし即ちその價は
祭司の估るところによりて定むべきなり その人若これを贖はんとせばその估る價にまた之が五分の一を加ふ
べし

また人もしその家をエホバに聖別さうけたる時は祭司その佳惡にしたがひて之が估價を爲べし即ちその價
は祭司の估るところによりて定むべきなり その人もし家を贖はんとせばその估價の金にまた之が五分の一を
加ふべし然せば是は自分の有とならん

人もしその遺業の田野の中をエホバに獻る時は其處に撒るゝ種の多少にしたがひてこれが估價をなすべし
即ち大麥の種一ホメルを五十シケルに算べきなり もしその田野をヨベルの年より獻たる時はその價は汝の估
れる所によりて定むべし もし又その田野をヨベルの後に獻たる時は祭司そのヨベルの年までに遺れる年の數
にしたがひてその金を算へこれに準じてその估價を減すべし その田野を獻たる者若これを贖はんとせばその
估價の金の五分の一をこれに加ふべし然せば是はその人に歸せん 然ど若その田野を贖ふことをせず又はこれ
を他の人に賣ことをなさば再び贖ふことを得じ その田野はヨベルにおよびて出きたる時は永く率納たる田野の

三三 ごとくエホバに歸して聖き者となり 祭司の産業とならん 若また自己が買たる田野にしてその遺業にあらざ
 三二 る者をエホバに獻たる時は 祭司その人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし彼は汝の估れる金高
 三一 をその日エホバにたてまつりて聖物となすべし ヨベルの年にいたればその田野は賣主なるその本來の所有主
 三〇 に歸るべし 汝の估價はみな聖所のシケルにしたがひて爲べし二十ゲラを一シケルとなす
 二九 但し牲畜の初子はエホバに歸すべき初子なれば何人もこれを獻べからず牛にもあれ羊にもあれ是はエホバ
 二八 の所屬なり 若し汚たる畜ならば汝の估價にしたがひこれにその五分の一を加へてその人これを贖ふべし若こ
 二七 れを贖ふことをせずば汝の估價にしたがひて之を賣べし
 二六 但し人がその凡て有る物の中より取て永くエホバに納めたる奉納物は人にもあれ畜にもあれその遺業の
 二五 田野にもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず奉納物はみなエホバに至聖物たるなり また人の中永く奉納ら
 二四 れて奉納物となれる者も贖ふべからず必ず殺すべし
 二三 地の十分の一は地の産物にもあれ樹の果にもあれ皆エホバの所屬にしてエホバに聖きなり 人もしその
 二二 獸の十分の一を贖はんとせば之にまたその五分の一を加ふべし 牛または羊の十分の一については凡て杖の下
 二一 を通る者の第十番にあたる者はエホバに聖き者なるべし その佳惡をたづぬべからずまた之を易べからず若こ
 二〇 れを易る時は其とその易たる者ともに聖き者となるべしこれを贖ふことを得ず
 一九 是等はエホバがシナイ山においてイスラエルの子孫のためにモーセに命じたまひし誠命なり
 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一

民數紀略

第一章

一 エジプトの國を出たる次の年の二月の一日にエホバ、シナイの野に於て集會の幕屋の中にてモー
 二 セに告て言たまはく 汝等イスラエルの子孫の全會衆の物數をその宗族に依り其父祖の家に備ひ
 三 て核べその諸の男丁の名の數と頭數とを得よ 汝等はイスラエルの中凡て二十歳以上にして戰爭にいづるに
 四 勝る者を汝とアロンその軍族にしたがひて數ふべし また諸の支派のおのその父祖の家の長たる者一人を出
 五 して汝等とともにならしむべし 汝らとともに立べき人々の名は是なり即ちルベンよりはシデウルの子エリヅル
 六 シメオンよりはツリシヤダイの子シルミエル ユダよりはアマナダブの子ナシオン イッサカルよりは
 七 ツアルの子ネタニエル ゼブルンよりはヘロンの子エリアブ ヨセフの子等の中にはエフライムよりはア
 八 ミホデの子エリシヤマ、マナセよりはバダヅルの子ガマリエル 二 ぺニヤミンよりはギデオニの子アビダン
 九 ダンよりはアミシヤダイの子アヒエゼル アセルよりはオクランの子バギエル ガドよりはデウエルの
 一〇 子エリアサフ ナフタリよりはエナンの子アヒラ 是等は會衆の中より選み出されし者にてその父祖の支派
 一一 の牧伯またイスラエルの千人の長なり かくてモーセとアロンとに名を擧たる人々を率領て 二月の一日
 一二 に會衆をことごとく集めければ彼等その宗族に循ひその父祖の家にしたがひその名の數にしたがひて自分の出生
 一三 を述たりかく二十歳以上の者ことごとく核へらる エホバの命じたまひしてモーセ、シナイの野にて彼等
 一四 を核數たり
 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇

またシメオンの子等より生れたる者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依りその頭數に依ば シメオンの支派の中にその核數られし者五萬九千三百人ありき

またガドの子等より生れたる者等をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争に出るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば ガドの支派の中にその核數られし者四萬五千六百五十人ありき

ユダの子等より生れたる者等をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば ユダの支派の中にその核數られし者七萬四千六百八十人ありき

イツサカルの子等より生れたる者等をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争に出るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば イツサカルの支派の中にその核數られし者五萬四千四百人ありき

ゼブルンの子等より生れたる者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば ゼブルンの支派の中に其核數られし者五萬七千四百人ありき

ヨセフの子等の中エフライムの子等より生れたる者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば エフライムの支派の中にその核數られし者四萬五百人ありき

又マナセの子等より生れたる者等をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば マナセの支派の中にその核數られし者三萬二千二百人ありき

ベニヤミンの子等より生れたる者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば ベニヤミンの支派の中にその數へられし者三萬五千四百人ありき

ダンの子等より生れたる者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば ダンの支派の中にその核數られし者六萬二千七百人ありき

アセルの子等より生れたる者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば アセルの支派の中にその核數られし者四萬一千五百人ありき

ナフタリの子等より生れたる者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば ナフタリの支派の中にその數へられし者五萬三千四百人ありき

是すなはちその核數られし者にしてモーセとアロンとイスラエルの牧伯等の數ふる所是のごとしその牧伯等は十二人にして各々その父祖の家のために出たるなり 斯イスラエルの子孫をその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁をイスラエルの中に數へたるに 其核數られし者都合六十三萬三千五百五十人ありき

但しレビの支派の人はその父祖にしたがひて核數らるゝこと無りき 即ちエホバ、モーセに告て言たまひけらく 惟レビの支派のみは汝これを核數べからずまたその總數をイスラエルの子孫とともに計ふべからざるなり なんぢレビ人をして律法の幕屋とその諸の器具と其に屬する諸の物を管理らしむべし彼等は幕屋とその諸の器具を運搬ぶことを爲しまたこれが役事を爲し幕屋の四圍にその營を張べし 幕屋を移す時はレビ人これを折卸し幕屋を立る時はレビ人これを組たつべし外人のこれに近く者は殺さるべし イスラエルの子孫は